

597-23
1200501528233

597
23

龍川流域の林業

静岡県内務部

1

天龍川流域の林業

天龍川流域の林業正誤

目次	頁數	行數	誤	正
全融	一〇	一		金融
介立し	一五	一		介在し
大居町	一六	一		大居町
犬居村	一七	一		犬居町
十五ヶ町村	二一	一		十五ヶ町村
或績	二四	一		成績
即位	二五	一		既往
勵所	二五	一		勵行
免角も	二五	一		兎角
耐か	二五	一		而かも
三河路	二七	一		三河路
百數十十年前	二九	一		百數十十年前
大東屋	二九	一		大東屋
ける於	二九	一		於ける
代探	三〇	一		伐探
引續く	三二	一		引續く
幾千	三二	一		幾千



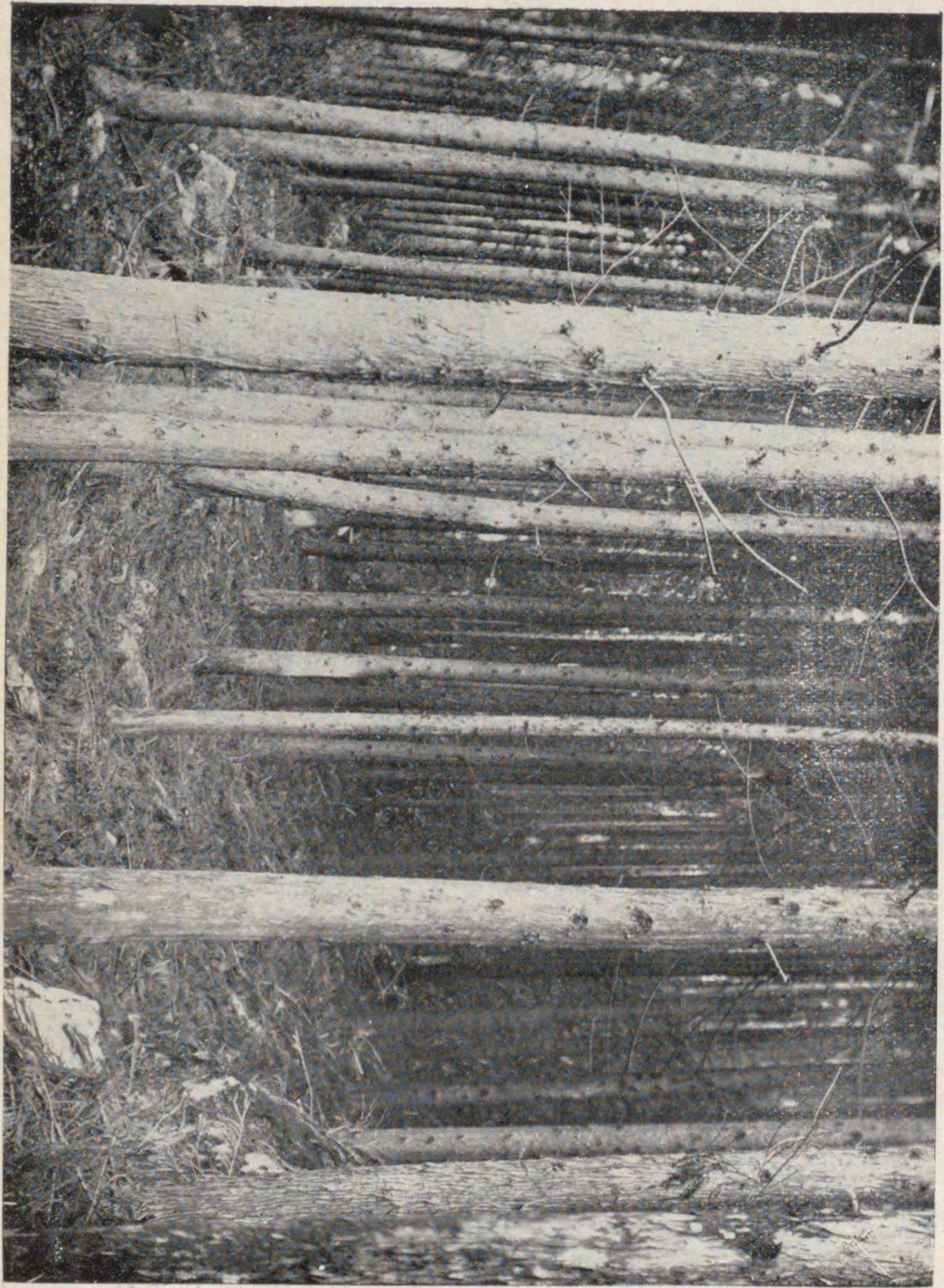
磐田郡龍山村の林相



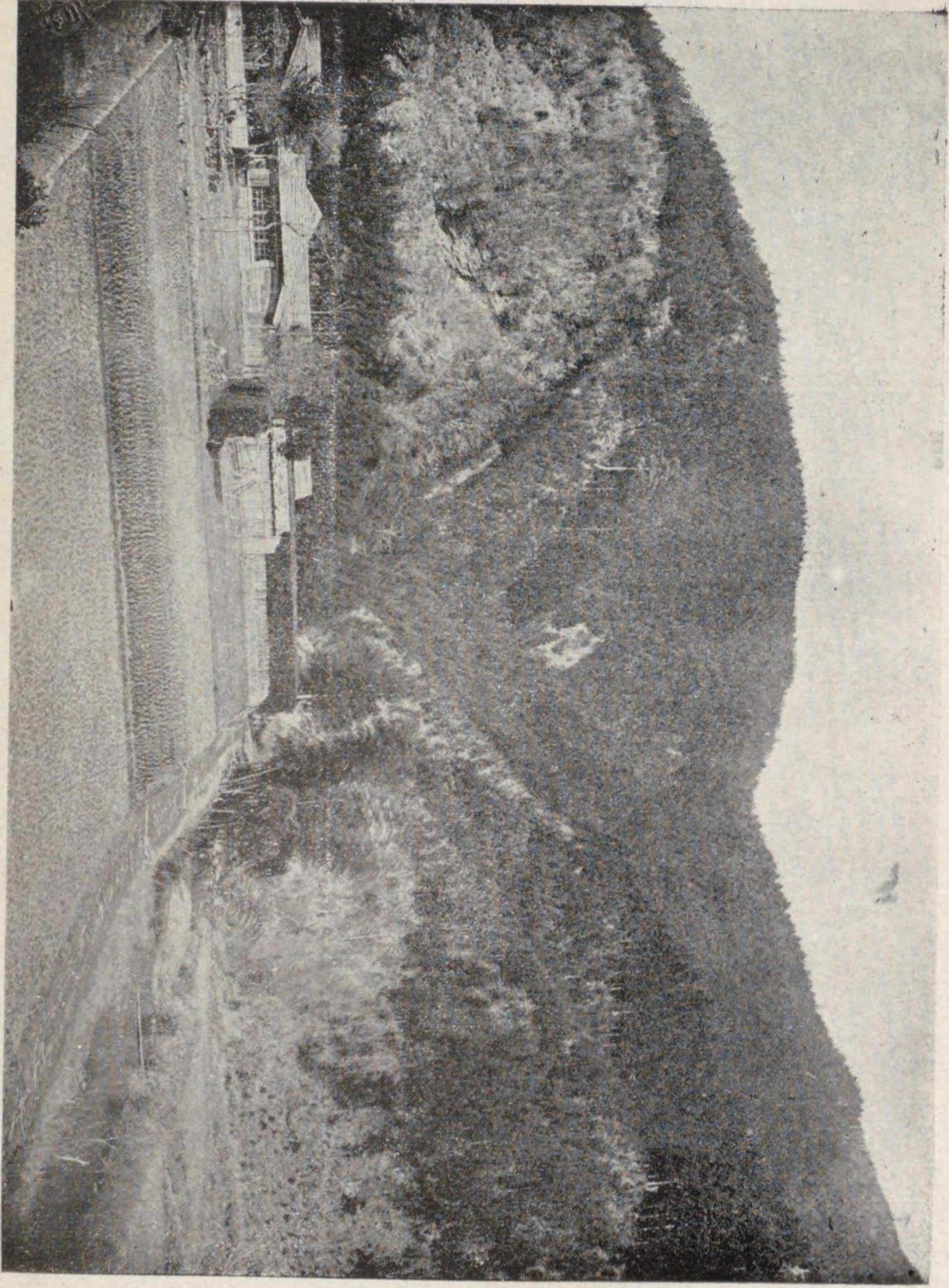
磐田郡龍川村の林相



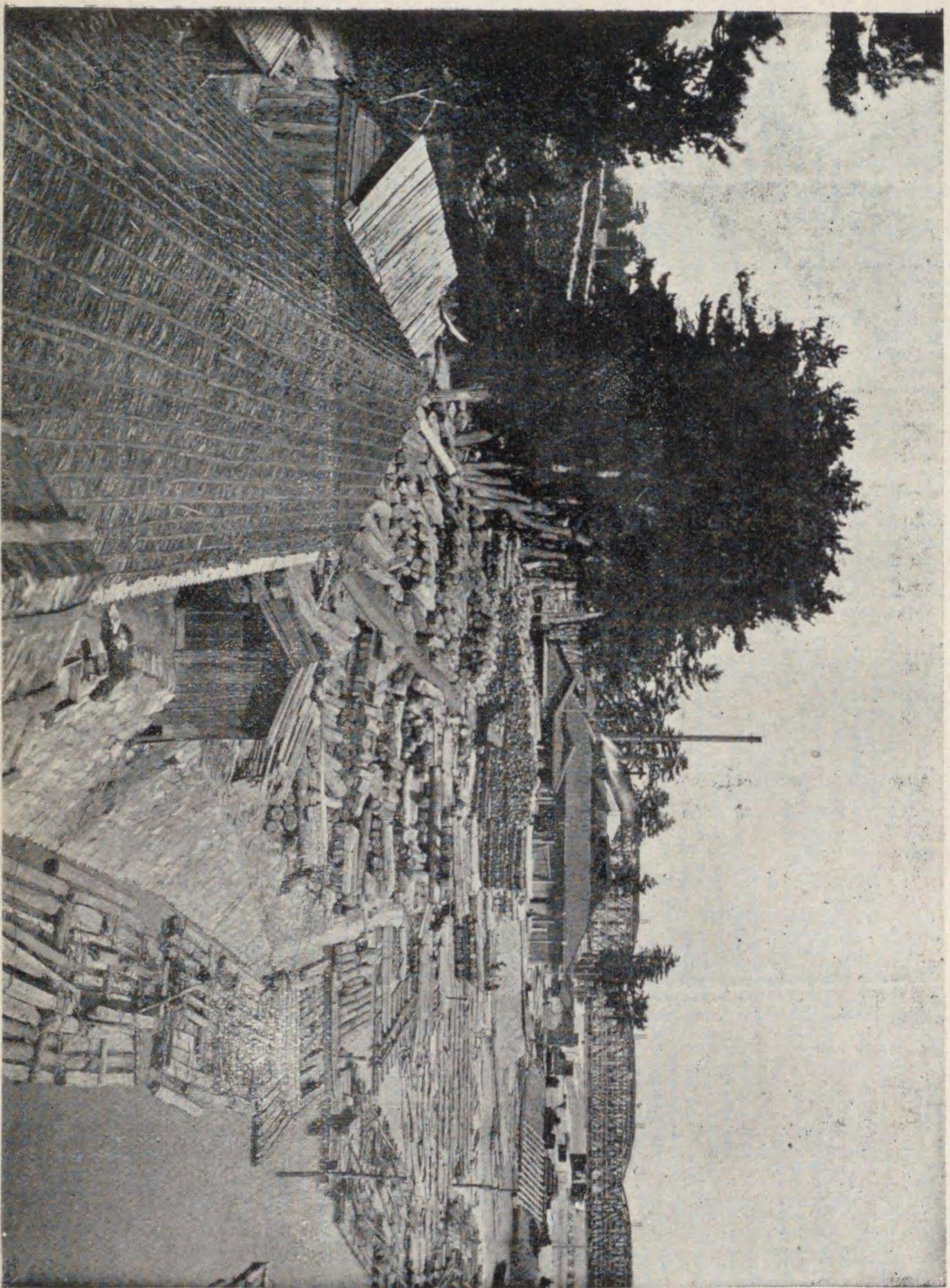
天龍川沿岸林相



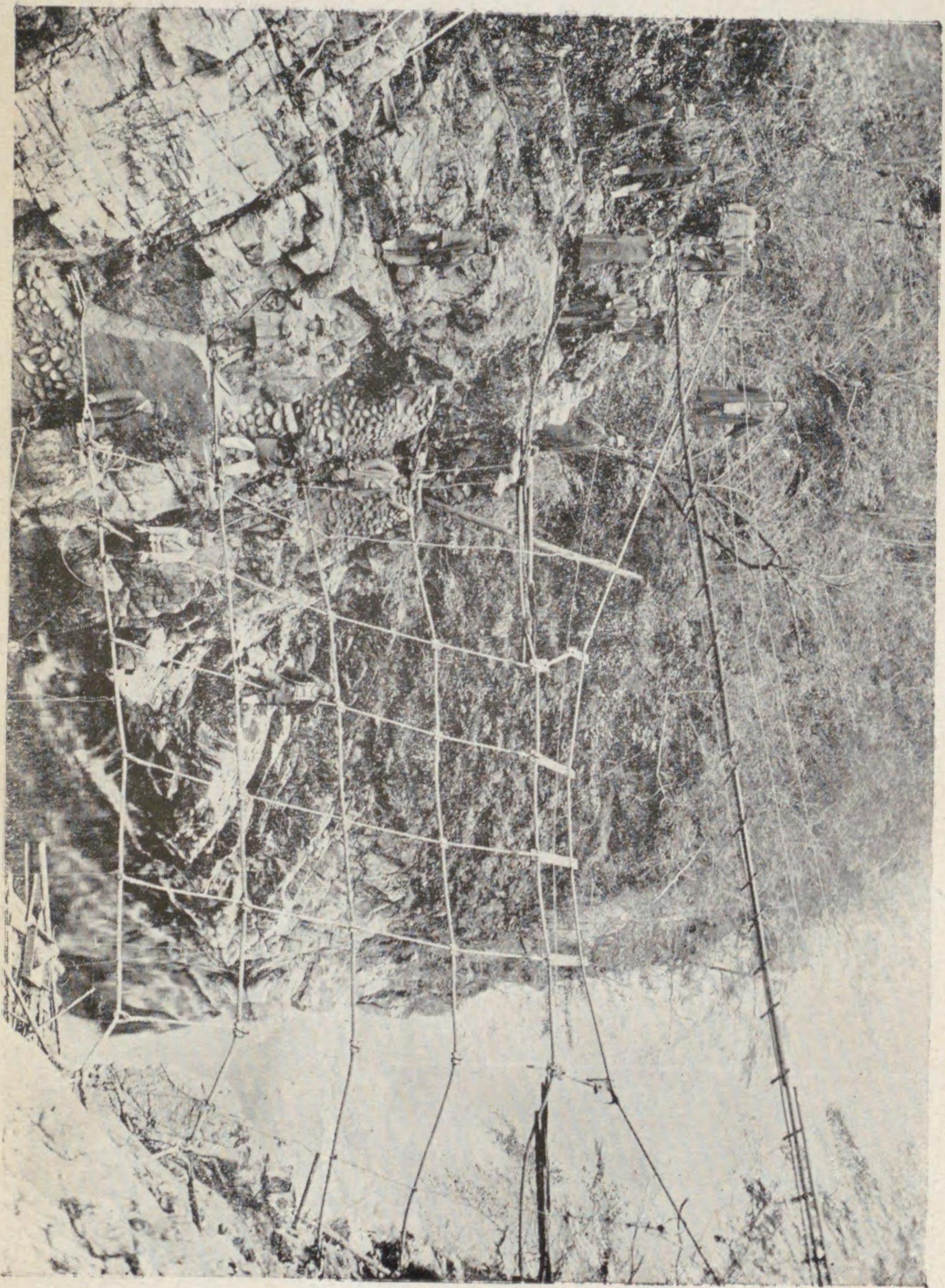
磐田郡龍山村瀬尻御料林



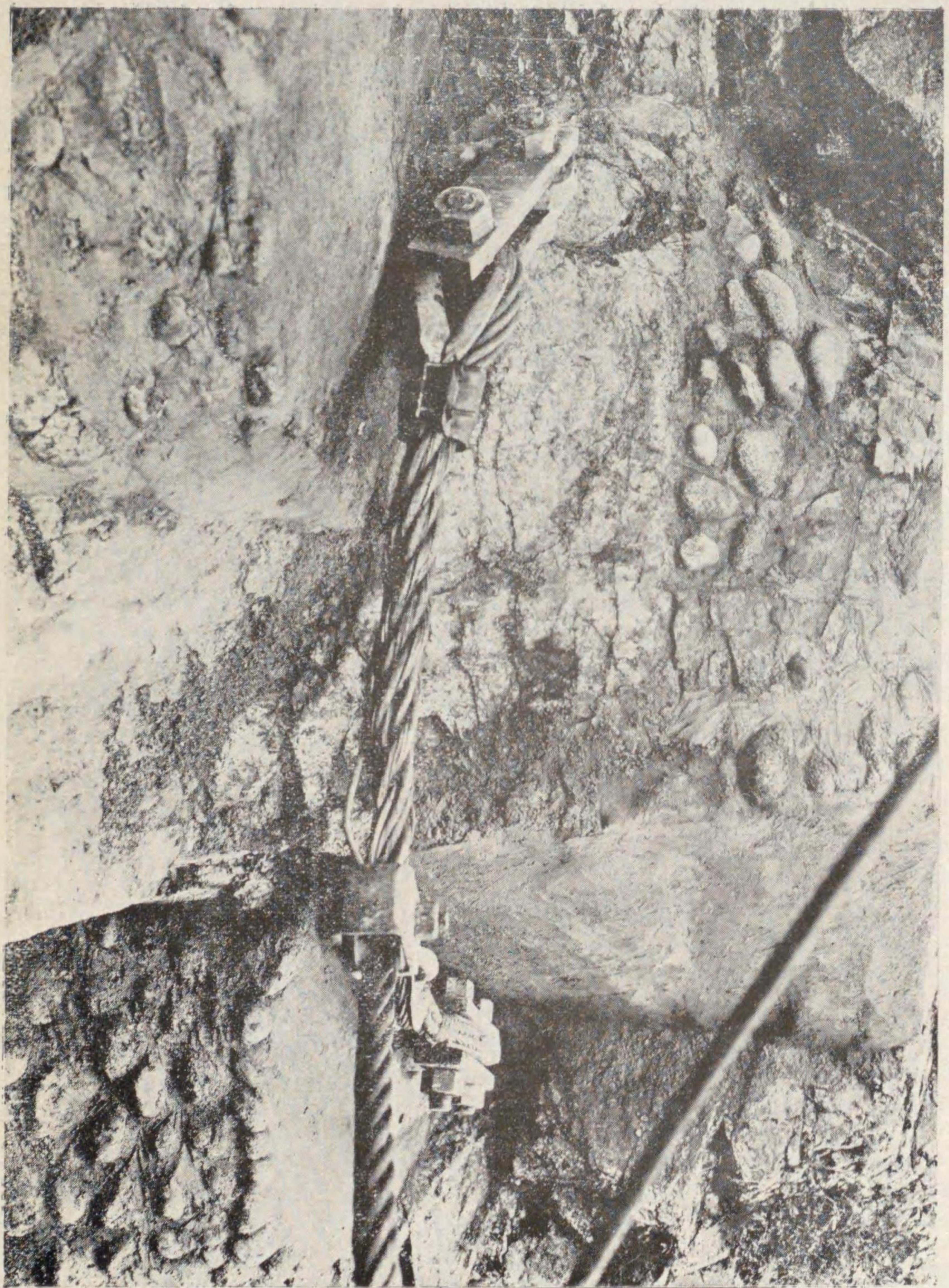
磐田郡龍山村瀨尻御料林



天龍川木材集散地濱名郡中ノ町附近



上流より見たる大入川網場全景



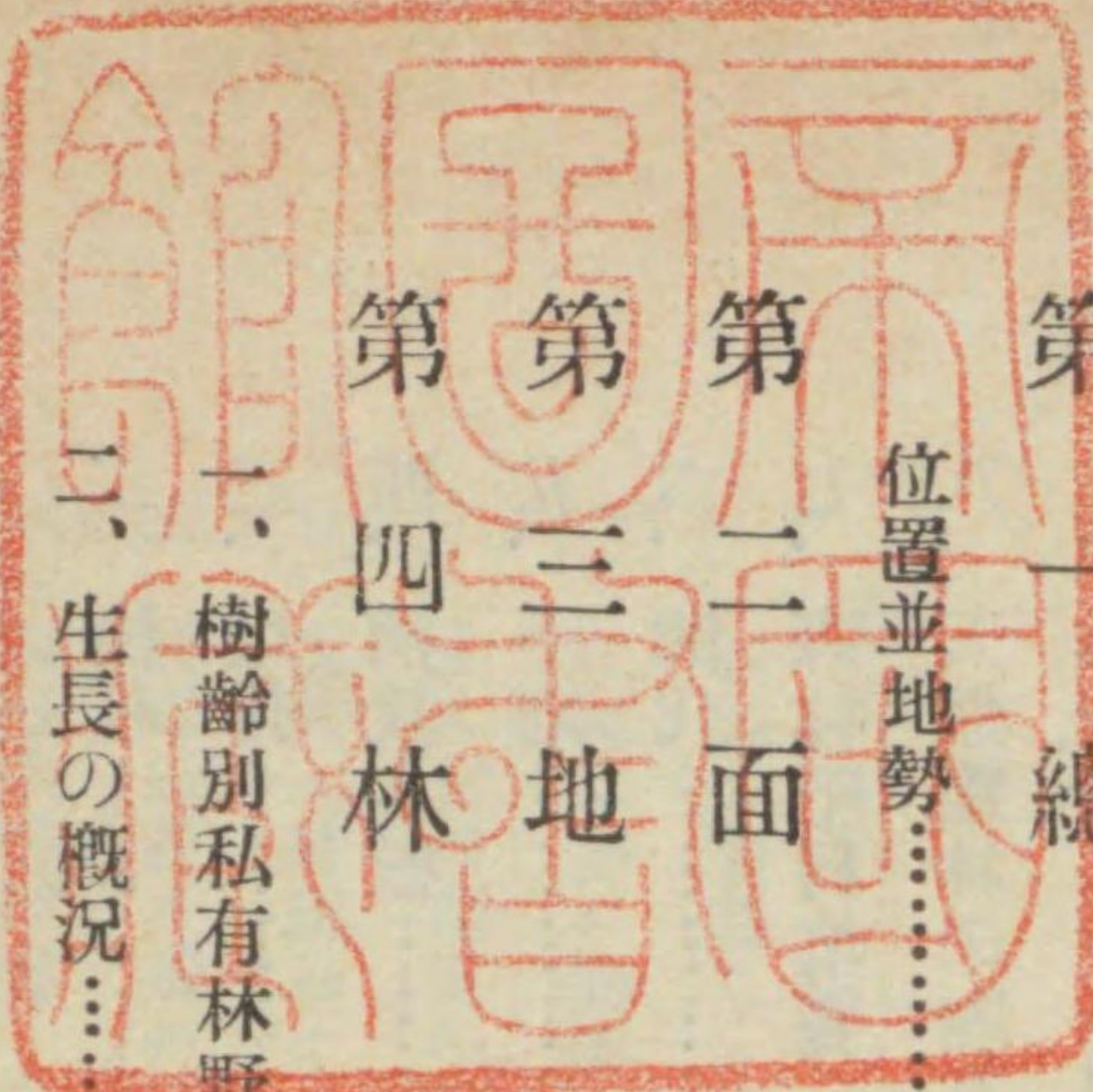
大入川網場の綱元

597
598-23

天龍川流域の林業

目次

第一	總	說	一
第一	位置並地勢	一	一
第二	面積	一	一
第三	地	況	一
第四	林	況	一
第一	樹齡別私有林野面積	一	一
第二	生長の概況	一	一
第三	保殘木作業	一	一
第五	林業沿革	一	一
一	天然林伐採利用の沿革	一	一



二、人工造林の起源及發達の動機……………一八

第六 造林の沿革と現況調査……………一二

一、養苗……………一三

二、樹種……………一三

三、地拵……………一三

四、植栽本數……………一五

五、下刈……………二七

六、間伐……………二八

七、森林肥料培養……………二八

八、天然雜林の撫育……………二九

九、林地價格の變遷……………二九

第七 他の産業と林業……………三〇

一、各町村別林産額表……………三一

二、農産工産水産鑛産畜産額……………三五

三、人口戸數の變遷……………三六

四、越石……………三九

五、物資輸送の關係……………四二

第八 利 用……………四五

一、伐採……………四五

(一) 伐期の變遷……………四六

(二) 伐採季節の變遷……………四八

(三) 立木材積測定の慣行……………五〇

(四) 造材々積測定……………五四

(五) 伐採造材々積の變遷……………五五

(六) 伐採造材經費……………五七

二、運材……………五八

(一) 運搬裝置並其の變遷……………五八

(二) 發電の運材に及ぼす關係……………七二

(三) 各種運搬具の運材能力 八〇

(四) 運材經費 八二

三、製材 八五

(一) 製材品種の變遷 八五

(二) 製材工場の變遷 九二

第九 木材商業 一〇二

一、立木賣買取引の手續 一〇二

二、製品取引の手續方法販路 一〇四

三、賣買契約の慣行 一〇六

四、丸太の取引慣行 一一二

第十 林業労働 一二二

一、労働組織 一二二

二、労働の分配と需給の變遷 一二四

三、各種労働賃金の變遷 一二五

第十一 全 融 一二〇

第十二 森林の保護 一二八

第十三 主要山林業者及製材業者 一三三

第十四 老樹名木及森林 一四〇

第十五 林業經濟 一四二

一、立木賣價の變遷 一四二

二、杉檜林の收穫並收支 一四四

三、雜木林收穫 一四八

第十六 天龍川材木商同業組合 一四八

一、總説 一四八

二、流材の採集整理 一五五

三、運材林道の開鑿獎勵 一五九

四、天龍川本川舟筏通路の浚渫並施設 一六一

五、天龍支川の改良並施設……………	一六三
六、流材繫留装置並保安施設……………	一六六
七、海運賃及鐵道運賃の調節並輕減……………	一七〇
八、販路擴張並取引方法の改善……………	一七二
九、水利權擁護及水電業者との協調……………	一七四

天龍川流域ノ林業目次(終)

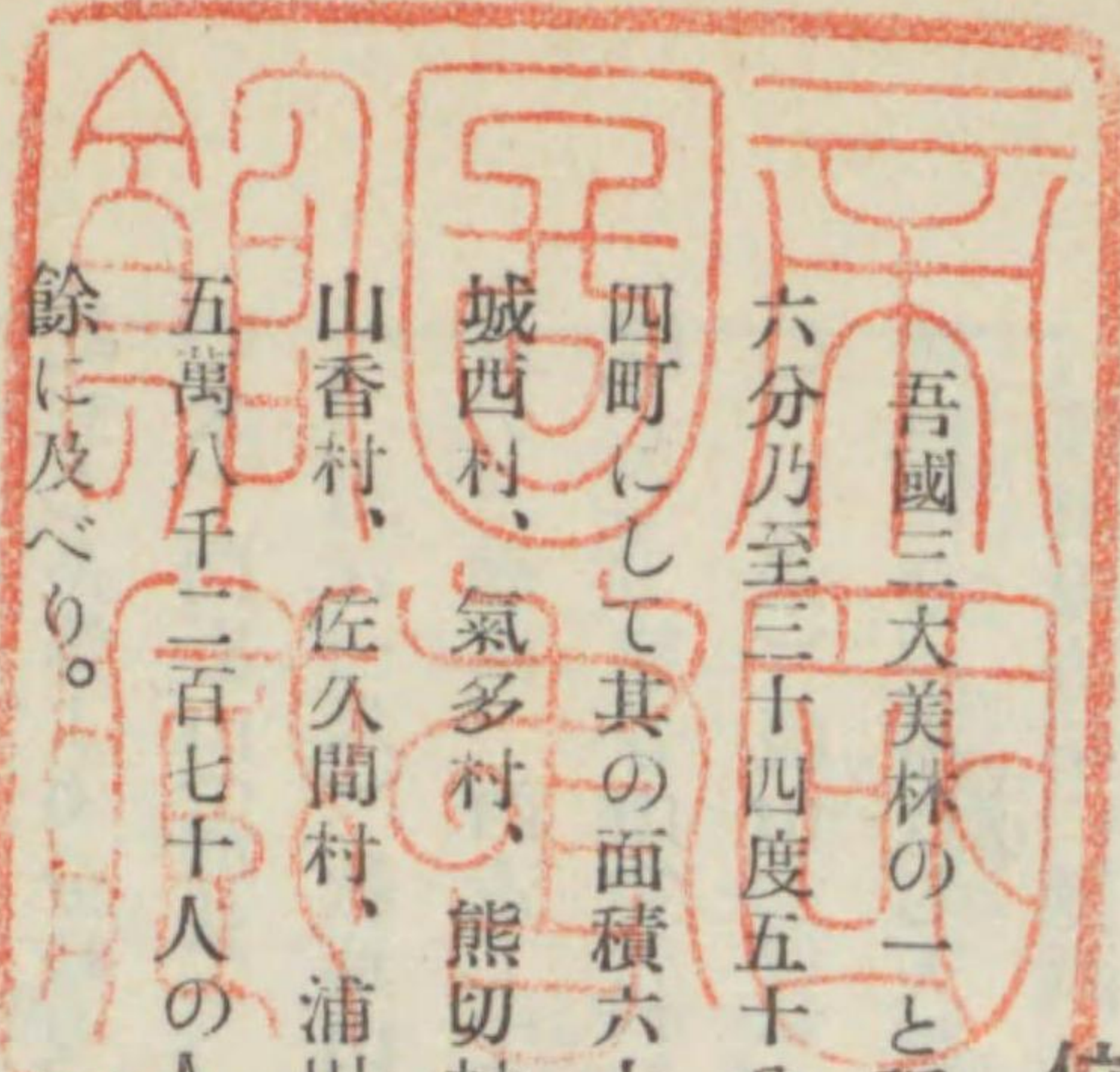
天龍川流域の林業

第一 總 說

位置並地勢

吾國三大美林の一と稱さる、天龍林業地域は、本縣の西北方、遠州の北隅に位し、北緯三十五度十六分乃至三十四度五十分東經百三十八度三分乃至百三十七度四十二分に亘り東西八里十二町南北十里四町にして其の面積六千方里八即ち、九萬四千五百九十九町歩に達し、其の地域は、周智郡水窪町、城西村、氣多村、熊切村、犬居町の五ヶ町村及其西方に隣る磐田郡二俣町、光明村、龍川村、龍山村、山香村、佐久間村、浦川村、熊村、上阿多古村、下阿多古村の拾ヶ町村を總稱せらる、ものにして、五萬八千二百七十人の人口と、一萬一千三百七十七戸の戸數とを包括し、其の地積本縣の約一割二分餘に及べり。

東方は本縣榛原郡に接し、北方は信濃國下伊那郡及三河國北設樂郡に界し、西方は三河國北設樂郡及本縣引佐郡に隣り、南方は周智郡三倉、天方、敷地、野部の各村、磐田郡中瀬、赤佐の兩村及引佐郡龜玉村等を隔て、天龍川下流の平坦部各町村に堺せり。



地區内に入る處峻嶺險岳重疊起伏し殆んど平坦地を見ざるの状況にして、山嶽の大なるものに長野縣界に偏倚し、巍然聳立する白倉山(海拔一、八五二米)あり、夫れより周智郡の東端を南進連亘する山脈中に、中尾根山(海拔二、二九六米)黒澤山(海拔二、一二二米)黒法師岳(海拔二、〇六七米)の高峰屹立し是等より分岐せる大小の分脈概ね南走して次第に海拔高を減じ、其の間龍馬嶽(海拔一、五〇〇米)門桁山(海拔一、四〇〇米)京丸山(海拔一、四六九米)山住山(海拔一、一〇七米)龍頭山(海拔一、三五一米)秋葉山(海拔八三五米)光明山(海拔五三九米)の峻岳大小を競ひつゝあり、更に白倉山系の一派は、西走して愛知縣北設樂郡と磐田郡との境界を過ぎり、遂に引佐郡と磐田郡との境界を南縦して、觀音山(海拔五七八米)の聳ゆるあり、更に其の北方より別派は、東岐して白倉山(海拔一、〇二七米)檀山(海拔一、〇五八米)の峰巒點々瀨尻御料林の北界に聳立し、是等より岐出する支派は縦横に分岐連亘し天龍川の各支川を包擁せり。

信州諏訪湖に發源する天龍川は、流距實に五十六里餘地區内の中央部を貫通南漸して遂に遠州灘に注下せり、其の支川の大なるものを擧ぐれば、大千瀨川、水窪川、氣田川、阿多古川、二俣川となす。大千瀨川は、三州檀戸山附近に發源流下する大入川、振草川、本郷川及浦川村吉澤に發する相川を合せて、浦川村東端に於て天龍川に合流し、水窪川は、源を周智郡水窪町の東方に存立する白倉山、戸中山、門桁山等の御料地に發源し、南奔して城西村を貫き山香村の中央に於て天龍川本川に注ぎ、

氣田川は、周智郡熊切村川上御料地より出づる杉川、水窪町門桁御料地より流下する勝坂川、熊切村より發源する熊切川等を收めて南流更に西南方に轉じ、龍川村千草に於て天龍川に注下し、阿多古川は、熊村に發源し上阿多古下阿多古兩村の中央部を南流して天龍川に入り、二俣川は、光明村より出で二俣を過ぎ天龍本川に入るものとす、各河川の水路延長並其の支川の状況左の如し。

注流川名	水路延長	流域	起終點	上記河川	水路延長	流域	起終點
大千瀨川	一里半	大入川を主とし各支流を合し磐田郡浦川村地内に於て大千瀨川と總稱し同村字川合に於て天龍川に注ぐ	大入川 四里半 振草川 三里 相川 三里 奥山川 一里半	三河國北設樂郡檀戸山に發し下流本郷川を合せ大千瀨川に注ぐ 同國同郡振草川に發し大入川と合し大千瀨川に入る 磐田郡浦川村相川に發し同村の西端に於て本郷川及川上川を合して大千瀨川に入る 同村吉澤東端に發し相川に注ぐ			
水窪川	五里半	磐田郡土中山より出づるを主とし各支流を合し周智郡水窪町城西村を通りて山香村西渡に於て天龍川に注ぐ	土中川 三里 チッ川 二里 白倉川 二里 翁川 二里半 山住川 三里	土中山に發し周智郡水窪町奥領家にて水窪川に注ぐ 信濃界に發し土中川に合して水窪川に注ぐ 白倉山に發し同地に於て水窪川に注ぐ 翁谷に發し水窪川に注ぐ 山住方面に發し水窪川に注ぐ			

二俣川	三里半	支流を合したる總稱にして磐田郡二俣町に於て天龍川に注ぐ	横川	二里	磐田郡光明村横川太平に發し百古里川と合して二俣川となる
阿多古川	三里	各支流の磐田郡上阿多古村落合にて合したるを阿多古川と稱し同郡下阿多古村落ケ島に於て天龍川に注ぐ	阿寺川	三里	磐田郡熊村地内に發し同郡上阿多古村落合にて長澤川と合して阿多古川となる
氣田川	六里半	石切川を主とし各支流を合し周智郡氣多村地内に於て氣田川と稱し熊切川和田ノ谷川を合せて龍川村千草にて天龍川に注ぐ	長澤川	二里	同所に發し又同所にて阿多古川と合して阿多古川となる
			不動川	一里半	不動谷方面に發し同村若身平にて氣田川に注ぐ
			和田ノ谷川	一里半	犬居村横根方面に發し同村和田ノ谷にて氣田川に注ぐ
			熊切川	三里半	春基山麓に發し熊切川を貫流して氣田川河内に於て氣田川に注ぐ
			杉川	七里	川上御料林に發し金川にて氣田川に注ぐ
			石切川	六里	京丸山に發し下流に於て勝坂川と合し金川に於て氣田川に注ぐ
			勝坂川	三里	初澤御料地方面に發し石切川と合して氣田川に注ぐ
			澤井川	二里半	澤井谷に發し城西村芋堀に於て水窪川に注ぐ
			福澤川	二里	福澤金原財團林に發し同地にて水窪川に注ぐ

古來より天龍林の美を爲せるは實に此の河川の惠澤に俟つ處大にして、信州路との交運は夙に水運

に依つて拓けたりと謂ふ可く、土地氣候温和にして雨量に富み、地勢、林相、森林の施業經營並に諸般の慣行等を同ふし、一圓の林業發達を遂げ來れるものとす。

第二一面積

天龍川林業地たる十五ヶ町村の地域は、面積實に九萬四千五百九十九町餘に達し、其の内天龍川本流及之が支流たる大千瀬川、水窪川、氣田川、阿多古川、二俣川並之が分流たる河川數千四百九十六町歩を占有するを以て土地總面積は九萬三千百三町歩即ち全面積の九割八四餘を占め、其の内最も大面積に亘るもの林野にして、八萬七千七百四町歩を占め實に土地總面積の九割四分餘に當り田畑宅地其他は、僅かに五分餘を算するに過ぎず。

而して林野の内私有林最も廣大にして其の面積六萬八千八百四十八町歩に亘り林野總面積の七割八五を占め、御料林は一割九五にして點々團地をなして私有林の間に介立し、殘餘は公有並社有林とす。

各町村に存在する所有別林野並林野以外の面積を掲記せば左の如し。

郡	町村	總面積	御料	推定	林野	面積	計	耕宅地	其他
			公	有	一社	寺有	私	有	面積

第三地 況

八

天龍林業地に於ける地勢に就きては、前記の通り山岳起伏重疊し峰巒所々に聳立し、之より分脈を起し縦横に連亘す、天龍川及其の分支流其の間に發源流下するもの多く地勢一般に急斜にして秩父古生層の區域に於て甚だし、區内極めて平坦地に乏しく僅かに光明村二俣町の二俣川兩沿岸に於て見るに過ぎず。

地質は、秩父古生層及結晶片岩其の大部分を占有し、長野愛知兩縣界に接する一部に於て花崗岩を見、東南方に於て三倉層の存在するあり、片麻岩は、本地區の西方愛知縣界の一局部に僅かに偏在し、洪積層は、本川及支川の沿岸に點綴するものあるを見る。

秩父古生層は、面積尤も廣大なる地域を占め地區内の約六割に達し、概して急斜地に富む、二俣町を起點として一方西走するものは、阿多古川を北界とし北西方に進み、下阿多古、上阿多古、熊村の西半部に連なり、他の一方は、北進し西端は天龍川を界して結晶片岩に接し龍山村に至つて天龍川東岸中腹を北進して、山香、城西村の中央を過ぎ遂に水窪町の西方に出でて花崗岩に隣り、東端は光明犬居、熊切各村の北半を横ぎりつ、三倉層に接し、氣多村より榛原郡に連亘するものにして、水窪町の大部、氣多村の全部、光明、犬居、熊各村の北半部、龍川、龍山、山香、城西各村の東部は之に屬す。

す。

結晶片岩は、其の面積古生層に亞き地區内の約三割餘を占め、二俣町北部に端を發し東部は、天龍川及其の東方山脈の中腹によつて秩父古生層に界し、西部は阿多古川を以て秩父古生層に隣り、北進して北端は愛知縣との境界をなす花崗岩系に至るものにして、龍川、龍山、山香各村の大部分、城西村の西半、熊、上阿多古、下阿多古各村の東半、浦川村の東南方大部分は之に屬す。

花崗岩は、浦川、佐久間、城西、水窪の四ヶ町村の北西方に在り、本縣と長野愛知縣界に介在し北東方に進みて水窪川を境にして秩父古生層に隣接し、面積稍廣きも急勾配にして、山嶽險阻を極む。片麻岩は、浦川村と愛知縣との境界に偏在しつ、あり、縣界に沿ひて南東より北西に走り其の面積極めて狭小なり。

三倉層は、二俣町東部に起り北東に向つて一直線に光明、犬居、熊切各村の中央部に於て古生層帶に接續し、榛原郡に出づるものにして、光明、犬居、熊切各村の南半は之に屬す。

古生層は、硬砂岩、硬砂岩、硬砂岩の累層を成し石灰岩を交へつ、あり、其の風化土は腐植質の含量中庸にして肥料の吸収力に富み、植林經營に適應し石灰岩露出の佐久間村下平及城西村芋堀地方等に於ては、殊に林木の卓越せる成長をなしつ、ある狀況なり、結晶片岩の風化土は、角礫の含有多きに過ぐる缺點あるも腐植土の適量を含むを以て排水保水力適當にして、肥料の吸成力強く是亦植林に適應し優良

なる成長をなしつゝあり、花崗岩層は、前記の通險峻に過ぎ其の風化土は加里石灰に富むもの無きにあらざれども、概して燐酸含有量多くして酸度強きものある爲天龍川直面の北向の部分に於ては、概して成長宜しきも南面せる部分は土地瘠悪にして林木の成育良好ならず。

第四 林 況

造林事業の發達普及に伴ひ漸次天然林は、人工林に林相を改め來り現時私有林全面積六萬八千八百四十八町歩の内七割二分は、杉及檜の既植林を以て占領さるゝに至り、杉檜の植栽割合は杉六割三分檜九分即ち杉其の大部分を占むるの状態にあり、樹齡は十六年以上三十年迄の壯齡林最も多數を有し五割を、幼齡のもの四割を、三十一年以上のものは僅かに一割を占むるに過ぎず。殘餘の地は、天然林にして松林雜木林及針澗混濬林より構成され、松の純林は各所に點々し二分に過ぎず、雜木林最も多數にして二割に及び樅榲雜の混林濬は六分を算し竹林は各村に點々群生するのみにして僅かに五十町歩あるのみ。

一、樹齡別私有林野面積

郡	町	村	林齡別		針葉樹林		天然林		竹林	計	備考			
			杉	檜	松	針澗混濬	雜木林							
周	智	犬居町	計	老	壯	幼	計	老	壯	幼	計	老	壯	幼
			一、六六六	二、三六六	二、三六六	二、三六六	二、三六六	二、三六六	二、三六六	二、三六六	二、三六六	二、三六六	二、三六六	二、三六六
同	熊切村	計	老	壯	幼	計	老	壯	幼	計	老	壯	幼	
			三、九二八	三、九二八	三、九二八	三、九二八	三、九二八	三、九二八	三、九二八	三、九二八	三、九二八	三、九二八	三、九二八	三、九二八
同	氣多村	計	老	壯	幼	計	老	壯	幼	計	老	壯	幼	
			六、六三三	六、六三三	六、六三三	六、六三三	六、六三三	六、六三三	六、六三三	六、六三三	六、六三三	六、六三三	六、六三三	六、六三三
同	城西村	計	老	壯	幼	計	老	壯	幼	計	老	壯	幼	
			一、〇七一	一、〇七一	一、〇七一	一、〇七一	一、〇七一	一、〇七一	一、〇七一	一、〇七一	一、〇七一	一、〇七一	一、〇七一	一、〇七一
同	水窪町	計	老	壯	幼	計	老	壯	幼	計	老	壯	幼	
			一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八	一、三三八

同	同	同	同	同
熊 村	浦 川 村	佐 久 間 村	山 香 村	龍 山 村
壯 幼	計 老 壯 幼	計 老 壯 幼	計 老 壯 幼	計 老 壯 幼
七六九 三八四	三、五八〇 七〇九 一、六三五 一、三四六	一、八九八 六五 一、二七〇 五六三	三、〇六三 一八一 一、八九九 九八三	三、九七七 三七七 二、〇九九 一、六〇一
一八六 一九七	七六六 一六五 四一五 一八六	四一七 一三三 一三九 一四六	三九八 五一 七七 一七〇	四六八 五六 一七一 二四一
九 一三	九 五 四 七	八 六 三		二
六三	一八九 一八九	七 七		
二五〇 一四〇	九四一 七六六 一五五	五五三 二六八 八四	二四六 四七 一九九	六三九 一八 六一
	三 	四 	三 	六
一、二八七 七三六	五、五七七 九二五 三、〇六一 九〇	二、六九六 二〇三 七九七	三、六一〇 三三三 一、三五五	五、〇八二 三三三 二、四九九 二、二九〇 三三三

同	同	磐 田	計	
龍 川 村	光 明 村	二 俣 町		
計 老 壯 幼	計 老 壯 幼	計 老 壯 幼	計 老 壯 幼	計 老
三、七三二 三三一 一、一〇〇 一、八五二	一、三九七 五九七 六六〇 二四〇	二〇八 一三 五五 一四〇	三、五三五 九〇一 一、二七三 一〇、五五一	四、四三五 三二一
三九 三三 一三 一〇一	二七四 六三 一七四 三七	一三一 一八 四五 五八	二、八四一 三 一、〇六七 一、七七一	一、一〇五 三
二二 	三三四 二二 九五 一三八	四 三 四 二		
五 	二九三 		三、三六六 一、七四三 八六〇 七六四	三、〇八六 一、七四三
一八二 	一、四五〇 三 五〇七 九四〇	四 	八、七六一 	七、三〇〇
三 	六 	一 	三 	一〇
三、八七九 三三三 二、〇六四 一、四八〇	三、五五四 四七四 一、七三九 一、三五一	四一六 五六 一〇八 二五三	三、七、五二五 二、六四六 一九、三六〇 一五、五〇九	一、九六六 一五、八二六

合計	計	同			同		
		下阿多古村			上阿多古村		
計	計	計	計	計	計	計	計
老 壯 幼	老 壯 幼	老 壯 幼	老 壯 幼	老 壯 幼	老 壯 幼	老	老
四、三、七、三	二、〇、七、七	六、八、六	一、六、一	九、二、六	一、〇、三、一	一、八、五、〇	六、九、七
六、四、九、三	三、六、五、三	三、九、九	一、三、三	三、〇、〇	三、〇、〇	四、一、二	二、六
一、一、三、四	一、一、二、四	四、七、九	二、六、七	一、〇、八	一、四、一	三、一	三、一
四、二、八、四	九、一、八	一、三、一	九、一、八	一、三、一	一、六、三	三、九、〇	三、一
一、三、六、九	四、八、五、八	五、〇、九	二、九、四、三	三、〇、九	二、八、九	三、九、〇	一
五、六	三、四	二	三	二	二	四	一
六、八、八、八	一、一、〇、八、七	一、九、六、七	一、六、〇、三、一	五、七、四	四、九、一	二、七、五、〇	七、三、五

二、生長の概況

前記の通り天龍川流域は、花崗岩系に屬する地質のものを除く外は、地味良好にして概して優良なる成長を爲し上生長斷面積生長共に良好なり、而して右各町村に於ける現在林況に鑑み其の老壯幼に於ける平均樹齡別町當り蓄積量を表示せば左の通り。

老 壯 幼	平均樹齡		本 數	胸 直		本 高	材 積	總 材 積	平均生長量
	本	寸		樹	尺				
老	三三	三三	一、一、〇、〇	七、五	三、七	七、五	一、〇、〇、〇	一、三、〇、〇、〇	四、〇、六
壯	三三	三三	一、八、〇、〇	五、七	四、八	四、八	〇、四、九、〇	八、八、三、〇	三、八、二
幼	一〇	一〇	二、一、一、〇〇	三、〇	三	三	〇、〇、七、一	一、五、六、一	一、五、六

三、保殘木作業

天龍川流域各町村中龍山、龍川、上阿多古、熊、光明、浦川、佐久間の地に於ては、杉檜造林地伐採に當り紀州尾鷲熊野方面に於て見らる、如く立木(保存木又は二代木ともいふ)を點々保存しつゝ、あるを見る、就中龍川龍山方面に於て其の流行を見る處にして龍川村横山青山恒夫氏所有立木は其數一萬本以上に達するの狀況にして他の造林家亦相當本數を保殘しつゝあり。

立木保残の場所は、林主の意思に依りて何れも一樣ならずして凹窪谷筋濕潤地、山腹中央部或は隣接林との境界線に近く存立する、も概して、峰通り隣接林との境界線に保残されるもの多し。

其の起源は、史實の徴す可きもの無きを以て不明に屬すも其の創始は現に百數十年に垂んとするもの現存するものあるに徴し其の頃を以て起源と見做るべく、逐年伐期の低下するものあるに鑑み熊野方面の例に倣ひたるにあらすやと想像さる、而して保残目的は、本樹が天龍の一の慣行を爲し林主の存意を異にしつゝ、あるが爲め區々たるものあれども其の目的を羅列せば次の通りとす。

- (イ) 種木たらしめんが爲め
- (ロ) 大材利用に充てんが爲め
- (ハ) 壯大美景を永く觀賞せんが爲め
- (ニ) 境界を判明ならしめんが爲め
- (ホ) 子孫の造林經營費に充當せしめんが爲め

右の外種々なる説をなすものありと雖も其、の創始目的は(ロ)及(ホ)に發したるものにして、大伐需要の場合之を供給し又は之が賣却代金は優、に其の林地の造林費を償ひ得べきを以て、子孫の永遠造林事業保持に利用せんとするにあるもの、如し。

而して保残の本數は林地の伐採の際其の廣狹に拘はらず一乃至二本を以てし、殊に林内に於て生長

優良にして、樹景端麗壯大枝張り良好なるものを選抜するものにして、林主中には其の樹幹に保存木立木と記し置き二代又は三代間保残するものとす、然れども保残後枝條の繁茂擴大するに従ひ、下部の植栽木の成長を沮喪し不良ならしむるものとす、大正十五年九月四日に於ける大暴風の際、轉倒又は損傷を來し却つて造林地を荒らすに至りたる結果、以來保残の風靡る、に至れり。

第五 林業沿革

一、天然林伐採利用の沿革

天龍の地たる往古は、鬱蒼たる針澗混淆の天然林を以て蔽はれつゝありたることは、自ら明かにして、今尙水窪町の北半に於て或は北遠各町村の一部に於て、點々之を見るの狀況なり、蓋し當時は人口過疎にして、交通の便開けず、従つて之が利用の途無く、住民は等しく其の部落附近に於て、僅小の地を力耕して山畑となし、或は放火燒畑を作り、稗藜粟藁麥里芋等の農作物を作り傍ら、狩山漁河によつて漸くにして、其の生計を營み、寧ろ豊富無盡藏たる森林又は其の林産物は、無用無益の長物視され一顧の價值も無かりしものとす。

然れば杉檜の人工植林の業は、夢想だも及ばざりし事に屬したりしが戰國時代以後に於て、徳川治下に屬したる本地方は、二俣町田代家所藏の天正八年辰二月晦日(三五〇年前)の御朱印に「筏下之事

可爲如前々之事」と記せらるゝによりても、既に足利時代頃より屢々天然林の伐採利用せられたるもの尠なからず、殊に徳川の天下平定により、筑城土木を起すに至り愈々舟筏の航行と、信州路よりの御用米及御用材の搬出とは、一層沿岸天然林の伐採を促し、下流掛塚港より船積によりて江戸に移出されたるものとす。

然れども是等は、皆天然林より伐り出されたるもの、みにして、未だ人工林の産出にあらず、今日に於て二百年餘前の建造に係る現存舊家家屋が、鉦削りの儘の松或は樺椎等の針葉樹材によつて作られつゝ、あるに徴するも、當時は樺椎松等其他雜木林を以て蔽はれ、杉檜に乏しかりしを察知し得べく、今尙水窪町氣多村其他に於て、壯大なる天然林の現存するものありて、盛に薪炭材に利用されつゝ、あるの現状なり。

二、人工造林の起源及發達の動機

人工造林の起源に就ては、史實の古昔を尋ぬるもの尠きを以て知悉すること難しと雖も、社寺林と一般民有林とは、其の起源を異にせり。

天龍山奥或は嶮峰上に存する縣社秋葉神社、山住神社、村社神妻神社、馬脊神社或は明光寺其他の社寺有林に於ける林相を見るに、縣社山住神社に於ては當時の大木の現存するもの少しと雖も、山住

大膳亮夙に、識見高崇にして廣く一般の人工造林の心要を察知し、元祿九年二月(二三三年前)勢州及紀州熊野方面より遠く船積にて三河吉田に着せしめ、夫れより川船にて新城に上げ馬脊によつて山住に運搬したる上、社有山林の植林に供したるの狀況にして、當時杉檜苗三十六萬本を購入したること舊記によつて明かなり、縣社秋葉神社亦廣く東西の神信歸依厚くして、苗木を遠く熊野方面に需め、參詣者の心願植林に依つて、今日の莊重崇嚴の林相を維持したるものにして、其他の社寺有林と雖も遠近民庶の厚き心願に依つて成立したることは、其の存立林況並史料に徴するも明白にして、秋葉山山住神社林の樹齡四五百年に達し、神妻神社、馬脊神社、明光寺林何れも三百有餘年を算し、其の他のものと雖も老大なるもの決して珍らしからざるものにして、何れも人工に依り今日の壯大を致せるものとす、然しながら往昔放漫の世情は、幾度か偶發せる大野火の類焼に遭ひ、或は維新草莽の變革によつて徒らに伐採の悲運を招來し、其の區域の縮少されたるは實に遺憾事たり。

民有林の人工造林の起源は、前記社寺有林の歴史に比すれば、幾星霜の遲足あるを免がれず、慶安年度(二八〇年前)の前後なるべしと豫測さる、蓋し徳川時代の治世は、地方相結逆反せん事を恐るゝの餘り、外藩と親藩、譜代と外様と相雜へて封地對峙せしめ、而かも其の間に自己の領地即ち天領及私領を配して代官を置き、相互の連絡を絶ち、且つ百姓町人と雖も所謂五人組を作らしめ、而かも隣人相並んで組たらしめず、隣家隣村の團結連合を缺かしむる爲め、茲に慶安の御觸なるものを布達し

て、公儀法度を恐れしむると共に、處世作法を教守せしめ朝起耕耘の途を勧めたり、其の布達中「里方は屋根廻りに竹木を植え下葉なりとも取り薪を買ひ候はぬ様に仕る事」とあり、降つて寶曆十四年（百八十六年前）申三月石谷備後守は、天龍沿岸西手組、東手組二十三ヶ村に對し、村の御林並百姓所持の地へ杉檜差木（挿木）を仰渡したる御用書あり、之に基き當時の村役人より一般に向つて「御上の御益並百姓の助けにも成事故杉檜七月差木すべし」と申渡をなし、且つ其木數を返報せしむるの方途を講じ、而かも當時田畑山林の永代賣買を禁じ、山林開墾竹木を猥りに伐採することを警め、止むを得ざる場合には、代官に願出でしめ、伐採跡地に對しては、天領私領百姓林の區別なく時節を違えず植、林を嚴行せしめたるものにして、之れ實に幕政當時の植林助長の林政なりとす。

斯くの如く幕府林政の助長を圖りたることと、一面爾後人口の増加、其他の原因による木材需要の増加に伴ふ經濟的外部よりの刺戟と兩々相俟つて、人工植林の熱を煽り、漸次造林の發展に向ひたることは、何れの地方たるを問はず其の軌を一にしたる處にして、此の需要増加と外界の刺戟とは、天龍川に於ける地方民心をして感奮せしめ、經濟的殖林の起源を醸成したることは明かなりと雖も、此の經濟的劃期的時季が何時の頃なるやは、史實の徵するもの無きを以て確知し難し、然しながら天然林の伐採に伴ひ、初めは小許の植林行はれたるに過ぎずして、山間住民の克く資を投じ經營するが如き餘資あるもの少なりしと雖も、永祿年間以後人口の漸増と需要の増嵩とによる結果、天然林代

採利用の進出により益々植林の増大を見るに至りたるものとす。

明治維新前は、天領私領百姓林の區別ありしも私有の確立したるもの無く、又土地賣買の途を禁ぜられ所謂年期山と稱し、村役人との間に立木一代間又は一定の期間即ち五十年乃至七十年間賣渡し、何某作り山と稱され、其の者に利用せしめたるが立木伐採の上は、土地の返還をなさしむる年期賣買の方法行はれ、御止め木と稱し樵の伐採を禁ぜられたるものとす。山香村方面にては、年期山をクネと稱したるものにして、現存する久根鑛山のヶ所は、以前堀田山の久根たりしを以て其の名を附したりと謂はる。

而して近年の造林發達を刺戟せるものは、明治六年七月大政官布告第二百七十二號により地租改正條例發布され、官民有區分の確立に因り地券發行され、愈民有の所有權の確保を見るに至りたること、一層進展の動機を醸成するに至りたるは明かなれども、更に大なる因をなせるは、明治十九年以來金原明善翁、治山治水の根本觀念に立脚し、瀬尻御料林八百町歩の獻植を行ひ、又千二百町歩の金原疏水財團林に對し、明治二十三年以降、銳意天然林を排除して造林の完成を期したる事蹟は、一層地方民心の奮激を高潮ならしめ、爾來一層植林の發達を促進するに至り、天然林は伐採開拓されて、杉檜の人工林に更新さるゝこと流行し來り、僻遠深奥の山地迄幼林の増殖擴大を見るに至れるものとす、蓋し是等の現象たるや、前記先見識士の遺風に俟つ處大なるものあるべきは勿論なれども、外部

經濟界の變調刺戟に伴つて起り、此の機微に適應せる施設を施し得たる結果に外ならず、而かも天龍の地域が、山地廣大にして私有林に富めることは、其の發達上深き關係の存する所なりとす。

第六 造林の沿革と現況調査

前述の通り人工造林の起源發達をなしたることは、實に慶安寶曆年中に於ける助長策に因ることに端を發するも、當時挿木造林作業の狀況は詳知し難きものあれども、舊記によれば、挿木造林地は、混肴林多く杉檜の有要木を存立し、潤葉樹を樹齡二三十年にして伐採し、薪炭材に供したりと稱さるゝを以て、挿木は、雜木林中に之を行ひたるもの、如く、爾來人工造林の普及に従ひ、林地に自生せる天然苗を蒐集して細に一時移植し、更に之が成長を俟つて、山地に植付をなすに至りしが、明治維新直前よりは、専ら良好なる成育をなしつゝ、ある母樹より種實を採集し、播種育生を圖り、之に依つて造林を爲すに至れるものとす。

尙杉檜の造林育生に努めたるのみならず、明治二十年頃より龍山龍川地方に於ては、漆樹の植栽を企て攝津並岩代國より其の苗木を買求め造林せるのみならず、更に分根法によつて増殖の途を圖り爾後二十萬本の植樹を見漆液の採取をなしたることあるも、漸次萎靡振はず枯死するに至れる事あり。左に天龍林業地に於ける造林の現況を列記せば次の如し。

一、養 苗

天然生苗の育生と其後播種養成により發達をなしたりと雖も、明治四十年赤枯病の旺盛なる蔓延に遭ひたる爲、從來村内自給自足の状態たりしもの一變し激減を見るに至り、水窪町其他の町村に於て育生するもの無きにあらざれども、依然本病の續發するものある爲、極めて小許にして、不足數約七八割以上は、凡て濱名郡下養苗栽培家より購入し、浦川村に在りては、三州との交通夙に開けつゝ、ある關係上、新城方面より半數を、濱名郡より半數を移入し、何れも二年生を買入れ、一ヶ年間細地に床替の上翌春山出ししつゝ、あり。

二、樹 種

造林事業の創始以來、主として杉樹の植栽を爲しつゝ、あり而かも殖林熱の勃興に伴ひ天然林を更新して人工林となすこと大に流行したる結果、地形地味に顧慮することなく、植栽區域僻奥或は高燥の山頂迄及ほし適地適木を誤りたると、數度の伐採を重ねたる爲生長漸耗し來り、厭地氣分を誘起したる等の經驗に鑑み漸次檜樹の植栽増加を促すに至り目下、檜苗の造林本數は杉の三割に達しつゝ、あり。

三、地 拵

杉檜林の伐採跡地に於ける地拵作業は、全く之を要せざる狀況にあり、蓋し跡地に散亂する枝葉は

天龍各地の古來よりの慣行として燃料に供せんが爲悉く蒐集利用し、阿多古方面に在りては、線香原料に利用せらるゝ爲めなり。

天然林を開拓更新して、杉檜の人工林の造成を爲すに當りては、多大の勞資を要するものあるを以て樅樺の大木の如きは、立枯し又は伐倒して、自然の腐朽に委し、雜木は、伐倒後其の乾燥を俟つて悉く燒棄し、地拵費の減少と植付の簡易と其後の手入輕減を圖る爲め、古來より燒畑作業を營み、開墾の終了と共に直ちに杉苗を植込み、其の間に間作としては、初年には比較的收穫の早き藁麥を、次年には稗を、三年目には里芋又は粟を栽培し、地力の如何によりては、更に一二年間間作を施し、肥料の減退と植込苗木の成長状態によつて之が間作を休止し、若し他人に貸付け間作をなさしむる場合は、苗木の植込を以て其の地料たらしむる事とせるも、耕耘岩石の放出等操作の爲め既、植苗木の根元を損傷し腐朽の因たらしめ、其の成長を阻止せしむる影響あると、燒畑作業中に消耗する土壤肥料の夥だしきものあるの關係は、材木の成長に波及するものある爲、早くより此の風習跡を斷つに至り、現今に於ては、僅かに水窪方面に於てのみ施行さるゝに過ぎず。

尙瀬尻平山地方に於ては、地拵費輕減策としては左の方法に依れり、即ち雜木を悉く伐採し盡すこととは、勞資を要するに付、特に植栽の支障となるべきものゝみを伐除し、其他は其儘存立し置き、其の間に點々杉檜苗を疎らに町當り千本乃至千五百本宛に植栽する時は、雜木は保護樹となり幼苗の活着發育を確保助長するものにして、苗木の成長を遂ぐるに至つて順次雜木を立枯に委するときは、枯死の技條及樹幹は、剝落し植樹に害を及ぼすこと無く、造林費の節約と幼樹の發育助長を促進し、斯くして第一期間の林地整理を行はゞ、第二期以後完全に造林を爲し得る利益ありと云ふにあり、一時盛んに此の方法により地拵費の節約を計りたるも、今は殆んど無し。

四、植 栽 本 數

各町村に於ける植栽本數は、一般に極めて疎植主義に傾きつゝあり、又各人夫々の意思に依つて區々に亘りつゝあり、一般に植栽季節は、春寒明けより四五月即ち彼岸後に之を行ひ、土地の高低、陰陽に顧慮し、植栽本數に多少の差あるものとす。

今各町村に於ける現行植栽本數を掲ぐれば左の如し。

浦川村方面に於ては、普通^{七尺}十尺(町當り一、五〇〇本植)或は、九尺平方(町當り一、三三三本植)にして、同村吉澤の内には、二間(町當り一、〇〇〇本植)の過疎主義のものあり、佐久間村にては、^{七尺}八尺(町當り二、〇〇〇本植)により、上阿多古下阿多古村方面にては、^{八尺}九尺(町當り一、五〇〇本植)^{七尺}九尺(町當り一、七一〇本植)或は一丈(町當り一、二〇〇本植)により、熊村にては、^{七尺}八尺(町當り二、〇〇〇本植)又は九尺平方(町當り一、三三三本植)により、山香村方面にては、九尺平方(町當り一、三

三三本) 或は九尺(町當一、七一〇本植)を主とし、龍川龍山村方面亦區々にして、七尺平方(町當り二、五〇〇本植)又は六尺平方(町當り三千本植)により、水窪町方面にては、九尺平方(町當り一、三三本植)氣多村方面にては、七尺(町當り二、〇〇〇本植)又は七尺平方(町當り二、二〇〇本植)に依れるの状況にして、各町村共全て一様ならず、古昔に於ては、二間(町當り一、〇〇〇本植)殊に上阿多古村方面にありては、極端なる二間(町當り四百本植)によれる事ありたれども、近時其の本數を増すに至り、深奥僻地或は陰地に至る毎に疎らに、天龍本川筋の便利なる箇處及陽地に於ては、却つて密植に傾きつゝ、あるの状況なり。

蓋し天龍の地域たる古昔より交通頗る不便にして而かも小間伐材の利用價值皆無にして、山林筆面積狹小に失し、更に私經濟的觀念強烈にして且つ金利高率なるが爲め、勢ひ林利の計算をなすに當りては、高利率を以てせざる可からざる爲、極めて疎植主義に則り林木の旺盛なる成育を促し、以て有利に導かんとするに外ならず、然れども明治十九年以來金原明善翁の密植主義によつて、銳意造林を遂げたることは尠なからず、附近の民心に影響すること大にして、漸次疎より密に誘導さるゝに至り、尙歐洲戰時中の需要の激増と、戦後の不況の永續と、外材輸入に因り天龍材に對する壓迫並最近造材未徑六寸以下七寸上共價格に高下なき材界の悲境は、一層伐期の低下と、植栽本數の増加とを促すに至り、最近に於ける植栽本數は、杉町當り二千乃至三千本檜二千五百本乃至三千本植となれり。

五、下 刈

植栽地の下刈事業は、地方により又林業家の意思により、或は造林地の遠近並草蔓の叢生如何によりて一様ならざるのみならず、年内に於ける施行回数亦施行年數及其の時季を各々異にせり。

天龍地方の風習として、古來より田畑作に必要な肥草の採取は、公然林地に於て行はれ來り、之が爲め蒙むる林木成長に及ぼす關係大なるものあるべきも、此の弊風を一掃すること難きものあるを以て、熱心なる林業家は、六月上旬より下旬迄即七月初旬に行はるゝ畑作に先んじて、第一回下刈を施行し、山香村瀬戸にては、茶の栽培行はるゝを以て、其の敷草採取に率先して、四月下旬より五月上旬迄に第一回下刈を施行し、更に夏季土用後即八月中旬より九月上旬の間に、第二回下刈を施行するの状況にあるも、一般に年二回の下刈施行による經費の増嵩を軽減せんが爲、年一回に省略し、或は之を等閑に附し、年一回施行の場合に於ては、草類の最も成育旺盛なる七八月の候を選ぶが爲、草茅は既に採集し盡され、之が爲め林地の疲弊を醸生するの状況にあり。

下刈施行年數は、前記の通り異なるべきも、普通植栽後十ヶ年間之を行ひ、最初の四五年間は連年施行し、其後は草類自生の状況によつて、隔年又は二隔年に一回宛二三回施行し、雜草の繁茂甚大なる箇所にありては、更に十ヶ年間必要の場合施行するの状況なり。

六、間

伐

二八

人工造林事業は、年次發達を見つゝありと雖も、現に林業家にして、一定の計劃の下に確實に實行するもの稀なり、間伐の必要なることは知悉するも、一般に伐り惜みに陥り、主伐に至る迄に植栽本數を半減する方針の下に、植栽後早きは十年、遅くも十四五年迄に四五月、又は秋九十月に掃除伐を施行し、其後は三年又は五年以内毎に、年次を定むること無く、隨時被壓木を伐去するに過ぎず。

七、森林肥料培養

森林の肥料培養並植付時の肥料培養に付きては、徹底的に之が施行をなしたること、其の例に乏しと雖も、一部有意の造林家に於て、實施せるもの無きにあらず。

森林の肥料培養に關しては、明治の初葉より山香村西渡宮塚梅吉氏、西渡民家の人糞を汲取り、自己山林に投入し、優越なる林木の成長を遂げしめたりと云ふも、其の生長狀況成績並に普通林との比較等を知悉することを得ず。

造林時に肥料培養を行へるものは、上阿多古村氣多村に於て試みたるものあれとも、是亦何れも試験の域を脱せず、其後の調査比較を遂げたるもの無く、之が實行に當り、多大の勞費と植栽能率に影響する處大なる關係上、中途休止し而かも施行地が、比較的瘠惡なる山地中腹以上の遠隔の箇所に行

はれたる爲め、自然放任し、調査を遂げざるの結果に終れり、實行方法は、何れも種粕大豆粕又は人糞尿を施用し、種粕大豆粕は、僅かに一本に對し一握り宛、植付穴堀後土壤に克く混用攪拌し、苗木の植栽を行ふものにして、植穴は、普通のもの、約倍大而かも深穴たらしめたるものとす。

八、天然雜林の撫育

人工造林の増殖發達に伴ひ、天然生雜木林の減少著るしく、民家附近に近きものありては、之が無育に努むる風を醸生するに至り、城西、水窪方面にありては、不良木の剪除下刈を敢行し、良木の成育促進を圖りつゝあるも、一般には放任の狀況にあり。

九、林地價格の變遷

天龍各地に於ける林地の賣買は、裸地の儘行はれたることは、稀有の事實に屬し、造林事業の發達普及に伴れ従前より、多くは地木共にせられ、林地の等級に照らし植付後何年生のものなるに付一本當り何錢と標定し、賣買價の算定基準となし取引するの狀況にあり、故に林地賣買價格の變遷を知らんとすることは、困難たるのみならず、殊に歐洲戰爭開始以來の財界好況當時に於ては、殆んど林地の賣買せられたる事例皆無の狀況たりしを以て單に、林木賣價を比較して推定價を定むるに過ぎず。

而して林地の良否遠近便否等によつて、各町村共林地價に高下あるべきは勿論なるが更に近年特別

税反別割の賦課せらるゝもの多く、天龍十五町村中、課せられざるもの唯二三に過ぎず、之が賦課率の
 の高きものにありては、著るしく林地價の低落を誘發せる事實に乏しからず。
 今各町村に於ける町當林地價を掲記せば左の如し。

年 別	上 等 地			中 等 地		下 等 地	
	一、〇〇〇乃至 五、〇〇〇	五、〇〇〇乃至 一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇乃至 三、〇〇〇	三、〇〇〇乃至 六、〇〇〇	六、〇〇〇乃至 一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇乃至 三、〇〇〇	三、〇〇〇乃至 五、〇〇〇
大正三年(不況)	一五〇乃至	三〇〇	一〇〇乃至	二〇〇	五〇乃至	一〇〇	一〇〇
大正八年(好況)	一、〇〇〇乃至	三、〇〇〇	六〇〇乃至	二、〇〇〇	三〇〇乃至	七〇〇	一五〇乃至
昭和二年(不況)	五〇〇乃至	一、〇〇〇	三〇〇乃至	七〇〇	一五〇乃至	五〇〇	五〇〇

第七 他の産業と林業

土地面積に依つて之を見る時は、林地は、前記の通實に其の九割四分餘を占め、私有林は優に七割
 四分、御料林は其の一割八分餘を占領しつゝ、あり、各種の生産業中最も重要な言を俟たざる處な
 り、而して各種の産業は、進展獎勵に因り、年次其の産額の増大を見つゝ、ありと雖も、左表の通り、
 林産額に對し農産額は、三割、工産額は三割五分、其他の畜産礦産水産は、僅小にして是等の合計額
 二、五五八、〇九三圓を以てするも七割に該當するに過ぎざるの状況にあり。

人口戸数は、大正三年以降年次人口増殖並既設の鑛山製紙其他諸産業の隆盛に伴れ、他地方より入

村就業するものがあるが爲め増加し來りたりと雖も、歐洲戦後の不況深酷に赴くと共に、諸産業萎靡
 振はず、大正十年龍山村下平山鑛山の閉鑛、大正十三年三月氣多村及佐久間村に於ける王子製紙工場
 の閉鎖と、相繼ぎ失業するもの激増するに至り、村民中他に轉業出稼するの慘狀を呈し、別表の通り
 昭和二年に於ては、著るしく其の數を減するに至れり。

一、天龍地方各町村林産額

品名	二俣	光明	龍川	龍山	山香	佐久間	浦川	熊	上阿多古	下阿多古	計
木 材	一五、〇〇〇 五、〇〇〇	一〇、〇〇〇 一、〇〇〇	八〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇 一五、〇〇〇	二五、〇〇〇 一〇、〇〇〇	四八、九〇〇 二四、五〇〇	一三、〇〇〇 七、五〇〇	一三、一七五 七、〇五〇	一三、〇〇〇 七、〇〇〇	三五六、〇七五 一九三、〇五〇
杉 皮	三、〇〇〇 四、〇〇〇	九、一〇〇 一、五五〇	三三、〇〇〇 七、〇〇〇	四〇、〇〇〇 一、〇〇〇	一〇、〇〇〇 三、〇〇〇	四〇、〇〇〇 六、〇〇〇	三三、〇〇〇 一、〇〇〇	三、七五〇 三、七五〇	二五、〇〇〇 三、七五〇	一〇、〇〇〇 三、〇〇〇	二六七、一〇〇 四三、五〇〇
檜 皮			五、三〇〇 八〇〇	五、〇〇〇 一、〇〇〇			五、〇〇〇 七五〇	一、〇〇〇 二〇〇	一、五〇〇 四〇〇	一、六〇〇 四〇〇	一九、四〇〇 三、五五〇
シ ュ ロ 皮			一〇〇 五〇	八〇 三〇				九〇 五〇			三三〇 八二〇
栗 實		五 一石		三〇〇 五〇					四一 四一		三九八 七
ク ル ミ 實									四一 四一		四八 一石

品名	計	竹製品	木製品	線香	杉粉	孟宗竹	淡竹	苦竹
檜皮								
杉皮	一〇,〇〇〇 一,五〇〇							
木材	一五,〇〇〇 七五,〇〇〇 一〇,〇〇〇							
犬居	一七,三三〇	二,五〇〇	二八,八〇〇					
熊切	一五,七〇〇	七五〇	一〇,八〇〇				一,一〇〇 一,一〇〇 八〇〇	六〇〇
氣多	四七,七九〇						一,一〇〇	一,八五〇
城西	五八,八七六		二,二三六				四〇〇	二九〇
水窪	一五,三〇〇							
	二九,二六一							
	二九,五二〇					二〇〇	二〇〇	六〇〇
	一五,二一五		三,一〇〇				一〇〇	一〇〇
	一一,三六四		六,八〇〇				三〇〇	九七五
計	一一三,一六三		一,九二〇				九六〇	一,五六〇
兩郡合計	二,三三〇,七八一	三,二五〇	五三,六六六				三,〇七五	四,三三五

三三

薪材	黒炭	白炭	松茸	芝草	山葵	筍	椎茸	蔓莖	竹皮	檜種子	杉種子
							六〇〇				
	一〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	五,〇〇〇	一五,〇〇〇			三,〇〇〇				
	一,七〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,三〇〇			一,〇〇〇				
	一八,三〇〇	六,四四〇	一八,四〇〇	二,三三〇			四〇〇				
	三,一五五	七,〇〇〇	一,七〇〇	七六,八〇〇			一,三三〇				
	三,四八〇	七,〇〇〇	七,一〇〇				四,六〇〇				三〇〇
											三〇〇
	二,八〇〇	三,三〇〇	一,五〇〇								
	三〇,〇〇〇	七,五〇〇	三,〇〇〇				二,二五〇				
	三〇,〇〇〇	六,〇〇〇	一,一八五				四,〇〇〇				
	一六,〇〇〇	四,八〇〇	三,九五〇				一〇,〇〇〇				
	八,〇〇〇	一,二〇〇	一,七五〇				四,〇〇〇				
	四,八〇〇	三,三〇〇	二,六〇〇				九〇〇				
	一八,〇〇〇	二,五九二	九,六〇〇				七〇〇				
	一,一〇〇	一〇,七八三	四,八九〇				三,八四〇				
	一,一〇〇	一〇,七八三	四,八九〇				一,九三三				
	二八,三〇〇						二,八四〇				

三二

郡町村別	食用		園藝		工業		養蠶		産計		工業		水産		鑛産		畜産		計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
周智犬居町	六四、五五九	三〇、八〇〇	三二、九七七	四九、五四四	一七三、七〇〇	二六、六四四	一、九七〇	七、六三八	二〇七、一三三					七、六三八	二〇七、一三三				四〇、三五九
熊切村	七、八五〇	一六、八五〇	九三、六九六	四九、八八四	二三八、三八〇	五、三九〇	一、九七〇	四、〇七八	五四九、七一八					四、〇七八	五四九、七一八				六七、八五〇
氣多村	六七、四九三	一八、六五一	三三、二三五	五三、二一〇	一六四、五八九	一三、〇〇七	五、〇五〇	一一、一八一	九六六、六四八					一一、一八一	九六六、六四八				六七、四九三
城西村	四三、二二三	五、九〇九	四、三四一	四三、〇九四	九三、四六七	一一、〇七六	一一、〇七六	一一、〇七六	二四、二七四					一一、〇七六	二四、二七四				四三、二二三
水窪町	九八、〇九九	一九、八九八	一四、四四三	一二五、七四一	二五八、一八一	九一、〇五六	一八三	二四、二七四	三七三、六九三					二四、二七四	三七三、六九三				九八、〇九九
計	三五一、〇三四	八一、一〇八	一五〇、六一三	三三〇、四七三	九三九、二二七	一五、二二七	七、二〇三	一八、一八一	一、一三三					一八、一八一	一、一三三				三五一、〇三四
磐田二俣町	二〇、〇一一	六三三	三、八八八	一五、九三三	四〇、四七五	七、六三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇					一、〇〇〇	一、〇〇〇				二〇、〇一一
光明村	五〇、七八六	七、七六八	一五、三七三	五、〇一四	一三九、九四一	二、九三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇					一、〇〇〇	一、〇〇〇				五〇、七八六
龍川村	三〇、五六四	二七、二三七	二四、七〇九	三〇、三九六	一〇五、九〇六	一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇					一、三九〇	一、三九〇				三〇、五六四
龍山村	三、八三三	一五、八〇〇	二八、五五七	二二、二三四	一〇五、四一六	一、四七六	一、四七六	一、四七六	一、四七六					一、四七六	一、四七六				三、八三三
山香村	一八、六二〇	七、七四四	一三、四六五	一一、三九七	五三、一三六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六					一、二二六	一、二二六				一八、六二〇
佐久間村	二七、四三〇	一三、二四九	四、五八五	六、一五七	一〇六、八四三	一、四九三	一、四九三	一、四九三	一、四九三					一、四九三	一、四九三				二七、四三〇
浦川村	四六、七七九	二七、九六〇	一〇、六四五	九、一七〇	一七三、〇九四	四、八五〇	四、八五〇	四、八五〇	四、八五〇					四、八五〇	四、八五〇				四六、七七九
熊村	四四、〇一七	一三、二五五	一九、二六二	一七、八九三	一〇四、四二七	八、〇三四	七、六六	七、六六	七、六六					七、六六	七、六六				四四、〇一七
上阿多古村	四三、〇六〇	六、三三七	三三、〇五八	三三、〇三八	一〇四、四二七	八、〇三四	七、六六	七、六六	七、六六					七、六六	七、六六				四三、〇六〇
下阿多古村	一〇九、九三三	八、七九三	三、三三七	九六、五一〇	二二八、五五三	一七九、三二九	一、三四九	五、三二九	九、八六四					五、三二九	九、八六四				一〇九、九三三
計	四三九、〇三六	一三、七六四	一五六、八五九	四三三、六三四	一、一三七、三七三	一、三四九、五三一	九、八六四	一、三四九、五三一	一、三四九、五三一					一、三四九、五三一	九、八六四				四三九、〇三六

三、人口戸数の變遷

郡町村名	年度	人口		職業		現業		在戸		無職		計
		男	女	農	水産	工業	商業	交通	其他	無職		
周智犬居町	大 三	二、〇〇五	一、九三二	四二〇	—	五〇	一三〇	二	四〇	—	—	六四三
	大 八	二、〇五〇	一、八三三	四三三	—	五六	一四〇	三〇	五〇	—	—	六五三
	昭 二	一、九五九	一、八七四	四三一	—	五七	一三七	二七	五〇	—	—	六九三
熊切村	大 三	二、一九五	二、〇七〇	五七〇	—	—	—	—	—	—	—	六五三
	大 八	二、三三五	二、三四四	五八五	—	—	—	—	—	—	—	六七〇
	昭 二	二、三二四	二、一五七	五四三	—	—	—	—	—	—	—	六八七
氣多村	大 三	二、四三〇	二、三〇〇	六一五	—	—	—	—	—	—	—	八三五
	大 八	二、六〇九	二、五一九	六八九	—	—	—	—	—	—	—	八七六
	昭 二	二、三四三	二、一七一	五〇四	—	—	—	—	—	—	—	七六八
城西村	大 三	一、二五一	一、一五四	三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	四二二
	大 八	一、三〇二	一、一五〇	二九〇	—	—	—	—	—	—	—	四三三
	昭 二	一、二五五	一、一一九	三一二	—	—	—	—	—	—	—	四〇〇
水窪町	大 三	三、五〇六	三、三八一	六八〇	—	—	—	—	—	—	—	一、一〇一
	大 八	三、八七七	三、六四八	七一〇	—	—	—	—	—	—	—	一、一六六
	昭 二	三、六四三	三、四二六	七九八	—	—	—	—	—	—	—	一、二七六

附 昭和二年 總人口 五八、二七〇人
 同 總戶數 一一、三七七戶

四、越

石

同	同 下阿多古村			同 上阿多古村			同 熊村			同 浦川村			昭
	昭	大	大	昭	大	大	昭	大	大	昭	大	大	
	二	八	三	二	八	三	二	八	三	二	八	三	二
	一、七二一	一、八六五	一、八四八	一、五四四	一、六五三	一、六〇九	一、二四〇	一、三三六	一、二六三	二、一八五	二、〇四五	一、九六六	二、一七三
	一、七七八	一、九二一	一、七九五	一、五六九	一、五九〇	一、五五七	一、一七七	一、二五六	一、三三一	二、〇五八	一、九二〇	一、八八八	二、〇〇五
	三、四八九	三、七七六	三、六四三	三、一三三	三、三三三	三、一六六	二、四一七	二、五九二	二、四九三	四、二四三	三、九六五	三、八五四	四、一七八
	四三三	四四一	四五一	三八〇	三八〇	三八〇	二八三	二八一	二八〇	二九二	二九〇	二八〇	三三〇
													二四九
	四	四	元	四	四	二〇	六	三	三	九	一〇	九〇	六
	八四	九三	八四	六〇	八	七六	六〇	五六	五〇	二八	二〇	二二	九
	四七	一一	一	三	二〇	一五	二七	三〇	二八	二六	一〇	一〇八	九
	三三	五五	二四	五四	二四	九	二九	三三	三三	一四	五八	五三	九四
										七			
	六二七	六一四	五九九	五五九	五四五	五〇〇	四三三	四二九	四三三	七七四	六九三	六四三	八六七

同	同	同	同	同	同	磐田二俣町		
						昭	大	大
大	大	大	大	大	大	昭	大	大
八	三	二	二	二	二	二	八	三
二、八五〇	二、〇七九	一、八八八	二、二三四	二、三三〇	二、一六〇	三、一九九	三、二六四	二、八七三
二、三三一	一、六五四	一、七三九	二、二二七	一、八五〇	一、七九八	三、二八八	三、三三三	二、七九四
四、九七一	三、七三一	三、六二七	四、三三〇	四、〇五三	三、九五八	六、四八七	六、四九七	五、六六六
三三〇	三〇〇	三〇八	三三七	三六八	三四七	三三三	二四〇	三三〇
二五〇	二四〇	四〇	四〇	二				
一九一	六〇	三三	三〇	八七	五二	二五一	二五三	二五〇
二一〇	七七	一六〇	一三三	一〇六	一〇七	六五六	六三〇	六二五
三〇	三	一九	一六	一三五	一三〇	三	三〇	三〇
三二〇	七〇	七九	一九六	三七	七五	一三二	一〇三	一一
一、三三一	六八〇	七三九	七三六	七三六	七〇九	一、三三三	一、二四〇	一、二二七

不況と共に山林投賣等賣却せらるゝものあるが爲め、漸次越石の増加を見つつあるも、最大は二俣の五割、最低は城西村の二厘平均三割一分なり。

四〇

郡町村別	所有別	二百町以上	百町歩以上	五十町以上	十町以上	五町以上	五町歩以下	計
周智犬居町	村内	二二四、三九〇	一〇二、一四六	一四四、五六三	三〇四、六九七	一〇四、九二一	二四〇、二二三	一、一〇、八三六
	村外				一七、一三三	二九、一五三	二二、二八二	三三、七〇六
	面積				七	五	一七	一八四
	人員				八三	六七	一七三	七八〇
同	熊切村							
	村内							
	村外							
	面積							
	人員							
同	氣多村							
	村内							
	村外							
	面積							
	人員							
同	城西村							
	村内							
	村外							
	面積							
	人員							
同	水窪町							
	村内							
	村外							
	面積							
	人員							

郡町村別	所有別	二百町以上	百町歩以上	五十町以上	十町以上	五町以上	五町歩以下	計
磐田二俣町	村内	五二八、二三五	五六二、四〇九	一四〇、五三三	七四三、三二四	一一四、三二二	一三九、八三五	二、二八、三六八
	村外							
	面積							
	人員							
同	光明村							
	村内							
	村外							
	面積							
	人員							
同	龍川村							
	村内							
	村外							
	面積							
	人員							
同	龍山村							
	村内							
	村外							
	面積							
	人員							
同	山香村							
	村内							
	村外							
	面積							
	人員							
同	佐久間村							
	村内							
	村外							
	面積							
	人員							

四一

計	同 浦川村		同 熊村		同 下阿多古村		同 上阿多古村	
	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内
人員	111,000	111,000			378,210			
面積	111,000	111,000			10,200			
人員							7,000	
面積							11,000	
人員								11,000
面積								10,500
人員	57,940	57,940			54,100			
面積	67,974	67,974			90,900			
人員	538,000	538,000			336,000			
面積	181,000	181,000			115,000			
人員	74,000	74,000			83,000			
面積	192,000	192,000			76,000			
人員	1,118,000	1,118,000			1,157,010			
面積	1,118,000	1,118,000			10,200			

五、物資輸送の關係

二俣町は、北遠十五ヶ町村の咽喉樞要の地域を占め、古來より北遠物産並北遠地方各村に移送すべき物資の集散地たり、殊に天正年間前より代官所直出張所設置せられ且徳川幕府より御朱印を得たる棧間屋あり、船積製品及角材筏組の流下に際し、十分一税を附課徴收し運上金に充て又之が取締は、代官出張所にて之に任じ、盛殷を極めたるものとす、上流なる龍川、龍山、山香、佐久間、城西、水窪並に阿多古の各町村に必要な米穀其の物資は、悉く此處より舟楫の航便により荷上せられ、是等各町村よりの林産物其他の生産物は勿論、信州方面より流送し來る諸種産物亦凡て陸上又は中繼ぎせられて、各需要先への離散地として古來より交通の便拓けたり。

浦川乃佐久間方面は、古昔より三河筋との交通疾く開け、縣道の開鑿と共に此の地に要する物資は、殆んど移入に仰ぎ、其の生産物中角丸太材を除く凡ての製品は、車馬の便益によつて西行移出するもの多く、北遠交通の要衝地域たり、氣田川筋に於ける氣多熊切犬居の三ヶ村は、夙に同郡森町との交通を保ち物資の移出入を専らとせしが、明治十九年氣多村に王子製紙工場の設置さるるものあり其後森氣多線、二俣犬居線縣道の完全するにより益々交通濶繁を加ふるに至れるものとす。

今二俣山香村西渡間及西渡水窪間に於ける物資運搬賃を掲ぐれば、左表の通にして、上荷下荷共前者は舟運に依り、後者の區間は人肩馬脊によつて輸送されつつあるの狀況とす。

上荷別	種類	單位	水窪西渡間	西渡二俣間	備考
上	米	俵	一、二〇〇	一、三〇〇	佐久間より水窪まで俵當り一圓二〇錢 急送荷物たる青物生物はメに付〇圓〇八普通品は メに付〇圓〇七
下	雜荷	メ	〇、〇七三	〇、〇七三	
同	木	同	〇、〇四〇	〇、〇四〇	口錢共 高級品扱籠入八貫匁とす
同	雜荷	同	〇、〇四〇	〇、〇四〇	
同	山	同	〇、〇八〇	〇、〇八〇	高級品扱 同
同	椎	同	〇、〇七〇	〇、〇七〇	
同	蕨	同	〇、〇八〇	〇、〇八〇	檜板、シラジ等二三尺長の厚板等の如し 呷入十六貫、箱入十貫入とす
同	蕨	同	〇、〇八〇	〇、〇八〇	
同	蕨	同	〇、〇六〇	〇、〇六〇	
同	蕨	同	〇、〇五〇	〇、〇五〇	
同	蕨	同	〇、〇七〇	〇、〇七〇	

尙天龍川通路組合は、特別扱料として上荷たる貨物に對し左の課率により徴收し、萬一難破したる場合は、其組合に於て貨物價格全部を辨償するものにして課率左の通りとす。

龍山村千貫瀧以北行貨物價格一圓に付五厘
同 以南同 同 三厘

第八 利 用

一、伐 採

天龍川流域に於ける立木伐採搬出量は、財界の好否、材價の高低、地味の良否、運搬の便否、造林の普及如何等によつて年次一定ならざるものあり、従前の統計に徴すれば明治十八年の一五二、〇三七尺メを最低とし、其他は一進一退略々二〇乃至三〇萬尺メの間を上下するの狀態なりしが、歐洲戰爭の開始以來財界の高調年と共に進み、年次伐出量の増嵩相繼ぎしも大正九年二月俄然形勢一變し、爾後不況に向ひし爲漸次減少の傾向に陥り、大正十年の中間景氣の出現、大正十二年九月に於ける關東大震災の突發に一時活況を呈し増量を見るも、外材輸入に因る内地材の壓迫日に厚く、昭和二年春季に於て經濟界空前の大動搖に因るモラトリアムの實施に遭ひ、材界の好轉を許さず以來一層不況に入り、林業關係者の疲弊を増大ならしめたる結果、林主は隱忍自重伐採の繰延を行ひ、回運の時期を期待しつゝ、一時を糊塗し來れるも、林業家の經濟上の苦境は何時迄も之を許さず、而かも製材工場の發展に伴ひ、製材力の過剰せる事實は、次第に伐採増加に轉化し來り遂に、昭和二年には伐出量五〇四、六九九尺メに達し嘗て見ざる増伐を見るに至れり。

立木伐採は其の季節により春山と、秋山とに區別され、毎年三月より五月迄に伐採搬出を見るもの

を春山とし、七月より九月迄に伐採さる、ものを秋山と稱し、春秋の伐採割合は、年々一定せざるも概して春山より秋山多く、左表の通り春山に比し約一乃至九割を増加しつゝあり。

年次	春秋別	取引		高計	持越		高計	合計	備考
		白木	黒木		白木	黒木			
大正一二	春山 秋山	一〇五、二〇〇 三六五、〇五〇	一〇、七五〇 四、三四〇	一一五、八七〇 三八九、二九〇	三二、七〇〇 一九、四〇〇	二〇、五三〇 三、八〇〇	三三、二三〇 三三、二〇〇	一六八、一〇〇 三三一、四九〇	各支部よりの豫想報告数とす
同 一三	春山 秋山	一八、五九〇 一〇七、三六〇	八、三〇〇 一七、八六〇	二六、八九〇 一二五、二四〇	一〇〇、四〇〇 五〇、一四〇	二二、三〇〇 九、八五〇	一二二、六〇〇 五九、九九〇	一四八、四九〇 一八五、三三〇	
同 一四	春山 秋山	一〇四、六八〇 一四、〇五〇	四三、七〇〇 三、三五〇	一四七、三六〇 一五一、三〇〇	三七、二九〇 二九、二五〇	三三、三〇〇 四六、七〇〇	五九、四五〇 七五、九五〇	二〇六、八三〇 三三七、三五〇	
同 一五	春山 秋山	八九、六三〇 一六一、三九〇	一一、一八〇 五、七三〇	一〇〇、八〇〇 一六七、〇四〇	四四、五八〇 三六、五〇〇	四三、六九〇 三六、九五〇	八七、二七〇 七三、四四〇	一八八、〇七〇 三四〇、四九〇	
昭和 二	春山 秋山	五、三三〇 二〇六、一七三	九、六〇〇 八、六〇〇	一四、九三〇 二一四、七七三	五、七〇〇 一九、二〇〇	三三、四〇〇 一八、〇四〇	七八、一〇〇 三七、二四〇	一四三、〇三〇 二五三、〇一三	

(一) 伐期の變遷

伐期の決定は、地勢、地味の良否、生長の優否又は林業家の經濟關係等によりて、各町村一律ならざれども主として樹齡と利用狀態に支配さる、處大なり、徳川時代より明治の初葉迄の間は、天然林人工林共老壯以上の立木に富み且つ木材需要少く材價低廉にして、明治十五六年の頃北方天龍地方に

於て樹齡七八十年生、杉周圍三尺七八寸餘の立木一本の賣價僅かに〇圓五〇乃至〇圓八〇に過ぎず、而かも柿板として利用され、唯根部の彎曲せるもの及枝節の部分等手扮きに困難なるものは、角材に造材又は手挽製材品たさしむるを常とし、何れの山地と雖も柿板の製作旺盛を極め、樹周三尺以上に達せざれば之が製作に適せざる關係上伐期は、七八十年に限られたりと云ふも支障無かりき、然し黒木類は、當時大木の存立するもの多かりし爲め、殆んど樹齡太さに關係すること無く、所有者の意思によるの外、外界需要の程度に依つて、伐採されたものにして伐期定まるもの無し、然れども世運の進展に伴ふ需要増加と、伐採の持續とにより順次人工林伐期の遞下を見るに至り、日清日露戰端開始に伴ふ景氣の高調と製材工場の發達、製材機械の改良進歩並に林道の開設普及、運材方法の改善等により益々伐期を漸低し、従前に比し小幹材の市場に進出するものあるを見るに至り、日露戰爭當時は専ら五十年を以て伐期とせしもの、歐洲戰端の開始による需要の激増により、著るしく低下に傾き現在にては、天龍全般を通じ平均三十年と見るべく、早きは廿五年遅くも四〇年の間にありとす、佐久間村下平の如き石灰岩に富む地方、或は瀨尻平山等の地味肥沃にして天龍川筋の地方にありては、樹齡十八年乃至二十年にして、優に樹圍二尺に到達するを以て、同樹齡を伐期として盛に伐採せられ、水窪川大千瀨川二俣川及天龍本川筋の各地に於ては、三十年を以て普通伐期とせされ、獨り阿多古方面は、地味概して他町村のものに劣るものある爲、樹齡三十五年乃至四十年を伐期としつゝあるの状

況なり、要するに現在に於ける伐期の決定は、天龍材製品中最も主要なる地位にあり、其の聲價高き貫類の製作に恰好適應せる樹齡三十年樹周二尺二寸大のものを以て基準とせり。
 試みに往時より現在に至る迄の間、伐期の變遷に伴ふ造材二間材一本當り平均材積の推移狀況を、表示せば即ち左の如し。

年次	杉	檜	縦樺松等
明治二十年以前	四、五	九、〇	
同三十年同	三、五	八、五	
同四十年同	三、〇	八、〇	
同四十五年同	二、五	七、五	
現 今 迄	二、〇	七、〇	

即ち前表によつて明かなるが如く、年次小材の伐採著るしく増加し來れるも杉檜に比し、縦樺等の縮少程度の少なきは、該樹の伐木が順次深山幽谷に及び何れも天然樹の伐採に屬するに因る結果なり。
 (二) 伐採季節の變遷

伐採季節は、往時より剥皮に好適たる時季を選定すべきは東西軌を一にする處にして殊に杉檜は其の樹皮の利用を爲さんとする關係上特に其の適季を以て伐採季節たらしめざる可からず、仍つて春彼

岸より秋季に至る迄の水分の蒸騰並下降季を選定前記の通伐採したるものとす、然しながら前述の通り現時に於ては、林業家の經濟並多年の經驗により、春秋山兩度の伐採季節に限らず、其の中間に於ても又秋彼岸、水止の法により季節の延長を促すに至りたる結果、現在に於ては、三月より十月初旬迄を伐採季節となしつゝあり。

瀬尻御料林に於て、大正八年より同十五年迄八ヶ年間杉剥皮の良否試験を行ひしが、其の結果によれば、五月下旬より六月下旬に至る間を以て最も良季とし、就中六月上旬を以て最良適季なること分明せり、本試験は、六月上旬を基準とし比較したるものにして其の或續左の如し。

月次	上旬	下旬	備考
四月 月	七五	八〇	六月上旬を以て百とし各季の比率を掲記せり
五月 月	九〇	九五	
六月 月	一〇〇	九五	
七月 月	八七	八〇	
八月 月	七三	七六	

雜木林の伐採季節は、薪炭材として利用せらるゝ場合は其の時季を問はざる處なるも、椎茸原料木として利用する場合は、適季を選ぶの狀況にあり、而して其の季節は、天龍各町村の位置地勢寒冷の程度

によりて異なるべきも、大體左の標準を根底とし季節を定めつゝあり、往時より現今に至る迄變化なし。
 イ、秋樹葉の紅葉の具合によつて定め水窪方面にては枝葉の上半部の赤變したる時を、熊村にては紅葉七分に達したる時を選ぶ。

ロ、樹液の甘くなりたる時。

ハ、鉋入を行ひ音を發する頃を選ぶも水窪にては泣きと稱し餘り泣きの甚だしき時は早過ぎるものとせり。

(三) 立木材積測定の慣行

卽位に於て極めて粗放を極めたる飛買の方法の施行されたる當時は全然材積算定の必要要件たる木數、目通、周圍等を除外し單に區域を限りたるに過ぎざりしも、次で之より稍進歩せるはミズ木の法とす、ミズ木とは、山香村方面に於て呼稱されたる言葉にして、目通周圍を測定せず目測によつて之を豫測し賣買取引を行へるものにして、明治四十年頃迄行はれたるものとす、而して測繩を使用し樹周を測定し初めたるは、詳かならざれども明治二十二年の頃三河國北設樂郡豐根村に於て、試みに入れたるもの漸次傳播するに至れるもの、如く、天龍地方に於ても爾後林業家中實行するもの無きにあらざりしも殆んど稀なることに屬し、一般に實施を見るに至れるは今より約二十年前の事に屬す。

天龍林業地に現行しつゝある立木材積測定法たる五一法の起源並此法の行はるるに至る迄の経緯に

つきては、鮮明せざれども、林主買主の別なく、立木利用材積算定上尤も簡便なる方法として、立木賣買取引に當り廣く勵所普及せられつつある方法とす。

五一法は、主伐せんとする山林立木の内目通尺五寸未満の所謂玉下と稱するものを除外し、尺五以上の立木につき一寸未満は分捨により、各木の目通周圍を測定(丈締といふ)し、現地調査後目通周圍各級の本數及周總計を算出したる上、其の總本數を以て除し平均木の目通周圍を求め、此の平均目通周圍を五除し其の商を自乗したるものを以て、長さ二間材の尺メ材積とするものにして、之を元木尺メ又は元木二間材と稱す、更に林内各木の平均高を測定するの要あるべきも平均高の算出は、目測により概定するものにして、斯くして平均高平均目通周圍に相應する標準木を、山地の立木の成長狀況によつて判定し、其の樹高に從つて直徑の漸減する状態を考慮して、其の立木より元木尺メ幾何を取

得林得べきやを目測して、一立木の利用材積を決定し、之に立木總本數を乗じて利用總材積を算定するものとす、而して樹高に從つて直徑の漸減状態を觀察する高さの限度は樹梢直徑二寸迄とせり。

五一法は、目通周圍及本數を除く外は、悉く目測を以て材積算定上の必要因子を概定するものにして、且つ目通周圍の測定に當りても、一寸未満に屬する端數を切り捨つるが如く、舊來より施行されつゝある慣行たるを以て、自然眞の材積に遠ざかる缺點あり、而かも不確實たるを免がれざるものとす、殊に林地の地味の良否、林木の生長状態、植栽本數並其後の間伐の程度其他撫育の如何によつて、林

相の形成を異にし、各林木亦一樣の生育状態を表現するものにあらざるのみならず、樹皮の厚薄程度は、林木の疎密度に關係あるべきを以て、林分の賣買に當り、林主の調査による玉取表と買主の測定せるものとの間に於て差異を生じ、双方意見の不一致を誘發し易く、更に實地につき樹高を觀測の後相互協定の煩を重ねざるべからず、多年材積計算上に經驗あるもの、外は、免角買主たる材主に乘ぜらるゝ虞あり、且つ元木尺メの算出は、根元二間材の材積を意味するものにあらずして、寧ろ其の立木の略中央部邊りの造材二間もの、材積を算出する關係上、直ちに之を基本として立木利用材積の算定となすことは、至難の業たるのみならず、乗數の想定は、材主間にありても區々に亘るものたるべきを以て、必ずしも正鵠を得たるものなりと謂ふ可からず、仍つて元木尺メ並其の乗數に付きては、十二分に研究を遂げ其の眞價を究むるの要あるものとす。

玉下寸法は、従前と現今との間に大に差異あるものにして約三十年前にありては、三尺以下を以て之に充てたるものなれども、漸次木材利用價値の向上に伴れて遞下し來り、約二十年前までは、二尺五寸以下、十年前迄は二尺以下たりしが、其後現行の通目通周圍尺五寸以下のものを以て充當するの變遷を迎ゆるものとす、従前に於ては、材積計算外に於かれ、立木賣買の際は單に本數のみを算し、買主の無償收得に歸する慣習たりしが、歐洲戰時の好況以來其の眞價を認むるに至り、立木賣買の際一尺メ當り單價昂上の資に充て或は、全然玉上のものと別個に同様の方法に依つて、其の材積を算出し賣買するの傾向となれり。

雜木の材積測定の方法は、天龍地方一般の慣行として其の利用目的が、椎茸用木たると、薪炭用木たるとに依り取引方法を異にしつゝ、あるが爲め、其の材積又は材積より換算したる棚數を、基準とせざるの風習とせり、従つて各人個々に雜木利用觀念を異にしつゝ、あり、而かも一林分に於て、一は椎茸原木たらしめ、他は炭材に充つるが如く、各立木の狀態により其の利用區分をなす爲め、頗る曖昧たるの狀況にあり。

イ、椎茸用木

一工切を以て基準とし此山は何工切ありと算定するものとす、勿論立木の大小、生長狀況、立木度、樹齡等地林況によつて異なるのみならず労働者の力量活動狀況によつて一工切に相等する數量に相異なるも平均一工切は五十春負は男十二貫、女八貫、十貫を以て平均とせり。

ロ、炭材

一俵木を以て基準とし此山は何俵木ありと算定を爲すものとす、而して地況林況によつて其の算定に相異あり周智郡下に於ては炭一俵は八貫磐田郡は七貫(二十六キロ)を以て一俵木計算の標準とせり。

ハ、薪材

遠江薪炭同業組合の定款第十二條により薪の長さは三十六纏と規定せられつゝありと雖も各地に於て其の長さ區々に亘り浦川村にありては二尺五寸佐久間村に於ては二尺四寸熊村にありては二尺八寸を主とし而かも各六々積を以て一棚と見做しつゝあり。

(四) 造材材積測定

本測定は地元附近に於ける土場賣、中の町半場方面に於て水揚後の賣買、又は山地に於て先山林付けの際荷主及造材に従事せる柚庄屋並柚夫等立會先山賃金の支拂、造材木の引渡を了せんが爲、狭曲尺を以て實施さるゝものとす。

角材丸太材の檢尺法並材積計算は天龍川材木商同業組合定款第三十條の規定する處にして、左の方法に則るものなれども、但書によつて他地方との取引上別段の契約ある場合は、其の契約の示す處に従ふこと、なれり。

イ、木材の呼長に對する正尺及其の曲尺場並其の呼長に對する材積の比は左の表示の如し。

呼長	種目		材積比例	
	正尺	曲尺場	正尺	曲尺場
素六	六尺五寸以上元口より	六尺目	目頭内 六尺以上元口の目頭内より	六尺目
素一	十尺以上	九尺目	七尺五寸以上	七尺目
本丈	十二尺五寸以上	十二尺目	十尺以上	九尺目
二間	十五尺五寸以上	十五尺目	同十二尺五寸以上	十二尺目
二半	十八尺五寸以上	十八尺目	同十五尺以上	十五尺目
三間	十八尺五寸以上	十八尺目	同十八尺以上	十八尺目
			同二十一尺以上	二十一尺目

備考

- 一、呼長三間以上のものは本表の呼長二間以上のもの、例により累加す。
- 二、野物の曲尺場は中央とす。
- 三、丸太材及野物の檢尺は狭み曲尺を用ゆ。
- 四、黒木の板子取及兩端鋸斷したるものにして六尺乃至七尺のものは一間材とし十二尺乃至十三尺のものは二間とす

(五) 伐採造材各種の變遷

明治維新前より明治三十五年頃迄の天龍川各沿岸地方の伐採造材方法は、當時運材施設の幼稚にして、且交通不便を極めたと、山地に存立せし立木壯大なるものに富み、耐かも一面山間地には、製材工場の設置せられたるもの無かりし結果は、伐採跡地又は其の附近に於て手挽業盛んに行はれ、良幹通直の杉は、擧げて柿板の生産を専らとし、樹幹の屈曲硬化せるもの、有節のもの、其他の樹種は貫類、板割、四分板に手挽き製品され、或は小角、楕角。並角等の角材に造材し、可成的運材上の重量軽減並修羅、堰、筏組の構成に便ならしめたるものとす。初めは、眞角材と稱して全く丸味(ぬた)を附せざりしも、明治九年以後水力による製材工場の開設を見、其の後増設せらるゝもの相亞く、發達並村道又は縣道築設による交通の便益の開けたると、運材装置の改善と、運搬力の増加、而かも年

次材價の高騰すると共に、漸次木材生産数を増し、眞角造材は、次第に半頭角即丸味を有したるものに轉移し、角材の数を減じ、丸太材は、益々其の数を増大するの趨向を辿り、最近迄深山幽谷より伐出さる、椈、榿、松等の大材を角材を見る處ありしも、今や椈類の如き貴重材の外、之を見ざるの状況に變遷し來れり。今角材及丸太材の變遷状況を表示せば左の如し。

年次	角材		椈丸太材		モミツガ其他丸太材		備考
	材	丸太材	材	丸太材	材	丸太材	
明治二十年以前	九五	五	九五	五	九五	五	本表比例は百に對する角丸の割合を示す
同三十年同	四〇	六〇	五〇	五〇	二五	七五	
同四十年同	一〇	九〇	一〇	九〇	一〇	九〇	
同四十五年同	五	九五	一〇	九〇	一〇	九〇	
現時	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	

造材の長さは、前記の通運材装置の幼稚にして、舊來の方法たる小谷堰出を行へる當時に於ては、運材搬出中の擦傷、激突、割裂、挫折等の損傷度夥だしかりし爲め、其の寸法を長からしめ、木曾路よりの杣夫を役使し、頭巾を附し、材長は、白木は長一丈五尺に、黒木は長一丈七尺とせしも、運材装置の進展と共に、従前の斧伐りは鋸切斷に變じ、白木、黒木共順次材長漸短の傾向となり、殊に天龍川製材の利用目的が、貫、板割或は板類に限らる、關係上、現今に於ては、白木は、長一丈二尺五寸、

黒木は長一丈五尺五寸となれり。

天龍川材木商同業組合は、定款第三十條に於て、前記の如く其の材長を定め、一般に其の造材寸法に依らしむること、せるも、材主によりては、東西の兩市場仕向に便ならしむる爲、杉檜は、一丈三尺に造材するもの多く、又浦川村の如く其の販路を三河方面に有するもの、或は特に取引上特別の注文契約ある場合にありては、其の造材寸法に依る結果一様ならざるものとす。

(六) 伐採造材經費

樹種、大小、丸太角の區別、山地の峻難、遠近、労働者の需給状況並經濟界の影響等によりて相異す。

古來より椈、榿、松等は表皮を利用せざれども、杉檜の樹皮は、利用途廣き關係上造材終了に至る迄の作業は、皮剥及先山に區分され、其の賃金亦皮剥賃及先山賃に區別されつゝあり。今各町村に現行の伐採、造材經費を掲記せば、次の通りとす。

町村別	皮剥賃(一杯に付)		根切賃	丸太材先山賃(一尺に付)		角材製作(一尺に付)		備考
	杉	檜		スキ	ヒノキ	モミ	ツガ	
浦川村	三、四〇	四、〇八	〇、一〇	〇、一三	〇、一六	〇、五〇	〇、七〇	本表は丸太末口に付計上す六
佐久間村	三、五〇	三、〇〇	〇、一〇	〇、一三	〇、一六	〇、三三	〇、三三	

山香村	二、五〇	三、〇〇	〇、〇五	〇、一四	〇、一七	〇、一八	〇、二〇	〇、二四	〇、二八	〇、三六	〇、四一	〇、四六	〇、五二	〇、五八	〇、六四	〇、七〇	〇、七六	〇、八二	〇、八八	〇、九四	〇、一〇〇
龍山村	二、〇〇	二、四〇	〇、〇五	〇、一三	〇、一六	〇、一八	〇、二〇	〇、二二	〇、二四	〇、二六	〇、二八	〇、三〇	〇、三二	〇、三四	〇、三六	〇、三八	〇、四〇	〇、四二	〇、四四	〇、四六	〇、四八
龍川村	二、〇〇	二、四〇	〇、〇五	〇、一三	〇、一六	〇、一八	〇、二〇	〇、二二	〇、二四	〇、二六	〇、二八	〇、三〇	〇、三二	〇、三四	〇、三六	〇、三八	〇、四〇	〇、四二	〇、四四	〇、四六	〇、四八
光明村	二、四〇	二、八〇	〇、〇五	〇、一三	〇、一六	〇、一八	〇、二〇	〇、二二	〇、二四	〇、二六	〇、二八	〇、三〇	〇、三二	〇、三四	〇、三六	〇、三八	〇、四〇	〇、四二	〇、四四	〇、四六	〇、四八
上阿多古村	二、三〇	二、七六	〇、一〇	〇、一五	〇、一八	〇、二〇	〇、二二	〇、二四	〇、二六	〇、二八	〇、三〇	〇、三二	〇、三四	〇、三六	〇、三八	〇、四〇	〇、四二	〇、四四	〇、四六	〇、四八	〇、五〇
氣多村	二、〇〇	二、四〇	〇、一〇	〇、一五	〇、一八	〇、二〇	〇、二二	〇、二四	〇、二六	〇、二八	〇、三〇	〇、三二	〇、三四	〇、三六	〇、三八	〇、四〇	〇、四二	〇、四四	〇、四六	〇、四八	〇、五〇

附記

イ、杉檜丸太材の括弧内のものは、タクリ剥質とす。
 ロ、根切質は、四尺以上(浦川分は三尺八寸以上)一尺迄のものにして尺を増す毎に倍額とす。
 ハ、一杯は、皮長三尺二寸のもの百五十通なるも浦川村分は二百通とす。
 ニ、水窪町、城西村分は山香村に、二俣町分は光明村に、熊村、下阿多古村分は上阿多古村に、犬居町、熊切村分は氣多村に同じ。

二、運材

(一) 運搬装置並其の變遷

天龍川沿岸各林業地に於ける運材装置は、古來より明治三十年後までは、山地伐採後造材を擔ひ、

或は山腹を轉落せしめ、適宜恰好の地點に集積し、更に修羅、棧手又は小谷の水を利用し、堰出し方法に依ることとし、柿板、板割、貫類等の製品は、専ら人肩により土場或は人道迄搬出し、人道側よりは、更に土場迄搬送し、後筏組とし、又は舟運の便によつて、下流市場迄流送したるものとす。

小谷の傾斜急なる箇所、或は途中懸崖瀧等の險悪ある場合は修羅出しの方法によることを得ざるを以て木材の損傷を回避する爲、棧手、臼等を使用して、木材運材の安全と、其の運出の迅速を期し、林間の溪流急斜なる場所にては、修羅を以て搬出し、小谷筋の流水ある時は、堰出しの法に依り、光明、二俣、阿多古等の小谷にては、大雨出水の時を利用して、急遽川狩下を企て、水窪川にては、大正三年頃まで現役場附近まで堰出をなし、現時に於ても、氣田川及龍川村の一部支流に、小谷堰出しの行はるゝを見るの状況にあり。當時は、角造材多くして、堰出作業に極めて簡便なりしなり、然れども明治二十二年龍山村雲折字西ヶ池澤に於て、橋の使用開始と、林道の設置を見るに至りし以來、其の技術の研究並熟練と共に、舊運材装置に比較し、運材力の増大と迅速なるのみならず、木材の損傷するもの無きとは、益々之が普及發達を見、明治二十三年瀨尻金原翁所有山林に應用せられ、次で同三十年頃には、山香村地内に、同四十年には、佐久間、浦川、水窪、城西、熊、上阿多古、下阿多古、二俣、光明の各町村に廣く利用され、大正六年奥山電燈株式會社が、水窪川の支流山住川に於て、發電工事を築設するや、従前の堰出作業は、一變して橋出と化し、異常の發達を見るに至れるものにし

て、氣田川筋に沿ふ氣多、熊切村に於けるものは、大正の初葉より開始されたるものとす、而かも早くより天龍川材木商同業組合は、林道の普及發達を圖らんが爲、毎年地區内に於ける其の事業に對し、補助金を交付獎勵しつゝあると、更に同組合各支部に在りても、同時に幾分の補助金の支出を共にしつゝある爲め、一層橋出作業の發展普及に資する處あり、現時に於ける山地の運材法は、修羅並橋によつて行はれつゝありと謂ふも過言にあらず。

六〇

鐵線運搬の法は、明治二十二年龍山村字丸山に於て、延長二百五十間單線式にて張線布設され、山地より直接天龍川沿岸迄薪材及魚朶の搬出を試み、其後字時並に於て、刈草の搬出に供されたるに始まり、爾來村内各地に行はれ、明治三十五年には水窪町に、明治四十年の頃佐久間、浦川村方面に傳播し、其後天龍各町村に流行を見るに至りたりと雖も、何れも山地急斜險惡なる地形の場所、又は瀨尻、平山の如き天龍川兩岸相對峙し屹立せる地域、或は溪谷を隔りたる場所、巨大なる崑岩ある箇所を通過せしむる場合に應用し、木材を搬出せらるゝものにして、構造簡易に且つ便利なるを以て利用せられつゝあり。

馬力及手車の普及は、近年の事に屬し、明治三十七年日露戰爭當時、阿多古筋縣道は、下阿多古村石神迄竣工を見たるが、夫れ迄は、板類、貫等の製品は、専ら人馬脊によりて、鹽見渡迄運搬するか、又は落合橋下流を舟筏により流下し、造材は、凡て川堰出し、又は大雨出水を利用し流下し來り、落合橋より下流にありては、造材、製品の別なく筏組によつて流送したるも、縣道改鑿工事の延長と共に馬力又はトラック運搬と化し、明治四十年以後は、全く舟筏の姿を没するに至れり、二俣、光明村地方に於ては、造材並製材品共搬出は、前記の通り大雨出水流下の法又は鴨筏によりしと雖も、約二十年前二俣、犬居線縣道の落成開通と共に、殆んど馬力及手車に化し、最近荷物自動車の普及により、製材品の搬出は、専ら之によりて濱松又は池田方面に急速に移出さるゝものあり、氣多、犬居、浦川佐久間、熊等の各町村に於ては、縣道の開設、村道の普及完成以來、馬力及手車による搬出行はるゝに至り、唯山香村より龍川村に至る、天龍川本川沿岸地方にありては、縣道未開の爲め、馬力の便皆無なるも、村道の完成により手車の應用瀨繁に行はれ、凡て沿岸土場又は製材工場迄搬出を見つゝあるの狀況なり。

軌條輸送によるもの、以上運材装置の何れよりも、運材力強大且迅速に付天龍の一部に於て、行はるゝに至りたりと雖も其の布設されたるもの、三四に止まるに過ぎずして、概して一時的のもの多し其の規模割合に大にして、連續的に經營されつゝあるは、龍川村相津の龍川森林軌道株式會社の六哩區間布設のものとし、其他のものは、何れも規模小にして、數年前布設を見たる浦川村地八軌道一哩間のもの、並目下輸送中の同村吉澤に布設せる因製材株式會社の臨時的經營のものなり。

尙瀨尻御料地と、天龍川間との區間に於て、軌道輸送により御料伐出材の搬出經費の輕減を期せん

六一

が爲め、昨年度より布設計劃實行中にして、軌條十六ポンド二呎六吋、平均勾配三乃至四パーセント、既設延長五哩内天龍川直面勾配二十八度、此延長百間の距離に、インクラインを布設し、ガソリン機關車四噸一臺によつて牽引輸送を計らんとし、來年度は、御料地内へ軌條の延長約五哩を敷設し、新開谷の造材輸送を開始せんとするものにして、從來舊開より西川迄手車に依れる經費、石當り一圓五十錢を要したるものを、軌條敷設により敷設資金の償却をなしつゝ、石當り九十錢に輕減節約せんとする豫定なり。

陸運による運搬装置の變遷狀況は、前記の通りとするも、天龍北部各町村の森林生産物の凡ては、陸運後依然水運の便によつて搬出されつゝあり、天龍本川並各支川に於ては、昔ながら舟筏の運行旺盛を極めつゝあるを見る。

管流作業

ばら狩作業の紀源は、杳として詳らかならざれども、磐田郡二俣町鹿島田代家所藏の古書中、今より三百四十九年前に於て左の御朱印を下附せられつゝあり。

徳川家康諸役免許狀

- 一、於分國中加島類一如前々諸役令免許事
- 一、從奥山林木下之時者可出兵糶事

一、筏下之事可爲如前々之事

右條々領掌了仍如件

天正八辰年
二月晦日

孫 尉
彌 太 夫

而して子孫代々筏廻漕問屋として、十分一稅徵收をなしつゝありしを以て、是れ以前に於て支流、本川の別なく、管流の行はれたるを知るべく、又延寶(二五六年前)、天和、貞享、元祿年間、信州より御樽木と稱し、樁材を屢々數万本宛流下し、光明村樽山に於て、コクワ蔓を以て作れる留繩を設けて、船明山に上げたる古記録、同村船明渥美家に所藏され、尙當時三ヶ日町大福寺が、家根葺材料に充當する爲、樽木の買入をなしたる事、同寺保存の天和四年間(二四五年前)、中泉代官所との間に交換せる往復古文書に、徴するも明かにして、樽山より上流本川に於ては、盛んに管流行はれ、其れより下流は、筏組流下せるものとす。明治維新以前に於ては、管流の行はるゝもの多かりしが、維新以後は、本川筋に於ける管流の風稀にして、明治十三四年の頃、試験的に鹿島迄管流行はれ、又明治二十年名古屋市の人①服部小十郎が、三河國豊根村山地より天龍川を管流により狩下け、原田橋畔に繩止し、後筏組流送をなせる事實等あり、外に管流施行の史實の徴す可きもの無きを以て鮮明せざれども、著るしく其の事例を見ざるに至れり、之れ維新後伐採の加はるに伴れ、舟筏の運行増加瀕發し、

更に製紙、鑛山の諸業の創始による産出物の運搬激増するものあり、本川管流の施行は、増水時に於ける諸工作に危険を及ぼすのみならず、舟筏の航行に危害を偶發せしむるものあるにより、産業の啓發及經濟上支障あるを以て、遂に實行し得ざるに至れるものとす。

然れども、各支川及其分流に於けるバラ狩作業は、天惠の水利を利用し、古來より季節の制限無く四季を通じ絶えず慣行したるものなるが、偶々明治四十二年、河川取締規程の改正により、遂に富士川、安倍川、大井川の支川と同一規定の下に、制限取締を受くるに至るや慣行不能に陥り、毎年十月より翌三月に至る減水時期を除く外は、全く筏組に依らざる可からざること、變じたり。是れ地方開發上、必要缺く可からざる各種公共土木工事の進捗、水電事業の發達普及に伴ふ堤防、橋梁等工作物の設置多きを加ふるに至り、毎年四月より九月に亘る半歳の増水季に於ける危害防止を爲さんとするに外ならざるものとす。然しながら各支川の大なる蓄積及水源地帯に存立する伐期に近き御料材の搬出は、何れも支川水運に俟たざる可からざるのみならず、制限期間中、労働者の離職と、公許期間の木材川狩競争と、之に伴ふ勞銀の昂騰、其他操業上の弊害續出、並金利の増嵩等、諸因の事故發生により、林業家及労働者に及ぼす苦惱甚大なるものありしも、昭和三年四月、漸く之が制限を撤廢せられ、従前の如く支川バラ狩の普及を見るに至れり。

筏

組

天龍林業地の運材装置の内、本川並支川に亘り運材上不變のものは、筏組作業のみなり、其の起源は、詳かならざれども、天正八年辰(三四九年前)徳川家康公、濱松在城の時、米不足に付信州より米穀呼取の爲、天龍川筋各村筏乗に尋ねあり、十四ヶ村の筏乗夫筏組の上荷として、米穀を積上げ流下したる古文書、前記田代家所藏の御朱印並に船明榑木繩留の後、筏組として下流する掛塚港迄、流送せる大福寺所藏の古文書に徴するも、明瞭なる處にして、天然林の伐採搬出は勿論、其後人工林の圓角造材及山地に於て手挽製材品の搬出に當りても、何れも筏組の上流送せられたるものにして、製材工場の増設に伴ひ、之が製材品亦舟數の制限に遭ひし結果、筏組によれることは、阿多古川落合橋下流に於て明治三十五年頃に、山香村に於ても明治三十四年頃より四五年間施行せられたる事實に徴し明かなるが、製品の筏組流送は、其の素質を悪化せしむる虞あるを以て、爾後全く中絶を見たり。

造材筏は、明治三十年以前にありては、専ら黒木類を主とし、白木類亦角材たりし爲、筏掻作業極めて簡易にして盛に流筏を見たれども其後林道布設の發達と、橈曳による搬出旺盛に赴くと共に、従前の角造材方法亦漸次變遷し來りて、年次丸太材の増加を加ふるに至り、尙一面黒木類著るしく産出減少し來りて、現今にありては、殆んど杉檜の筏に化せり。

筏は、溪流の水深、屈曲の状況等によりて形態、幅員、積載本數を異にする爲め、各村共一樣ならざるのみならず、季節によりて操作及運搬力を異にしつゝ、あり、湯水期に於ける筏操作の困難は、自

然其の積載力を減耗する爲め、河中に伏在する岩石の碎破に努め、或は筏組の研究を講ずるの機運に向へり、氣田川にありては、大正八年大和吉野川に於ける蛇筏川下試験費四百四十三圓六十六錢並同乗下獎勵費六十一圓二十三錢を同所組合支部に於て計上し、吉野路より筏搔乗夫を招聘、二間材十五連により搔乗を試みたるも、地元乗夫の乗下を行ふもの無かりし結果、蛇筏による木材流送の實行を見るに至らずして中止したり。

現行筏の種類を分つて、鴨筏、氣田川筏、土場筏、端山筏並信州方面より流下の信州筏の五種となす。

鴨筏は、阿多古川落合川下流本川までの三里の區間と、二俣川精進淵下流三里六町間並大千瀬川筋伐出材の其の沿岸より早瀬、川合兩工場に至る迄の區間に行はるゝものにして、小川の出材に當り組成され、構造粗雜にして、幅三尺乃至七尺、尺メ二乃至十本に過ぎず、中央を小高く盛り、竿を以て一人にて操縦するものとす。

氣田川筏は、氣田川分流に於ける管流材を、金川下流六里二十一町間並本川を流下するものにして、普通一簣三結を以てするも、材の大小並其の輕重によつて二乃至三結とし、水量の多少により上荷の積量を加減し、本川下流は、二簣を以て合せて一艘たらしむ。筏幅二間を常とし、杉檜は、普通尺メ十五本を平均すると雖も、大材輕量のもの、三十本黒木類は、十二本乃至二十本を以て一艘材

積とせり、筏搔に當りては、從來藤蔓を使用結束したるも、近時之が缺乏相亞ぐ爲め鐵線十二番線を用ゆるに至れり。

土場筏は、大千瀬川及水窪川筋よりの管流材、又は鴨筏四艘を以て一艘に搔立つるものにして、普通一簣二結を以てし、鹿島以下天龍本川筋に於ては、十月より半年間の減水季には三結に平目流送す、筏幅二間、一艘尺メ二十七乃至四十本にして、黒木類は二十三本を普通とす、約十五年前迄は、緊縛用として藤蔓を以てせるも其後、年次藤蔓の缺乏と、保存中腐朽し易き虞あるを以て、鐵線十番線を使用して臺を緊縛し、上拵へ等には、藤蔓十一貫を用ひ、一艘二人乗を以て操縦す。

端山筏は、天龍本川筋に於ける佐久間、戸口、平山、瀬尻、西川、横山、鹽見渡等の各土場より搔立て流送するものを稱へ、一艘は、二結を以て普通とし、二俣鹿島下流に於ける流下は、土場筏同様減水季に平目を行ひ三結となす、幅二間乃至二間半に結構し、一艘の積量は、尺メ二十五本立を普通とするも、木材の大小輕量によつて自然積量増加の程度を異にし、且つ各土場によつても又相異なるべきも、事實は、三十乃至五十尺メを有す、上拵へは、小丸太材の場合、三層乃至四層に及ぶことあり、而して結束用藤蔓の缺乏年と共に甚だしきものあるを以て、鐵線十番線乃至十六番線を使用しつゝあり、上荷は、二十番鐵線を以て緊縛搔立て普通一艘二人乗とせり。

信州筏は、信州及三州筋より産出する木材にして、下伊那郡和地野川合流點より下流各土場にて、

組成せられたるものを云ひ、流下して本縣に入り、浦川村川合又は佐久間村佐久間土場に於て中繼せられて、下流半場方面に流送さる、ものにして、流程二十六里餘に及び、一艘は、幅十尺乃至十二尺、其の積量杉檜は、十七乃至二十五尺メ黒木類は、十九乃至二十尺メにして、普通二結より成るも鹿島より下流は、減水時に於て平目て三結となし、普通二人乗下とす。近時關西方面私設鐵道用枕木の需要多きを加へたるを以て、信州路よりの枕木製作増加に伴ひ、専ら枕木のみを以て組成する筏組の流下を見るに至れるが、一艘立て八十挺を以て組成さる。

船 埠

現今天龍川筋は勿論、遠くは信州路より航行し來る船の起源は、實に元和年中(三一〇年前)に初まりたるものにして、鵜飼船を以て其の創始とす、降つて正保年間(二八五年前)より以後、角倉船(高瀬とも云ふ)の通行を見るに至れるものとす、而して兩船の航行區間は、左記中泉御役所の廻文によるも明かなるが如く、鵜飼船は、専ら山香村西渡以北の流路に使用せられたるが、角倉船は、西渡以南の航路に用ひられたるものとす、越えて天和、寶永、享保、延享年間朝鮮人來朝し、池田に舟橋を架設したる際、角倉船五艘乃至九艘を徵發されたる事實あり、其他役人等川を下る場合には、常に舟仕度を命ぜられたるものなるが、其の構造は、鵜飼船は、舳艫共に略々同形なるも、舳は、劣りて且高く、艫は低くして現行の鵜飼雜波の艫に異ならず、角倉船は、舳尖りて高きも艫は、角形をなし低

きものとす。

明治初年の頃に至りて、小形の雜波船現はる、あり、又小川に架設しある板橋下の航行不便なるものあるを以て、自由に往來出來得る爲め、角倉船の舳を低くしたる小形の橋潜り船の出現を見るに至れるが、之等は、何れも天龍支川たる氣田川筋の上下航行を専らとしたり。船の創始以來權は、全て杉材を以て製材せられたれども、軟弱にして、長きに堪えざる嫌あるのみならず、以上四船の築作は、全て廣き板を用ひざる可からざる恨ありたるを以て、龍山村戸倉の人西尾信太郎氏、夙に造船術を學び、明治初年通船製作の業に携はりつ、ありたるが、深く之を慨し、狭き板を以て製作する工夫を膺らし苦心慘膽之が改良の研究に當りし結果、遂に明治十五年自己所有の杉林を伐拂ひ、輕快にして狭板を以て考案製作せるもの、現今天龍川筋に幾百艘を算する鵜飼雜波船にして、權亦堅牢なる櫂材を使用製作さる、に至れるものとす。而して往古に於ける船は、古文書に記載さる、が如く、主に御用米の積下に使用せられたるものなるが、古老の言によれば、光明村船明検査所に於て取締の際一々舟筏を河岸に留めて嚴重なる検査を行ひ、日出より日没迄は舟筏の通過を許すと雖も、日没以後は、一切之を嚴禁して、嚴重に樁材積込みの有無を檢したりと言はれつ、あるを以て、船運は、單に米穀の積出しに利用されたるのみならず、御用材の積載にも利用され次で個人有の手挽製材品たる貫、板割、四分板、木炭及杉皮等の林産物の搬出に使用されたるものにして、明治維新以後に於て

は、一般物資及木材の輸送を専らとするの變遷を辿りたるものとす、明治四十年頃迄は、阿多古川筋に於て製材品の舟便によつて流下するものあるを見たるも、縣道の改鑿による陸運の便開かるゝに及び、全然中絶し、又佐久間村以南に於ては、上流沿岸民の生活必需品其他一般商品の積上航行をなすも其の下船の際は、沿岸各地に産出する林産物の搬出に充當さるゝの現況なり。

御廻文

天龍川通船信州伊奈郡より遠州掛塚迄間五十里餘之内下川十七八里之内は、高瀬舟角倉船往古より有之候中十七八里の間は、鵜飼舟數艘御座候、上川十七八里の間は、松本丹後守様御領所より願立にて御免に相成り、其砌天龍川兩縁示談相整少しも故障筋無御座候當時も通船仕候高遠より回船之儀は、同領中津より新宮川川渡春迄より澤渡りの内積下川下り出來候

一、九之節相用候舟は鵜飼舟にて長さ底にて七間半幅四尺五寸小縁にては長さ八間半幅六尺一二寸米四斗入三十俵積に御座候

一、高遠領積出伊奈郡之内時侯にて積替夫より遠州豊田郡半場中部之内にて積替掛塚迄差出申候

一、右之通候處所々にて積替相成候得ば途中日數掛り急用の辨用相成申候に付領分より時侯迄通船仕り候鵜飼舟にて遠州掛塚迄運送仕度志願に御座候尤是迄の河岸問屋え口錢差支候へば示談可仕候

但米運送仕候而江戸屋敷中扶助之手當て迄に御座候

一、高遠より掛塚迄運送仕右歸船儀高遠松本諏訪何れも積高直し場にて諸民難溢仕候間遠表より積登り候得ば右三ヶ

處其外潤色に相成申候

右の通内藤駿河守領分信州高遠より遠州掛塚迄手船鵜飼船を以米穀其外運送上下いたし度申立に付故障有無可相糺旨其筋より達有之候間差支有無とも別紙受印帳え認村役人調印之上廻狀一同刻付を以て順達留村より可相返候也

己酉五月十一日未中刻

中泉御役所

水窪川流木防止楯枠

水窪川流域に屬する水窪町、城西村及山香村の一部たる山林より毎年産出する伐出量は、五乃至九萬尺メに達し、之が搬出は、地勢の關係上同川の水運の便によるを要すべく、水運中一度大雨出水に際會せば、流材の損滅著るしきのみならず、市場價に影響する虞あるを以て、天龍川との合流點より約五町上流の水窪川水面中央に於て、流木防止楯枠設置の計劃を樹て、大正七年四月二十六日本縣知事の水面使用並工事施行の許可を受け、第一工事として先づ楯枠四個を築造せしも、大正八年九月十六日の大出水の際克く堪ゆる處ありしが、出水による河幅の擴張により、東岸の逸水に伴ひ、木材の逸散するもの多く、防止の効果少なりし結果に鑑み、大正八年十月二日許可を受け更に第二工事として更に一個楯枠の築造を行ひ、次で大正十三年四月十九日許可を受け第三工事として更に一個の築設を完り、愈々流木防止の完璧を期するに至れり。

イ、場所 磐田郡山香村大井字小川向二二一番ノ二地先水窪川水面
字サカツギ二、五二五番

口、水面用面積

第一工事	楯樺 三個	水面使用	五〇坪	使用料年額	五圓〇〇錢
第二工事	同 一個	同	一六坪	同	一圓六〇錢
第三工事	同 一個	同	一六坪八三	同	一圓六八錢

(二) 發電の運材に及ぼす關係

電氣の發明と共に、其の利用範圍の廣大無邊なることは、異常の發達を促し、我天龍地方に於ても各所に發電事業の設置を見るに至れり、蓋し天龍の地たる山嶽起伏重疊し、降水量偉大にして、殖林事業は、深奥無邊の僻地迄普及發達し、各支川に於ける水量豊富なるを以て、發電工事の經營には、恰好最適の地域と謂ふ可し。

試みに天龍本川及支川に於て、従前より經營發電中に屬するものを列舉せば、其の數二十を算し内容左の如し。

事業者名	取入口	使用水量	堰堤高	隧道延長	隧道平均高	落差	理論馬力	認可年月日	河水使用—工事實施年月日
天龍電氣株式會社	氣多村氣多字郷山	一〇三、〇	三、〇	四〇	七、〇	八、五	九三	明三、二、二五	明三、八、二五

北遠電氣株式會社	熊切村筏戸字大上月下寺島	一五、〇	八、〇	—	—	六、三	一二	大六、三、二五	大七、一〇、三三
秋葉製紙同	犬居村堀之内字杉島	六、五	—	—	—	七、五	五	大一〇、九、三〇	六一〇、九、三〇
奥山電燈同	水窪町山住字トウトキツルカフシト	湯〇、八 平五、〇	—	—	—	五、〇	三	大二、九、二七	大二三、一〇、五
同	同 地頭方字ヘタベトサカウ	五、〇	三、四	三、五	一、八	一〇、七、七五	六	大六、七、二四	大七、五、三三
鈴木彦作	龍川村横山	〇、三	—	—	—	一、五、〇	五	大元、二、二四	大元、三、二四
同	同 同 字アケバナ	三、〇	一、〇	—	—	一、八、〇	六	大六、八、二四	大七、五、三三
龍川製紙株式會社	同 同 字向平ツナクリ	三、〇ノ内 〇、六五	—	—	—	一、八、〇	四ノ内 一、三	大元、一、三〇	—
東京電力同	龍山村瀬尻字松山モノミ石	三、七	五、〇	—	—	一、四、七	一九	大元、一〇、二九	大元、一〇、二九
遠州電氣同	同 同 大嶺字小傳由澤落合	湯三、〇 平三、〇	七、七	四	一、四	三、三、〇	一二	大元、二、三〇	大元、三、七、一五
古川鑛業同	同 山香村大井字半皿大輪	同 二、五 同 四、〇	三、二	一、五	二、〇	六、〇、〇	一七	大元、三、八	大元、三、八

に屢々協議を進め、更に天龍材木商同業組合並同第八部の幹旋奔走により相互間に於て互譲緩和することに一致を見、流木は凡て隧道内を通過せしめ流木路は、長四間、幅三間、堰堤天端より平均二尺拋物線形に末口四五寸の檜杉丸太を並列滑走用に供し、湯水區域に於ける林産物搬出に對する施設としては、流送材尺ノ一本に對する經費へ會社側より精算補助を與ふること、なり目下工事實行中に屬す。

(ロ) 三方原電氣株式會社工事

本會社の工事計劃は、確立を見るに至らざるを以て、運材上に及ぼす支障を表示し難しと雖も、天龍本川を大堰堤築設によつて塞水し、一大發電力を起さんとするものたるを以て、天龍林業地より産出する木材の内光明村並二俣町の一部より伐出するものを除く外は、全く舟筏其他の航行を沮止し、爲めに林業家は勿論上流沿岸地元民の蒙むる打撃は、蓋し深大なるものあり、今後の推移に付一般の刮目する處なり。

(ハ) 東邦電氣株式會社工事

本工事は、變更計劃中に屬すと雖も、天龍本川と大千瀬川との合流點より本川に溯上すること、千五百米の地點俗稱狐岩附近に於て、ダム式高堰堤を築造し、是れに幅二十五尺、高二十四尺のティンターゲート二十二個を備へ、其の頂點迄貯水せしめ、有効水深三十九尺、有効水量四七、七九六萬立

方尺を保持し、湛水區域は、天龍峡谷を溯ること約三里に及ぶべく、貯水を堰堤上四百米の地點より馬蹄形隧道二本、長二百四十二間のものによつて舊王子製紙工場跡に引水以て發電せしめんとする計劃に在り、而して之が築造に依り、運材上支障を生ずべき堰堤上流の信州、三州及本縣水窪町、城西村、佐久間村方面の天龍川直面の區域より産出する伐出量を調査するに、最近十ヶ年間の平均數量八萬八千五百八十八尺ノ即ち各年分を列記せば、

年次	長野縣地籍生産	愛知縣地籍生産	静岡縣地籍生産	計
大正七年	二一六、八三六 ^尺	二、四七七 ^尺	三、七二六 ^尺	二三三、〇一九 ^尺
同八年	一三五、九三六	三、二八〇	四、九三〇	一四四、一三六
同九年	一三三、八六一	三、八四〇	五、七六〇	一三三、四六一
同十年	九一、二五六	五、七六〇	八、六四〇	一〇五、六五六
同十一年	一〇九、一九*	六、〇八〇	九、一一〇	一二四、三九六
同十二年	五五、〇七〇	五、一三〇	七、六八〇	六七、八七〇
同十三年	四〇、三四八	六、三四〇	九、三六〇	五五、九四八
同十四年	三三、八九〇	六、七二〇	一〇、〇八〇	四〇、六九〇
同十五年	二五、三三八	七、一一〇	一〇、六八〇	四三、一二八
昭和二年	二九、三八三	七、六八〇	一一、五三〇	四八、五八三

に及ぶべく、堰堤より發電所下の放水口に至る迄の渴水區域の兩岸より伐出さる、ものによる舟筏の航行に支障あるは勿論湛水區域に於ける舟筏通過を遲緩ならしむる虞あり、更に大千瀨川筋及佐久間村半場神妻方面より伐出さる、最近十ヶ年間の平均數量は三萬二千餘尺メにして毎年分を掲ぐれば

年次	大千瀨川流域生産		佐久間村半場神妻方面生産		合計
	愛知縣	靜岡縣	尺メ	尺メ	
大正七年	三、六二七	一六、三二一	七、七四	三、六二二	尺メ 三八、六二二
同八年	三、三三〇	一六、九八四	一、〇二五	三、〇二九	尺メ 三〇、三三九
同九年	五、九五三	一〇、〇八八	一、一〇〇	一、七、三〇〇	尺メ 一七、三〇〇
同十年	一〇、六九八	六、三三七	一、八〇〇	一八、七八五	尺メ 一八、七八五
同十一年	三、七三五	一七、六六八	一、九〇〇	三、三三三	尺メ 三三、三三三
同十二年	一〇、〇八七	一三、一四五	一、六〇〇	三、八三二	尺メ 三三、八三二
同十三年	一五、六〇〇	一、一〇一	一、九七〇	三、八、六一	尺メ 三六、六一
同十四年	一八、九六〇	一〇、〇九三	二、一〇〇	三、一、五五	尺メ 三三、一五五
同十五年	三三、四七一	一七、四九	二、一〇〇	四三、〇一〇	尺メ 四三、〇一〇
昭和二年	三三、九〇〇	一、一〇〇	二、五〇〇	四八、四〇〇	尺メ 四八、四〇〇

に達し、該工事業設の後、堰堤下渴水區域に於ける筏の通行は、僅かに大千瀨川よりの流量にのみ倚

らざるべからざる、事情にあると、減水に因る河床岩石の露出防碍に遭ふ結果は、單に筏運行の自由を不能ならしむるのみならず、附近筏廻漕店並之に従業する人夫百數十名の失業問題を惹起する重大案件たるを以て、天龍材木商同業組合並其の第一及第二支部に於ては、之が對策として、猛烈なる要求を提示して、該會社に肉迫しつゝ、あるの状況なり、而かも現に筏組作業によつて天龍川驛方面に流送するものと、三河路を経由して天龍川驛に廻送するものとの運賃差損は、實に一尺メに付一圓六〇餘に及ぶの窮境にあるを以て、會社にありても過般實情視察の上、目下之が對策に付熟考中に在り。

(二) 水窪川水力電氣株式會社第一工事

本工事は、既に完成の上發電中に屬するも、城西村結釣の放水口より下流減水區域内に於ける木材管流の運行不自由なるのみならず、之が對策として會社側に於て施工する淺間山下六百二間の運材隧道掘鑿工事は、僅かに其の四分の一の終了を見たるのみにして、昭和三年九月竣工豫定計劃なるにも拘はらず、著るしく工事の遅延を來し翌春三四月頃に至るにあらざれば完成せざる見込なるを以て、之に因る運材上の支障は、地元民一般の憂慮しつゝ、あるの状況にあり。

(ホ) 水窪川水力電氣株式會社第二工事

前記第一工事の運材設備の未だ完成せざるものあるに先つて、更に同會社は、第一工事の上流たる

水窪町奥領家に於て第二工事施行計劃を樹立し、目下手續中に屬せり、其の計劃は、河床高五尺、延長百四尺のローリングダム式堰堤を築造して、發電せんとするものにして、只に第一工事に因る運材上の支障あるに拘らず、今又此の第二工事築設計劃あるに付、其の障害支障の倍加せんことを慮り、利害關係ある水窪町、城西村及び林業家、材木業者並漁業家等は、大に反對の爲協議中に在り。

(三) 各種運搬具の運材能力
イ、橋 運 搬

橋は、長七尺大のものを以て木材運出に充つるものとす、其構造は、杉又は桤材を以て作りたる幅四寸厚さ一寸五分の二個の親木に、三又は四個の貫(横木ともいふ)を用ゐて、幅先方一尺四寸、後方一尺八寸又は先方と同幅の梯子形に作り、親木の上に杉丸太を渡して積臺とし、親木の下方は、盤木との摩擦を削減せんが爲めハギと稱し、桤板幅一寸五分のものを貼付し、先方に鼻ハギを附し、之に造材を積載の上苧綱を以て緊縛し、更に適宜の箇所には釘止めを行ひ、木馬道を曳下ぐるものとす、木炭積載用に供するものは、長一丈のものを以て之に充つ。

橋出による一人の運搬量は、山地の傾斜に關係すること甚大にして、普通勾配二十度迄を限度とすべきも、山地の状況によりては、更に急勾配に於ても使用する場合あり、此の場合には、留綱を用ひ或は盤木を敷設せずして更に摩擦力を増大ならしむる爲め、木葉、枝條、或は藨等を敷きて、滑走の加減を計るものとす、積載量は、夏季と冬冷季とにより各異なるものにして夏季は、盤木に於ける油分の乾燥に傾き易きものある爲、滑走自由ならず又炎暑に因る障害の爲め、自然曳夫の活動力減退するものある爲、冬季に比し積量を減すべきも、普通一回の積量は、木材二、五乃至三尺メ、杉皮二配分木炭用橋は、八貫俵二十五俵積を普通とすべく、運搬路の距離六七町間なる場合にありては一日五回往復、十五乃至二十町間は、一日二三回往復、五十町以上の場合には一日一回往復とす。

ロ、手 車 運 搬

林道の布設勵行と共に天龍各町村の内、龍山、龍川、光明、二俣等の山地に於て使用盛なるが、其の運搬量は、距離の遠近、搬出路の勾配によつて異なるべきも、平均積量は、橋の半量を以て普通とし、木材一、五乃至二尺メ、杉皮二十五束積、距離は、六丁間一日六回、五丁間一日七回、二十五町間は一日三回往復を以て普通とす。

ハ、馬 車 運 搬

縣道の開通以來浦川、熊、上阿多古、下阿多古、二俣、光明、氣多、犬居の各町村に於て馬車輸送の勵行を見るに至りしが、其の輸送力は、路面の勾配の有無並其の良否によつて異なるべきも、普通荷物自動車運搬力の約八割、馬脊運搬力の八駄分を普通とし、木材一回四乃至六尺メ、板、貫類四十束、杉皮百二十乃至百四十束積とす。

ニ、荷物自動車運搬

縣道の改修と共に光明、二俣方面に於て盛んに使用を見つゝあるが、其の車體構造の關係上、警察の取締を受け、角丸材貫等長さ二間以上のものを積載することを得ず、而して其の積載力は、馬車輸送の二割餘の増加曳力を有し、丸太材六乃至七尺メ、板類六十束、杉皮百八十束積を普通とせり。

ホ、鐵線運搬

鐵線八番線五乃至六本並べとし上下兩點間の勾配は、十二乃至二十度迄、距離は、四百間以内に架設したるもの操業三人乃至四人を以てし、一日搬出量は八十尺メを平均とす。

ヘ、筏運搬

前項に於て詳述したる通りとす。

ト、船運搬

製材品、杉皮並一般の物資の輸送に使用せらるゝものにして、天龍川河底の深淺、岩石の有無及水量の多少等によりて、其の積載量に差異を生じ、一旦増水することあるときは、全く其の輸送力を杜絶せざる可からざるものあるべきも、其の平均積載力は、一艘二十駄分を相當とし、板、貫、板割類各百二十束、杉皮三百束積を普通とす。

(四) 運材經費

伐採造材の後、各種の運材設備により天龍本川又は其の支流の沿岸迄搬出されつゝあるが、其の運材經費は、山地の狀況、距離の遠近、林道馬道の有無、小谷筋の險難等によつて異なるべきは明かなる處なるも、運材に際しては、材主及其の勞働者は、山地の地形地勢による運材路につき何れの方法によるべきや尤も經濟的に搬出を敢行し得べき方法に付深慮を要するものとす。

今各町村別に、山出しより二俣町鹿島着迄杉檜材尺メ一本當り運材經費を掲ぐれば左の如し。

町村	運賃			自地元より土場迄	部費	道路		筏		組合費	計	備考
	遠	近	平均			搔乘	土場料	世帯料				
浦川村	1.00	0.30	0.50	0.10	0.05	—	0.60	0.01	—	0.03	1.29	
佐久間村	0.70	0.30	0.50	—	0.60	—	0.57	0.01	—	0.01	1.29	
山香村	0.40	0.20	0.30	—	0.90	—	0.55	0.01	—	0.01	0.98	
龍山村	1.50	0.20	0.50	—	0.00	0.10	0.11	0.01	—	0.01	1.57	
龍川村	1.00	0.20	0.50	—	0.00	0.05	0.33	0.01	—	0.01	0.73	
熊村	0.80	0.20	0.30	馬力	0.70	—	0.20	0.00	—	0.00	1.14	權代は荷 主持とす
上阿多古村	1.00	0.20	0.30	同	0.55	—	0.20	0.00	—	0.00	0.85	
下阿多古村	1.00	0.20	0.30	同	0.35	—	0.20	0.00	—	0.00	0.85	
光明村	0.60	0.20	0.30	同	0.40	—	—	—	—	0.00	0.76	

而して右製材品の内貫及板は、元口四五寸の間を挽き離さず繼なぎの儘とし、貫類は、特に二丁繼ぎとなし、各材の中央部即ち赤味の部分より丸味を附せず取れるものを二赤(上等品)と稱し、外側の丸味あるものと其内部の赤味にして丸味なきものとの二丁繼ぎを次赤(二等品)と唱へられたるものなるが、明治九年頃より龍山村に、明治十年より龍川村に於て、水力及火力による製材工場の設立を見るに至り、以來機械力による製材技術の異常の發達と、造材の經濟的利用に努むるの結果は、新に小貫の出現を見るに至り、更に一面には、明治二十七年濃美の大震災並日清戦端の開始に因る需要の増加により、漸次製材規格の縮小を誘發するに至り而かも其れ以來著るしく規格の整一を缺く處ありしかば、茲に明治三十四年製材製板の改良を圖ると共に、不均一を極めつゝある寸尺長短の標準を一定し、更に東京其他の市場に於て一大缺點とし、批難と其の改良を唱導されつゝある挽歩の歩切れの改良を企て、永く聲譽を失墜せざらしめん爲め、曩に各町村を併せて組織したる既設の申合組合たる天龍川材木商會を改めて、重要物産同業組合法に則る天龍川材木商同業組合の設立を實行し、規格統一を期したるものとす、當時の規格左の如し。

種	類	厚	幅	長	一束の數
板	割	八分	三分切	一二尺七	尺二枚入

大	中	小	四
貫	貫	貫	板
八分	六分	三分五	三分
三寸八分	三寸三分	一寸八分	二乃至三分切
一一、七	一一、四	一一、四	六、三
五丁入	八丁入	三十丁入	二間入
		スノキ	三分切
		ヒノキ	二分切

其後需要は激増と製材工場の成立多きを加ふると共に大正六年より左の通規格の低下を見たなり。

大	中	小	四
貫	貫	貫	板
七分	五分	二分五	二分五
三寸七分	三寸	一寸七分	正寸
一一尺五	一一、五	一一、五	六、二
六丁入	十丁入	三十丁入	二間入

更に規格の低下を見、大正九年に至りては東京市場よりの提唱により、新規に六五大貫の出現を見、四分板亦規格を下ぐるに至れり。

六	五	大	貫
六分五	三分三	三寸六分	正寸
一一尺五	六、二	六丁入	二間入

次で年次外材の輸入と共に、天龍地域に於ても、大正八年中一一四、〇〇〇尺メの輸入を見、一面製材工場設立増加に伴ふ年製材能力の激増と、資材不足並中貫類の利用範圍の擴大とは、從來のものに

加ふるに、左の通り改良大中貫及小摺の新品の出現を促すに至れり。

改良大貫	六分	三寸五分	一二尺五	七丁入
改良中貫	四分五	二寸八分	一二、五	十二丁入
小摺(木舞)	二分五	一寸一分	一二、五	六十丁入

更に規格の減少を來し昭和二年に至り

改良大貫	五分八	三寸五分	一二尺五	七丁入
改良大貫	五分五	三寸四分	一二尺五	七丁入

進んで現時に於ては、新に

の規格品現はるゝに至り最近に於ては、價格低下の方途として、更に規格の縮少によつて社會一般の購買力を募り、北洋材及米材による製材品に對抗せんが爲め、新改良大貫の出現されつゝあるを聞くに至れり。

尙板類の内四分板は、前記の通り山地手挽の當時は、柿板に製作する能はざる部分によつて、作出されたるものなれども、製材工場の發達と共に、白黒木の別無く、六分板八分板の製作さるゝもの表はるゝに至り、明治三十四年頃に於ける規格は左の通りとす。

區別	樹種	厚	幅	長	束の數
六分板	杉	四分五	三分切	六尺三	九尺入
六分板	檜	四分五	二分切	六尺三	九尺入
六分板	黒木類	四分五	三分切	六、三	九尺入
八分板	杉	六分三	三分切	六、三	一間入
八分板	檜	六分三	二分切	六、三	一間入
八分板	黒木類	六分三	二分切	六、三	一間入

大正六年以後の規格は更に縮少し

區別	樹種	厚	幅	長	束の數
六分板	杉	三分六	正寸	六尺二	九尺入
六分板	黒木類	四分	同	同	同
八分板	杉	六分	同	同	一間入
八分板	黒木類	六分	同	同	同

更に昭和二年に於ては縮少し、而かも白黒木の別なく一樣となり、左の如き變遷を來せり。

區別	樹種	厚	幅	長	束の數
六分板	杉檜黒木類	三分五	正寸	一間	九尺入
八分板	同	六分	同	同	一間入

柿板の製作起源は、杳として鮮明せざれども、今より約二百年前の創始によるものと推想せらる、初め龍川村横山地方に於て製作せられたることは、古昔より明治三十五年の頃迄、引續き三河國北設樂郡の同業者二三十人宛、毎年横山に來つて、賃金の協定を遂げたること並横山を以て柿板の本場として、他の場違物と區別されたることに依り明白なり。

當時人工林の開始後に屬したりしを以て、主として、天然林内に存立する杉の良幹材は擧げて之が製作に作用されたるものにして、而かも交通至極不便を極めしを以て、運搬上の至難なると運賃の増嵩あるを顧慮し、一面相當需要ありたる關係上、専ら之が製作行はれ、其後人工林の伐採増加と共に、一層之が盛殷に向ひ、天龍何れの山野に於ても普及せしは勿論遂には、三河國迄傳播するに至り、三河筋にては、今尙相當の生産持續を見るの狀態なり。

明治の御遷都と、朝廷の負請に伴ふ一般民家の建築多きを加へたる結果、柿板の需要激増し來りたるを以て、著るしく之が産出を増嵩し、其の製品は凡て舟筏によつて下航運出され、掛塚港より船腹によつて移出されたる數量は、蓋し莫大なるものに達せり、當時掛塚方面よりの柿板職人多數上流各山地に入つて製作に従事し、後地元職人之に倣ふに至れり、明治三十五年足立式隣寸軸製作器械を改良考案したる、柿板製作器械の發明さるゝや、従前手扮ぎの方法に加ふるに、器械扮ぎのものを増し益々其の生産數の増大を加へ來りたれば單に、杉材のみを以てするものに止まらず、廣く松樅等を利用製作さるるの盛況を見るに至れり。

蓋し柿板は、杉良幹周圍三尺以上、樹齡七八十年の良質にして、通直無節の部分を以て製作されたるものにして、樹周三尺二三寸大の立木を指して、柿板木と呼ばれたる程なりしが、東京市が、屋根葺の制限觸令を公布して、先づ丸ノ内を中心とし四區に嚴行し、次で全區に亘つて之を嚴行し以て、柿板の使用を制止するに至りたる以來、柿板の賣れ行きは、俄然一變して、凋落に傾くの止むなきに至り、天龍地方の本製作は、明治の末葉を以て其の終焉期と見做すも誤無かるべし。之が製作方法は、樹幹を長八寸五分に鋸斷し、更に之を四ツ割とし、扮鉈を以て、柁目に沿ふて、厚さ八分を十六枚に扮ぎたるものにして、樹周の大小及樹幹の良否により生産數量を異にす、樹周に對する製作數量は略々左の通りとす。

樹	圍	製	作	量	備	考
同	杉周圍三尺以上のもの	六乃至一〇把			一把は、長八寸五分のものを幅九寸五分乃至九寸八分に排列し高さ二寸に二百乃至二百十通り重ねたるものにして二把を以て一	
同	四尺以上のもの	二〇乃至三〇把			東とし八東を以て一駄となす	
同	五尺以上のもの	四〇把以上				
同	六尺以上のもの	五〇把以上				

(二) 製材工場の變遷

前項に於て記述したるが如く、往古より天龍川奥山に於て、一般に行はれたる手挽製材事業は、伐採利用の増加に随伴し、愈々殷賑を爲したり、其の起源は、今より百五六十年以前、林文吉氏五世の祖が、紀州熊野林業先進地を視察し、木挽の業を傳へたるに始まり、後製鋸の道を近江人に學び發達を告ぐるに至れるものにして、百十數十年前に於ける現在の掛塚町の東西を流下する天龍川の中流水深は、六尺以上に達し、千石船の自由航行を得、當時北遠並信州地方より伐採の木材は、筏組の上流送し來つて、町の東西川岸に繋留浮游したるの状況にして、木挽小屋は、河岸堤外に軒々櫛比し、手挽に因つて製材せられたる板貫等の製品は、擧つて一里下流の港灣に舟運の上、此處に輻輳する商船に積載されて、江戸に移送されたるものとす、製品は、掛の貫、掛の板と唱へられ東都市場に名聲を謳歌され、明治初年頃其の移出數量は年々二十萬尺メ内外に達したり。

明治八年掛塚町の大東屋が、當時吾國に三臺あるに過ぎざりし丸鋸一挺を買求めて、掛塚に於て火力により製材工場を設立したることは、實に天龍沿岸に於ける動力使用による製材機械工場の濫觴にして、次で同十二年の頃、中文が同じく火力製材工場を設立し、丸鋸並豎鋸を備えて製材に従事し、稍々遅れて河輪村に産業製材火力工場起り、次で半場に今の㊦工場の前身たる合本興業社なる火力製材工場設置され、同時に中の町村に於て、二個の火力工場の設立を見るに至り、爾後各所に工場の設立

するもの續出し來り、今日の盛殷を見るに至れるものとす。

然るに、明治八年の頃龍山村戸倉字雲折の人、橋本彦太郎氏夙に水車應用の製米工場經營中なりしが、水力應用の製材工場設立を圖らんとする念慮深くして、水車を改造し、横濱市石川町和田次郎吉の教により、掛塚町五升屋兼吉の打ちたる丸鋸を買求め、製材業を開始したるも、種々の障碍續出したるが爲め、多量の製材を爲す能はざりしも、同九年上京し、三菱會社の木挽器械を見物の歸途、横濱にて二尺八寸の丸鋸を購入し來つて、据付操業したりと雖も、鋸薄くして板貫の製作に適せず、其後多大の失費と苦心を重ねて、遂に明治二十二年成果を收むるに至りたるものにして、是れ上流天龍沿岸に於ける水力應用による製材工場の濫觴たり。

明治十年龍川村伊勢木に於て、青山、三室兩氏共同經營に係る水力應用製材工場起り、次で同十二年氣多村宮川字八木山に於て、十束村前野の人鈴木榮三郎氏經營の水力應用による製材工場の設立するものあり、以來明治四十年迄の間に於て、天龍沿岸各地に水力製材工場の勃興するもの相繼ぎ、且つ山林伐採の増加と共に、支流筋山地に近く、一時的經營の製材工場の建設さるゝもの亦多きを加へ、次で他の材主之が跡を買入れ繼續するの状況となり、就中中の町半場等天龍川下流平坦地方に於ける製材工場の電力、蒸汽力等應用の原動機關の普及發達に伴ひ、二俣町以北に於ても之に倣ふもの續出増設を見、殊に歐洲戰爭開始に因る財界好轉と共に、一層各地に設立の多きを加ふるに至

れり。

今二俣町以北十五ヶ町村中大正三年、大正八年並昭和二年に於ける製材工場の設立並衰頽の變遷状態を見るに左表の通りとす。

郡	町村別	年度	種類	原動力	種類	機	職工數	製材力	工場數	材消費高
磐田	浦川村	大正	水力	一八、〇〇〇	丸	四	六人	五、三〇〇	二	一、三〇〇
		昭和	同	二八、〇〇〇	同	一七	一五	一七、三〇〇	三	一五、〇〇〇
		同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	佐久間村	大正	水力	一〇、〇〇〇	丸	一	四	二、五〇〇	一	不明
		昭和	電力	三〇、〇〇〇	同	三	三	一、三〇〇	一	一、〇〇〇
		同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	山香村	大正	水力	一〇、〇〇〇	丸	二	四	三、〇〇〇	一	三、〇〇〇
		昭和	同	一五、〇〇〇	同	二	二	三、四〇〇	一	三、〇〇〇
		同	同	同	同	同	同	同	同	同

郡	町村別	年度	種類	原動力	種類	機	職工數	製材力	工場數	材消費高
同	龍山村	大正	蒸気力	二一、〇〇〇	丸	二	四	二、六〇〇	一	二、六〇〇
		昭和	水力	六七、〇〇〇	同	二〇	四〇	四七、六〇〇	九	四七、六〇〇
		同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	龍川村	大正	蒸気力	一四、〇〇〇	丸	三	二	九、八〇〇	二	九、八〇〇
		昭和	水力	四九、〇〇〇	同	一〇	四九	一九、二五〇	三	一九、二五〇
		同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	大正	電力	一五、〇〇〇	丸	二	四	一、八〇〇	一	一、三五〇
		昭和	蒸気力	八、〇〇〇	同	一	四	五、〇〇〇	一	二、〇〇〇
		同	同	同	同	同	同	同	同	同

第九 木材の商業

往古より明治の中葉迄に於ける立木賣買の取引關係は、古老の談によれば極めて粗本を極めたるもの多く、極端なる飛買の方法或は物々交換によつて行はれたるものなり。

飛買の方法とは、買入林地に就き實地調査を遂ぐる事無く、遠見又は賣主より其の状況を聴取して、立木賣買の取引を行ふものにして、賣買取引上の要素たるべき木數材積等を没却し、一山を豫想して取引を行ひ、普通杉檜の有要木を除外し、専ら黒木雜木の賣買に當つて行はれたるものとす。

物々交換は、當時林木の價值最も低かりし頃天龍各地に於て行はれたるものにして、酒五升を以て黒木類角倉船一艘積と交換したるが如き、或は當時焼畑作業隆盛たりし頃なりしかば、粟、稗、豆、黍等の種子と立木との交換を企てたるものとす。

然しながら、其後材價の騰貴すると共に、立木材積算定方法の確立するものありて、前記の如き粗暴なる取引方法も亦漸次改善跡を斷つ處ありて、現今の如き取引の完全を期するに至れり。

一、立木賣買取引の手順

天龍川沿岸各町村には、木材仲買人なるもの殆んど無く、何れも地元にて於ける製材業者又は下流沿岸に於ける大製材工場主又は其の山林部の代人自ら林主との間に、賣買契約を締結するの状況にして、今日に於ては、浦川村川合方面に競争入札の施行さる、外、一般には公賣處分の法全く行はれず従前一部の林主に於て公賣處分法によれることありたるも、破約、代金納入完たからざるもの、或は代金完納に至らずして木材搬出を企つる等の破約行爲其他の事故續發し、夫等に原因して林主の損害續出するが如き苦き經驗に鑑み、商取引の完全確保を圖る爲め、信用確實なる者にあらざる限り一切の取引をなさざる方針に依りつゝ、あるを以て殆んど買主一定しつゝ、あり。

間伐木の賣却に當りても、主伐の場合と同様、立木の儘隨意契約に依り信用確實にして、常に出入馴れたる買主に賣却を行ひつゝ、あり。

主間伐木の伐採賣却の方法は、全く其の事實を見ざる状況にあり、是れ舊來の慣行により樹皮の有歸屬が、地元民の手中に移るものと、伐採造材賃金の標準の協定は、材主並勞働者間に於て決定を見、全く林主の周知せざる状況にあると、林主自ら伐採造材の事實に携はる心勞を厭ふ結果とす、蓋し林主にして伐採賣却を講ずることは、林木林地の保護上よりするも必要缺くべからざるものにして、殊に間伐木の伐採に於ては、賣買の手違の爲め間伐時期を誤り或は誤伐を誘發する等の事無きを以て、有利たることは何れも自覺しつゝ、あるに不拘、未だ之が實行に至らざる現況にあり。

立木取引季節は、前記の通春山即春季伐採は、三月より五月迄に秋山即秋季伐採は、七月より九月迄

に行はる、關係上、其の取引は普通春山は、一月より三月頃迄、秋山は、五月より七月頃迄となるべきも、近時財界の不況と、林主の疲弊困憊並需要増加とは、舊來の剥皮の適期にのみ顧慮する違なく剥皮困難の際には、タクリ剥と稱して剥り捨てをなし、或は秋土用に水止の法を行つて、十月上旬頃迄皮剥季節を延長するが如き方途を講ずるに至りたる結果、其の間に於ても隨時取引を行ふの状況なり。

二、製品取引の手順方法販路

明治三十年頃迄の掛塚港より船積によつて、他府縣に移出したりたる時代に於ては、二俣以北に於ける大商人たるものは、自己の製材工場製品を舟積にて又は原木の儘掛塚河岸迄流下し、沿岸に櫛比する木挽小屋に於て製材したる上、其の製品を廻漕問屋に托して、大部分を東京市場へ移送し、自ら東京に赴きて仕切をなしたるものとす、然しながら當時掛塚廻漕問屋の横暴甚だしきものありて、中小商人は、凡て之より融資を受けつ、ある關係上、立木の買入伐採を行ひ山地にて製品となし、又は原木の儘流下して廻漕問屋に引渡をなし、問屋は木挽小屋にて製材したる後東京に送り、賣却仕切を取り、而して中小商人たる荷主に對しての精算書は、廻漕問屋に於て作製交付したるの状況なり、又東海道開通以前に於ける凡ての製品の輸送は、必ず右廻漕業者の手を経るの外輸出の途なかりし状態に

ありたる關係上、是等廻漕問屋の專横を逞うするもの續出したりかば、大商人中には、之が對抗のため自ら大船を所持して、直接製品の輸送をなしたるものありき、然しながら明治二十三年東海道鐵道開通し、明治二十五年^(註)運輸株式會社が、和田村半場より現在の天龍川驛所在地迄専用軌道を布設して製品の移送に當り、次で明治三十五年天龍川驛の開設さるゝに従ひ、愈々汽車便によつて製品の輸送を行はんとするもの増加し來り、前記の通掛塚廻漕業者に托して製品の輸送を行はんとするものと稍伯仲するに至りしが、明治三十七八年、日露戰端の開始に伴ふ軍兵並軍需品の輸送に因り、鐵道輸送力を之に奪はるゝや、又々其間掛塚廻漕によらんとするもの増加するに至りたるも、戰後汽車輸送力恢復と共に、之に復歸するもの益々増加し來り、既往に於て隆盛を極めたる掛塚港よりの船運の便に俟つもの漸次減少し、遂に明治四十年以後は、全く杜絶し、製品は、悉く鐵道輸送によるの傾向となりたり。

明治四十二年以後、天龍川驛附近に於て、東京の木材問屋に類似する仲買委託店なるもの續出し、小荷主の大部は、之に製品の販賣を爲すに至り、今尙隆盛を見つゝあるの状況にあるも、大荷主は、凡て汽車便によつて濱松、天龍川及中泉の各驛より東西市場即東方は、東京、神奈川、千葉、山梨縣方面へ、西行きものは、名古屋方面に移送して其の仕切を爲しつゝあるものにして、東京問屋の仕切は、問屋口錢一割に及び、問屋庭入迄の運賃は、凡て荷主の負擔に屬しつゝあり。以來天龍製品の

聲價高くして、需要擴大し賣行の旺盛を見つゝあるも、財界不況以來は、取引の公正を缺き、代金の授受至難を告ぐるもの増加するに至れるを以て、悉く發荷と共に荷爲替付となされつゝあり。

販路は、前記の通り天龍附近の外東西各地に仕向けられつつあり、其の七割は東方仕向の狀況にあり、數量左の如し。

年次	生産數量	仕向		
		天龍附近	東	西
大正八年	六七六、八七	一〇三、〇五一	二二〇、二三四	三四三、六六三
同九年	五〇一、〇六四	七五、三〇九	三〇八、三六七	一一八、四八八
同〇年	六三〇、〇〇八	一一六、〇四一	三三〇、三九五	一五三、七七三
同一年	六二七、二四三	九四、〇八六	三九六、〇五八	三三七、〇九九
同二年	七四一、三三〇	七四、一一二	五一八、八五九	一四八、三三九
同三年	六八、七三七	六、八七三	四四五、四九〇	一一一、三七四
同四年	六二四、三五五	一一三、八六五	三三〇、八八一	一一〇、五七九
昭和元年	六五三、八八九	一一〇、七七一	四一八、四六九	一〇四、六二九
同二年	七二五、四九九	一〇七、三三四	四九〇、一一六	一一八、〇五九

三、賣買契約の慣行

立木賣買に當りては、近時買主一定しつつあるが爲、單に口約に止むる場合無きにあらざるも、後日に於て代金の授受、搬出期限、伐採着手、搬出着手の時季等に付、齟齬を招來する虞無きを保し難きを以て、賣渡人たる林主及買主との間相互に、取引の公正を期する爲、賣買契約書を作製し各自一通を所持しつつあり、契約書には、賣買を行はんとする山林の場所、立木賣却代金、代金の納期、代採搬出の時期、搬出期限、搬出期間經過後に於ける殘木の所有歸屬等を明示するを普通となせり、然しながら從來の經驗に鑑み、林主中には、賣買の目的外たる隣接林木の誤代を防止するが爲、特に契約書中に本數の表示をなすものあり、殊に間伐木伐採の際に於て誤伐を蒙る虞あるにつき賣買取引前に於て、間伐木の選定表示をなし置くと雖も、愈々伐採中に於て林相疎開の状態によりては、更に間伐を要すべきもの増加し、又は變更を要する場合あるべきを以て、賣渡證及買受證には、特に何本と間伐木の概數並其の代金を表示し置き、愈々伐採終了後に於ける確定本數に依つて代金の決定を圖るもの行はるるに至れり。

立木賣買契約書、間伐木賣渡證及間伐木買受證の一例を示せば左の通り。

印紙

立木賣買契約書

立木賣渡人

縣

郡

村大字

字

番地何某を甲とし

立木買受人 縣 郡 町村大字 字 字番地何某を乙とし立木買買契約を締結すること左の如し

第一條 甲は甲の所有山林 郡 村大字 字 の立木の内杉檜約 本をば左の條件を以て乙に賣渡を契約す

第二條 乙は右の立木代金として金 圓也を左記の通甲に支拂ふものとす
 一金 圓也 年月日限り支拂ふものとす
 一金 圓也 年月日限り支拂ふものとす
 第三條 乙は金 圓也支拂ひ後に非らざれば入山することを得ず
 第四條 乙は全額拂込み前に搬出に着手することを得ず
 第五條 伐採及搬出期間は 年 月 日限りとし以後は如何なる殘木ありとも甲の所有とす
 第六條
 第七條
 第八條 本契約書は同時に二通作製し甲乙各自一通を所持す

立木賣渡人甲 何 某印
 立木買受人乙 何 某印

表紙

印紙

間伐木賣渡證

裏面貴殿御差入の書面の通間伐木凡

本貴殿に賣渡し候處實正也

年 月 日
 買主 殿

賣主 印

裏面

印紙

間伐木買受證

左記貴殿御所有林の内間伐木として左の通買受候處實正也

一、字 に於て杉 凡 本
 字 に於て檜 凡 本
 一、右合計凡 本右代金 圓 錢也
 但し 年 月 日限り納入の約定
 一、伐採及搬出時期は 年 月 日限りとし以後伐り落し又は未搬出の木材等は貴殿の御自由たること

右 年 月 日 殿 郡 村 番地 何 某 印

立木代金授受の方法は、(一)契約成立後直に皆金、(二)契約手付金二割斧入皆金、(三)契約手付金半金、斧入皆金、(四)契約手付金二割斧入殘額の半金林拂ひ半金の四方法行はれ、林主の代金獲得の急否と、

買主たる商人の信用程度の如何とにより、其の方法を異にしつゝあるも、普通(四)の方法を執れり、而して(一)は、林主の代金納付を急ぐ結果に因るべきを以て、自然立木代金の低下を促す嫌を生じ易く、小林業家又は、家政整理上の窮迫の場合及買主の信用如何を問はざる場合の賣買に當り行はるゝものにして、(二)及(三)の方法と雖も亦買主の信用程度に依つて行はるゝ處にして、(四)の方法が、古來より一般に普及する代金授受の方法なり、然れども、最近林業の不況深酷にして山林業者の窮迫は、時に契約に因る代金納期の遅延、又は不納或は殘金納入前に造材木搬出を窃行するものある爲、契約の完全履行を遂げ得ざる事例に乏しからず、往々代金不納の結果、支拂請求の訴訟事件を提起し、紛争する場合を以て、確實なる信用ある買主に對しては、普通(四)の方法によると雖も、其他の場合には、成可的確なる代金納入方法に依る手段に出で、浦川村にては、契約手付金二割、一ヶ月目に殘額の半金、十二月二十日限り殘半金即ち年内に賣買の完済を圖る方針を執り、佐久間村にては、(二)の方法或は契約手付金一割、二ヶ月目に殘額の半金、三ヶ月乃至六ヶ月目に皆金とし、材積百尺メ内外の小取引の場合は、即金主義に依り、上阿多古、下阿多古村にては、契約手付金一乃至二割、殘金は二ヶ月目、長きは半年目限り納入せしむるの方法に依れり。

造材搬出期間は、柿板製作當時にありては、三ヶ年の長年月を要したることあるも、其後圓角造材の隆盛と共に、短縮さるゝに至りたるものにして、是れ買主が、造材より搬出迄操業の敏活により搬

出の一日も早からんことを欲するにも依るべからんも、一面林主側に於ても、翌春跡地の造林に支障なからしめんことを考慮するの結果に外ならずして、勿論取引材積の多寡によつて其の期間に差異あるべきも、多くは、年内中に伐採搬出等一切の終了をなさしむるを限度とせり。

玉下は、天龍地方の慣習として、往時より材積並代金計算外たらしめ、自然買主の所得に歸屬する處ありしも、材價の昂上すると共に自然其の價値を認めらるゝに至りたるを以て、何時迄も此の慣行を看過することを許さず、一面小徑木の需要と、利用途の擴大とは、徒らに買主の無償取得にのみ委せずして玉下を無償譲與する條件の下に、尺メ單價高騰の資に用ひられ、或は本數のみを算へ、又は其材積を算定して、別箇に之が賣却を爲すに至り、其の賣價は、玉上の三割安にして取引さるゝ状況たり。

枝條葉は、一般に賣買の目的たらしめず、伐採の際林内に放置するを以て、古へより天龍の風習として、地元住民の自由採集に委せられ、薪材として利用せらるゝを普通とするも、龍川村に於ては、約二十年前より林主の所有に歸屬せしむる事となしたる結果、地元民の怨嗟の聲高く、一旦山林出火の突發することある場合とても、出動防火に努めずとて、少なからず紛議を醸すに至りたるを以て、今より約五年前同村山林組合が、林業家と地元民との中間に立ちて、熱心なる斡旋調停に努めたる結果、圓滿に解決を見ることを得、地元民の採集に委すること、なれり。然しながら、上阿多古、下阿

多古村方面に於ては、下阿多古村に於ける線香製造盛んにして、其の原料に充つる爲め、買主たる材主の所有に歸屬する風あり、材主は、之を線香製造業者に賣却するの狀態なり、山香村に於ては造材職人の所得に歸し、之によつて地元民に薪材として販賣されつゝあり。

四、丸太の取引慣行

立木の買主は、多く地元附近の製材業主又は下流沿岸大製材工場山林部の代人たる關係にあるもの多きを以て、造材搬出後直ちに工場に運搬され、又は筏組となし流送さるゝものにして、地元附近に於て丸太造材の儘にて、賣買取引さるゝ事は極めて僅小の事に屬し、偶々建築請負材料に供せらるゝ場合に限らるゝものとす、此の受渡は、双方の意思によつて定まるものなるも、川原渡又は山地林付の儘に於て行はるゝ等一定せず、況んや委託販賣の如きは、貯木場設備其他機關の存するもの無きを以て、行はるゝもの無し。

第十 林業労働

一、労働組織

造林即ち植付、補植、下刈、手入、間伐等に使役する林業労働者の雇傭關係につきては、他地方に

往々見らるゝ、林業労働者と林主との間に於て世襲的雇傭關係にあるが如き風習なく、林業經營上の必要に應じ、常に附近出入のものを使役するに留まるに過ぎず。

天然林の伐採利用並人工林の角材取り或は柿板山地に於ける手挽製材の旺盛なりし頃の伐採造材、及小谷狩堰出をなせる頃の運材事業にありては、木曾又は飛騨地方よりの杣夫、小杣夫、及日雇の出入するもの頗る多く、又は掛塚方面よりの柿板職人及手挽職人の入山就業するもの多くして、何れも組頭(庄屋)、小庄屋ありて、一組を組織し、常傭又は請負によつて事業の遂行に當りたりと雖も、其後天龍本川沿岸迄の運材装置の變遷運材力の進展、造材法の變化並製材工場の設立發達とにより、他地方の労働者の勞役に俟たずとも、地方労働者の就業にて充分足るに至り、現今にては、造林事業の労働が常傭によれる外は、他は悉く出來高拂法により事業の達成と能率の増進とを計りつゝあるの狀態なり。

天龍川を流下する舟便及丸太材の筏組並馬力運送の労働者は、沿岸各地の廻漕業者又は運送業者に從屬就業しつゝあり、何れも出來高法に則り、賃金の支拂は、廻漕業者運送業者に於て立替を爲すの風にあり。

中ノ町半場等の製材工場に活動する労働者間には、労働の一致團結を企劃し、製材組合を組織し、企業家に對抗し勞銀の昂騰或は製材勞務に對する意見の綜合又は其の要求を迫るの狀況にあるも、二

俣以北の各町村に於ては、工場散點し、而かも職工の數に乏しく、且つ工場創始以來の雇傭關係にあるを以て、場主との間柄至極圓滿にして、全く紛争の例を見ざるの情況にあり、彼の明治四十五年中、龍山村西川小西製材工場に勃發せる小ストライキの如きは、實に稀有の事實と謂はざる可からず。勿論昔時の原始的従業は、世運の進轉に伴れて手挽より機械力使用に移り、林道の開設獎勵によりて荷負は、荷車に轉じ、堰出より簡易索道及橇曳に轉移するに至りたる結果、企業者と労働者との間柄は、既往の如く心鏡相照の圓滿を保持し難しと雖も、堪えざる生活苦と、日常の不用意により、何等の係争を見ずして其間勞資克く協調提携し、圓滿なる一致協力によつて、諸事業の遂行上の障碍危害の排除に精勵努力しつゝあるの状態なり。

二、労働の分配と需給の變遷

天龍各町村に於ける各種労働者の内最も多きは、他の産業と林業との項に於て列記せし如く、農業を主とせることは言を俟たざる處なり、然しながら農業は、耕地面積狭小なるを以て、專業として従事するもの極めて少く、多くは農業の傍ら林業に、水産業に、其他の各勞務に従事するの状態なるを以て、概して労働の分配宜しきを得、冬季間は、製炭業に春季は農業に、其他は、伐採、造材、運材等の林業勞務に携はりつゝあり、唯春季造林の季節は、恰も農繁期に際會するものあるが爲め、労働

の分配不便を缺き、植栽季を遅らしめ、或は下刈の實行不能を誘發する慮なきにあらずと雖も、其他の場合にありては、伐採より各土場への運材終了迄の操業に就きては、多年の經驗と練磨とにより克く同一人にして造材運材の諸業に従事することを得るを以て、一度入山伐採に着手するや造材より橇曳小谷狩に至るまで、全般の作業は、其の間克く連繫を保ちつゝ、連続的に就業するの状態なり。

三、各種労働賃金の變遷

労働賃金は、事業の性質により常備と請負との二に分たる、植付、補植、下刈、蔓切、間伐の如き造林作業に屬するものは、一部に於て請負付託による場合無きにあらずれども、概して常備に依り、伐採造材並運材の諸業は、悉く出來高拂法によつて、賃金の支拂を爲されつゝあり、而して其の労働賃金の昂騰は、主として財界の好否によつて著るしく變化を生じ易く、殊に最近東都市場との密接なる接近に基き、製品賣先の良否は、直に天龍奥に於ける立木賣價に波及すること急なるものある爲、直ちに労働賃金に影響し、尙作業の難易、運搬の遠近、平水渴水の時期等によつて差異あるものとす、更に林道の設置普及により搬出の至便を圖りつゝあり、其の費用の償還を通過木材に對し、賦課徴收せんすとするものあるを以て、各町村間に其の狀況を異にし、又労働の需給關係等により一様ならず。

材種	規格	大正三年	大正六年	大正七年	大正八年	大正十一年	大正十二年	昭和二年	昭和三年
杉	尺、角、付一本	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
檜	尺、角、付一本	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
松	角同	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
榎	角同	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
栗	角同	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
樺	角同	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
欅	角同	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
杉丸	末口三寸以下 末口三寸以上 一本 末口七寸以上 一本 太	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10

117

割増の二

口、伐採造材賃金

年	度	賃金
大正	一三	〇、八五
大正	一四	〇、八五
大正	一五	〇、八五
昭和	二	〇、八五
昭和	三	〇、八五

イ、造林賃金

年	度	賃金
明治	二五	〇、一五
明治	二六	〇、一四
明治	二七	〇、一三
明治	二八	〇、一八
明治	二九	〇、二〇
明治	三〇	〇、二七
大正	一	〇、二二
大正	二	〇、二二
大正	三	〇、二七
大正	四	〇、二七
大正	五	〇、二七
大正	六	〇、二八
大正	七	〇、二八
大正	八	〇、二八
大正	九	〇、二七
大正	一〇	〇、二七
大正	一一	〇、二七
大正	一二	〇、二七
大正	一三	〇、二七
大正	一四	〇、二七
大正	一五	〇、二七
大正	一六	〇、二七
大正	一七	〇、二七
大正	一八	〇、二七
大正	一九	〇、二七
大正	二〇	〇、二七
大正	二一	〇、二七
大正	二二	〇、二七
大正	二三	〇、二七
大正	二四	〇、二七
大正	二五	〇、二七
大正	二六	〇、二七
大正	二七	〇、二七
大正	二八	〇、二七
大正	二九	〇、二七
大正	三〇	〇、二七
昭和	一	〇、二七
昭和	二	〇、二七
昭和	三	〇、二七
昭和	四	〇、二七
昭和	五	〇、二七
昭和	六	〇、二七
昭和	七	〇、二七
昭和	八	〇、二七
昭和	九	〇、二七
昭和	一〇	〇、二七
昭和	一一	〇、二七
昭和	一二	〇、二七
昭和	一三	〇、二七
昭和	一四	〇、二七
昭和	一五	〇、二七
昭和	一六	〇、二七
昭和	一七	〇、二七
昭和	一八	〇、二七
昭和	一九	〇、二七
昭和	二〇	〇、二七
昭和	二一	〇、二七
昭和	二二	〇、二七
昭和	二三	〇、二七
昭和	二四	〇、二七
昭和	二五	〇、二七
昭和	二六	〇、二七
昭和	二七	〇、二七
昭和	二八	〇、二七
昭和	二九	〇、二七
昭和	三〇	〇、二七

116

第十一 金

融

歐洲戦後打續く財界の不況は年と共に深刻に向ひつゝあり、林業家は、何れも材價の低下に打撃を蒙り、山村は、疲弊の頂點に沈淪しつゝ、あるの状態なり、殊に天龍製材工場の發展に伴ひ年製材能力は著るしく擴大し、單に天龍伐出材のみを以てする時は、操業不足たるを以て、大正八年以來外材の輸入に俟つに至りたる結果は、一層打撃の度を加へつゝあり、幸ひ地元産業組合或は銀行より融資を受け、此の不況時を切り抜けんと思ひ、生活苦に追はれつゝも、立木の伐り惜みを爲し來れりと雖も、重なる不況期の繼續すると、銀行貸出金の回收整理の斷行に遭ひ、何時迄も遷延を許さざるが爲め、遂に年次増伐を重ぬるに至りたることは、左の年伐量によつて推知さる可し。

大正十三年	伐出量	三四六、三六四尺メ
大正十四年	同	四〇九、七八〇
大正十五年	同	四一八、三三六
昭和十一年	同	四七七、六一七

尙磐田郡熊村森林組合が、大正三年より昭和元年に至る迄の山村疲弊困憊の實例につき、調査せる

ものを掲記せば

年次	用伐伐採數量	同上價格	伐採年齢	村民負擔額
大正三年	一五、二〇〇	四五、〇〇〇	四一	三〇
同四年	一八、六〇〇	五九、〇〇〇	四〇	三三
同五年	二二、五〇〇	七六、〇〇〇	三九	三五
同六年	二二、七〇〇	一八、〇〇〇	三九	三〇
同七年	一七、六〇〇	一五、〇〇〇	三九	三〇
同八年	一五、七〇〇	三五、〇〇〇	三九	一五
同九年	一三、三〇〇	一七、〇〇〇	三九	一五
同〇年	一三、四〇〇	一九、〇〇〇	三九	二五
同一年	一〇、九〇〇	九三、〇〇〇	三九	三〇
同二年	一一、一〇〇	一〇、〇〇〇	三〇	三三
同三年	一三、八〇〇	九六、〇〇〇	二七	三〇
同四年	一八、八〇〇	九八、〇〇〇	二七	三〇
昭和元年	二六、七〇〇	九三、〇〇〇	二五	九五

即ち村民負擔額の年次増加と、生活費昂上加ふるに、金融硬塞し、資金の融通の途絶えたるの結果は、餘儀なく伐採期の低下を爲さざる可からざるに至り、而かも材價の低落の爲め、山林の濫伐を

誘發し、大正十三年以來伐採量の増加を加へ、殊に昭和元年中に於て顯著なる弊害を露はすの状況に在り、此の儘不況の永續するものあらば、全く救済の途無かるべしと嘆せられつゝありて、勿論町村の資力の高低によつて差異あるも、概して各町村共大同小異に中流以下のみならず、大造林家と雖も、大痛棒を蒙りつゝあり、其の八割は借財に悩めるの状況たるは、見逃す可からざる事實なりとす。

政府の低利資金の貸付を爲すものを見るに、林業方面に於ては、僅かに森林組合の直接事業資金に對し僅小の供給をなすものに止まり、天龍各町村中之が供給を受けたるもの無く、他の林業關係のものに對しては、何等融資の途を啓かれざる状況にあると、勸業銀行等の大銀行の如きも煩雜なる手數を経るにあらざれば、資金貸出の方途を行はざるを以て、山村住民は、僅かに山村銀行並産業組合の融資に仰ぎ、辛ふして救済の途を講ずるに過ぎず、而かも是又資金に乏しく、産業組合の如き資金固定し、銀行には、資金ありと雖も全く硬塞して一切の貸出を行はず、而かも立木抵當のみの融資を爲すもの絶無にして、必ず土地と共に、擔保提供せざる限り一切の融資を斷ち、一部の銀行に於ては、田、畑、宅地、家屋等山林以外の不動産擔保のものに比し三割高の利子を支拂はざる可からざる關係あるの状況にして、是れ勸銀農工の大銀行が、森林を見返擔保として、融資を爲さざるの結果に依るものにして、折角山間住民の困憊救済を爲すべき融資機關の存立するものあるに係らず、全く杜絶の

悲境に陥りつゝあり。

今天龍地方所在銀行の森林擔保に對し融資する取扱狀況を擧ぐれば即ち左の如し。

イ、立木の登記の要否

何れの銀行に於ても其の要を認めず。

ロ、火災保険に加入の要否

其の必要なし。

ハ、面積

擔保に供する山林面積につきましては、銀行により取扱振を異にせり、二俣銀行は臺帳面により、横山銀行は、木數の存立状況によつて面積の見積を行ひ、其他の阿多古、熊村、北遠の諸銀行は、臺帳に依らず、實地調査の上目測によつて見積面積を定むるの方針とす。

ニ、調査料

實地に臨み調査をなさざる銀行に於ては、調査料の要なきも、調査を行ふ北遠銀行は實費を、横山銀行は、宿泊の場合宿泊料を、阿多古銀行は日當を徴收せり。

ホ、立木擔保のみの採用

一切採用融資を行はず。

へ、立木調査の方法

二俣、熊村、横山の諸銀行は、各筆毎に目測により見積りをなし、北遠銀行は、地味、樹種、樹齡面積を根底として慎重に調査を遂げ、阿多古銀行は、實地調査の上見積を爲せり。

ト、貸出歩合

交通の便否、増面積、植栽本數、地味、對人信用程度によりて一様ならざる可きも、一般に地立木共其價格の五割を以て貸出歩合となし、熊銀行は六割を、阿多古銀行は三割三分を、北遠銀行は、伐期に、近き立木あるものは八割五分、普通のもの六乃至七割を、横山銀行は、立木土地を各別に計算して各七割を合せ貸出歩合となせり。

チ、貸付期間

普通一般に、六ヶ月間又は六ヶ月より一ヶ年間貸付期間たらしむるも、阿多古銀行は、半年より三ヶ年迄の間を以てし、普通一ヶ年と爲しつゝあり。

リ、一般不動産貸付に對する山林擔保の口數及金額の割合

貸出歩合、擔保山林の大小並貸付金の返還狀況によつて相異あるも山林擔保金額は總貸出金額の二、五乃至九割の範圍にあり、山林擔保口數は總貸出口數に對し三、三乃至九割の割合にあり、而して就中阿多古銀行、北遠銀行割合に多く、横山銀行は、約五割に、其他は低位に在り。

ヌ、利子及田畑擔保利子との差異

山林擔保利子は、各銀行共大同小異にして、一割一分乃至一割三分の間に位しつゝあり、而して田畑擔保利子と同等なるは、阿多古銀行にして、横山銀行は、田畑のものを取扱はざるを以て比較する能はず。

ル、回収方法

財界の不況永續の爲め、貸付期限に至る迄に資金の返還を行ふこと少なきも、利子の納入は、概して可良なる狀況にあるを以て、満期の上は、各銀行共延期證書を入れしめて、半ヶ年乃至一、二ヶ年間限りとして、對人信用程度により、伸縮延期せしむるの方法を講じつゝあり、概して回収可良にして、抵當流或は強制整理の事實を認めざる程なり。

今北遠地方に於ける昭和二年中銀行並産業組合融資額等左表の通り。

抵當別	銀行				個人其他				計		
	町村別	金額	口數	利率	期限	面積	金額	口數		利率	期限
二俣町	1,750,000 円	1,000	1.10%	半年	1,000 丁	1	1	1	1	1	1,750,000 円
龍川村	1,110,000	100	1.10%	自半年至一ヶ年	1,110 丁	1	1	1	1	1	1,110,000
龍山村	870,000	700	1.10%	自一ヶ年至一ヶ年	870 丁	9	1.35%	1	1	1	870,000
											4,730,000

同 佐久間村	三	三三、七八〇	三三、四七九	八〇三	八、〇八八	四、五四八	—	六、三七七	三六、四七七	三四、一三三
同 山 香 村	三	二七、七八〇	一九、〇三八	一三四	一六、七〇〇	五、五二三	三	八四、四四四	七三、一九七	一三三、三四七
計	二〇	三六、五二〇	三三、六八八	八一、〇五一	五四、六〇七	三四、〇七四	二七、六四八	二八三、六八八	八三七、〇三三	八四一、三三八
合 計	二六	五二、〇九〇	四〇、八三二	一三七、二八八	九一、三三九	七八、七九六	三三、四五六	三〇三、七九六	一、三七七、〇六四	一、三三六、七九三

第十二 森林の保護

昔時山林鬱蒼として繁茂したる當時に於ては、多くの野獸鳥類棲息し、樹木を害したることありたるを以て、落穴或はウツテツポウとて野獸通行箇處に鐵砲を仕掛け、之を撃捕する方法ありと雖も、明治維新後亂獵の爲め、鳥獸共に其の數を減じ、近來は、鹿猿すら人里に近づくもの無く、人畜其他林木の被害著るしく減耗するに至れり。

イ、盜伐誤伐の被害
 明治二十七年縣令第五十一號民有山林組合設置獎勵に基き各町村亦之が設置をなし、其の規約を定めて勵行に努め、山林被害の防禦に盡すの結果相互に相警めつゝあり、而かも山林巡回保護に當る結果殆んど其の被害を見ず。

ロ、火 災

古昔にありては、大野火瀕發し、或は三河筋より秋葉迄類焼を見るの事實ありたりと雖も、其後山林組合の設置獎勵保護に當り、近時は、各村共公設は又私設消防隊の施設完備により、山林火災警防に努むると共に、青年其他各種團體の活動或は東邦火災保險會社其他の會社に於て、火災豫防注意喚起のポスターを通行路に貼用するものと、人工造林の發達に伴ふ愛林思想の普及透徹しつゝあるを以て、偶發する火災の外認めず、而かも大事に至らざる中に消防に膺るの結果燒失面積も僅かに一二町に及ぶものに過ぎずして全く大火を見ざるの状態にあり。

而して近年偶發せし野火の内其の著名なるものを列記せば左の如し。

一、磐田郡佐久間村森林火災

場所 同村佐久間字大岩辻一、五八一番保安林

燒失面積 十七町七反歩

出火日時 昭和二年四月十二日午後一時出火十三日午前八時一度鎮火せしも同日午後二時再火十四日午後六時半鎮火す。

原因 奇岩屹立交通困難地にして獵夫の失火の如し。

被害程度並損害額

杉二十五年生一町歩 三六〇石

同	水窪	二、〇〇、〇	雑用材	五、二〇〇	三三、〇〇〇
計	磐田	四九、七	同	二〇、八五〇	九五、四三五
同	二俣	〇、一	同	八、八五〇	三三
同	光明	一一、〇	同	一〇、三五	二一、二〇〇
同	龍川	二二〇、五	同	五、二〇〇	七七、四一八
同	山香	一〇、九	同	二、五二七	二一、三六〇
同	佐久間	一一、〇	同	三、三七五	一六、九七〇
同	浦川	五〇、〇	同	一、一〇〇	一〇〇、〇〇〇
同	熊	七、七	同	七、一〇〇	三五、五〇〇
同	上阿多古	二五、〇	同	七、〇〇〇	三〇、一九五
計		三四七、〇	同	六〇、四五七	三〇二、八六五
合計		七九六、七	同	五、六四三	三九八、二九〇

龍山下阿多古兩村分不明とす

而して其の被害の状況は、同一地形のもの或は近接一様の區域と雖、も著るしく被害の状況を異にし、暴風の針路は、山岳に妨害されて、右折左屈曲し、恰も其の針路に當りたる區域のみ、林木の大小を論せず、挫折又は轉倒せしめ、全く使用に堪えざるもの全般を通じて三分の一に達したるも、其の餘と雖も其の惨害の爲め、多少反張目割等の損傷を蒙りたる結果、時價の三割安を以て取引され、林地中には、全然改植を要したるもの又は被害度散點し補植を加ふること能はざるが爲め、其の儘放置の止むなきものあり、一大脅威を受くるに至れり。

第十三 主要山林業者及製材業者

一、山林業者名

イ、周智郡大居町分	栗田貞太郎	(所有面積)	二一四町二九〇七)
本村領家四六	小澤甲八	(同)	一〇二町一四〇六)
同 堀の内一七一	藤江藤三郎	(同)	五十町歩以上)
同 同 一、九二一	原田義久	(同)	同)
同 和泉平二七四			
ロ、周智郡熊切村分			

本村
同 小原清市 (同 二五三丁二〇〇〇)

水、同郡水窪町分
本町奥領家
同 知久眞一 (同 二百町以上)

同 熊谷源次郎 (同 同)

同 守屋熊藏 (同 同)

同 山位主税 (同 同)

磐田郡熊村熊
本郡大居村堀の内
同 熊村治八郎(外二十九名) (同 二三〇丁三六〇三)

同 氣多村宮川
濱名郡北濱村
同 小澤宏(外三名) (同 二八七丁七六二三)

同 名古屋市中區正木町
同 田代常七(外三名) (同 一〇〇丁九一二六)

同 滋賀縣蒲生郡櫻川村下小房
本村舊領家
同 吉村喜兵衛 (同 一六四丁四一一二)

同 同 外池誠一 (同 一八三丁一〇一六)

同 同 奧山水治 (同 一六〇丁八九二〇)

同 同 北井政吉(外十三人) (同 百町以上)

同 同 下井作重 (同 五十町以上)

同 同 井上鎌男 (同 同)

同 同 伊藤鷹藏 (同 同)

同 同 三輪鶴次郎 (同 同)

熊谷啓次郎 (同 同)

原藤一 (同 同)

鈴木植林株式會社 (同 八六丁三六〇三)

津田重江 (同 五四丁一三二〇)

横井秀寅 (同 六六町七二一一)

光明寺 (同 五九丁〇七一一)

千、同 郡龍川村分
本村横山七一〇
同 青山恒夫 (同 百町歩以上)

同 同 相津二六 (同 同)

同 同 小川一七三 (同 五七丁〇四一三)

り、同 郡龍山村分
本村大領 (同 五十町以上)

同 同 大石貞次郎 (同 同)

同 同 青山善作太郎 (同 同)

濱名郡北濱村
平原野社團 (同 六二丁三一一二)

磐田郡三川村山田	金井重	(同)	五十町以上
周智郡大居町	秋葉神社	(同)	()
愛知縣岡崎市	岡崎殖産株式會社	(同)	一〇五丁五〇二五
又、同 郡山香村分			
濱松市淺田	金原疏水財團	(同)	五十町歩以上
濱名郡北濱村	本俣千代八	(同)	()
ル、同郡佐久間村分	月花俊隆	(同)	八二丁八八一七
本村神妻	内山又十	(同)	五七丁九四一〇
本郡二俣町			
ヲ、同 郡熊村分	熊平春司	(同)	六七丁六八二〇
本村熊	松野勝太郎	(同)	六五丁四八一七
本郡下阿多古村石神			
ワ、同 郡上阿多古村分	大富部磐	(同)	百町歩以上
本村西藤平	田口勝一	(同)	()
同 長澤	金指勝太郎	(同)	七三丁〇〇〇〇
同 東藤平			
カ、同 郡下阿多古村分			

本村石神	松野勝太郎	(同)	一〇六丁九〇〇〇
ヨ、同 郡浦川村分			
愛知縣南設樂郡新城町	星川重助	(同)	二二丁〇〇〇〇
同 八名郡大野町	大橋新太郎	(同)	五十町以上
小笠郡雨櫻村	中山博	(同)	()
濱松市	金原疏水財團	(同)	()

一、著名なる製材業者

工場名	所在地	原動力種類	馬力	餘機種類	職工數	年製材力	年資材消費高種類	資本金	備考
富士中製材合資會社	二俣町南三山	蒸汽	七	丸鋸	三三	八尺、七〇〇天龍材	一九、五〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四年内操業二九〇日角、板、貫類を取扱ふ
鹿島製材株式會社	二俣町鹿島	同	壹	同	三三	六〇〇	一五、五〇〇、〇〇〇	同	二九五日同
光明製材株式會社	光明村山東	蒸汽	一七、五	同	一三	七、八〇〇	七、八〇〇	同	二六〇日同
天龍林産同	同	同	同	同	一七	七、五〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	同	一八〇日同
鈴木製材所	龍川村横山	電力	三	同	六	八、三〇〇	四、〇〇〇	不明	二七五日同

龍川製材株式會社	同	大正二年九月	水力	丸鋸	一三	一六、一〇〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇	年内操業二六〇日角、板、貫類を取扱ふ
泰山木材同	同	龍山村瀬尻	同	丸鋸	一三	一六、一〇〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同
明治三十五年三月	同	同	同	丸鋸	一三	一六、一〇〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同
同	同	同	同	丸鋸	一三	一六、一〇〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同

第十四 老樹名木及森林

一、老樹名木

樹種	胸周	樹高	樹齡	俗稱	所在地	傳説
杉	一六、〇尺	一八尺	一、〇〇〇年	御神木	周智郡大居町秋葉神社境内	舊來御神木として大祭の都度注連繩を引き廻す
杉	四三、〇	九〇	一、三〇〇	春埜の杉	同 熊切村花島春埜山	養老二年此山の開闢と共に十二本を植えてのなりとす
茶	三三、〇	四〇、五	不詳	野尻の茶の木	同 氣多野尻	
杉	二四、四	一一〇、〇	一、〇〇〇		同 水窪町山住山住神社境内	不明
杉	二二、一	三二〇、〇	三〇〇	一本杉又は大黒杉	磐田郡熊村大地野	高橋新太郎氏宅裏水源地にあるを以て水神木として常に注連繩をはれり

杉	三六、〇	一一〇、〇	一、〇〇〇	大黒杉	同 光明村山東光明寺門前	遠望大黒天の形態に似たり往古より毎夜木魚の音に似たる音響を發すといふ
杉	一六、一	三二〇、〇	六〇〇	尹良親王御手植の杉	同 佐久間村村社馬春神社境内	延元年中尹良親王御手植のものなりとて古來注連繩を加ふ

二、老森林

林種	見込面積	胸周	樹高	林齡	所在地
杉林	〇、五〇〇	最大八尺平均五尺	十六間	一三〇年	磐田郡山香村井戸澤山口嘉十氏所有
杉林	〇、一〇〇〇	同 六一丈六尺	十七間	二〇〇	同 龍川村横山青山恒夫氏所有
同	〇、五〇〇	同 六尺	十五間	二〇〇	同 浦川村吉澤字花殻山佐藤角藏氏所有
同	〇、五〇〇	同 六尺	十五間	二〇〇	同 窪田高喜太郎氏所有
同	〇、五〇〇	同 七尺五寸四尺五	十五間	二〇〇	同 龍山村白倉大石貞次郎氏所有

59
23

第十五 林業經濟

一、立木賣價の變遷

天龍一般に於ける立木賣價は、林地の遠近、搬出路の險難等によりて各地一様ならざるものあるは明かなる所にして、大約一、二圓の差異あるの状況に在り、大正三年以前より引續く財界不況に遭ひ、凡ての物價中低位に位したりしが、大正四年歐洲戰端の開始に伴ふ好況高轉と共に、漸次騰貴し來りしも、一般林主は商機に疎くして、材價の漸騰に遅れ勝ちに陥りたるもの多く、大正八年後半期より大正九年の初に亘つて最高位に上りしも、同年二月經濟界の急轉直下の變調により、慘落の悲運に遭ふべかりしも、林主の賣崩を防ぐ手段に出でたる爲、一時は、尺メ二十圓餘を唱ふることを得たるも、爾後金融の硬塞愈々堅くして、不況加はると共に、筏干ならずして三四割の暴落を見るに至り爾來年と共に漸落の傾向を辿り、大正十二年九月關東大地震の起るや、財界小許の活境を見、立木價の上向を見たりと雖も、又々漸落し、外材の輸入増加により、一層窮狀に沈淪したるものにして、今大正三年、大正八年、大正十二年並昭和二年に於ける立木樹齡三十年主伐のものに對する尺メ一本當り單價を計上せば左の通り

町	村	大正三年	大正八年	大正十二年	昭和二年
氣多	多村	二四	七一三	六四九	五四
城西	西村	二	七一六	六一九	五
水窪	窪町	三	七一三	六一九	五
二俣	俣町	三	二	六一九	五
光明	明村	三	二	六一九	五
龍川	川村	二一三、五	一〇一五	七一三	五一六
龍山	山村	二一三、五	一〇一八	七一三	五一六
山香	香村	二一三	七一三	七一三	五
佐久間	間村	二	七一三	六一二	五
浦川	川村	二	七一五	六一〇	五
上阿多古	古村	三	七一五	六一三	五一六
下阿多古	古村	三一三、五	三一七	七一三	六

而して現時に於ても昭和二年と異ならざるの状況に在り、前表によつて知る如く、大正三年度は恰も昭和二年の四五割に相當し、大正八年の好況時は、春季と秋季とは、格段の賣價上の差異を生じ、昭和二年の約倍額に相當し、大正十二年は、大震災後一二ヶ月間中間景氣を出現したりと雖、二乃至四割高たりしに過ぎず、大正八年は、後半期以後中ノ町方面に於ける尺メ一本の造材價格は、杉六寸以

下十八圓、中目上二十三圓、檜は六寸以下中目共込み二十二圓を唱ふる高價たりしに係らず、林主は、商略に暗くして、好機の餘恵に浴すること尠く、却つて材主に乗ぜられ、材主亦機に乗じ過ぎて翌春の慘落に大打撃を蒙りたる事例に乏しからず。

二、杉檜林の收穫並收支

收穫を分つて主伐收穫と間伐收穫との左の二つに分け得べし。

主伐收穫

地位	樹齡	本數	平均胸高 徑	平均高	材積	連生長年	平生長均
一等地	10	2,060 ^本	4.1	25尺	290 ^尺	78 ^尺	29.0
	15	1,880	5.6	3尺	680	78.0	45.5
	20	1,580	6.7	5.0	1,143	93.4	57.1
	25	1,480	7.8	6.0	1,533	76.0	60.8
	30	1,100	8.6	7.0	1,809	57.4	60.3
	10	2,100	3.0	3	190	56.0	19.0
	15	2,105	4.5	5	470	56.0	31.3

間伐收穫

地位	樹齡	本數	平均胸高 徑	平均高	材積	連生長年	平生長均
二等地	10	1,950	5.5	3	780	63.0	39.0
	15	1,690	6.4	4	1,156	75.2	46.2
	20	1,400	7.4	6.0	1,379	44.6	46.0
	25	1,100	8.0	6	1,156	75.2	46.2
	30	1,600	5.5	5	780	63.0	39.0
三等地	10	2,300	2.0	1.6	103	37.2	10.2
	15	2,300	3.2	2.8	288	39.4	19.2
	20	2,110	4.0	3	485	39.4	24.3
	25	1,950	5.0	4.0	615	26.0	24.6
	30	1,600	5.5	5.0	739	24.8	24.7

地位	回数	林齡	本數	平均胸直	平均高	材積
一等地	第一回	15	1,400 ^本	5.0	3尺	53.2
	第二回	30	300	6.0	5	195.0
	第三回	45	130	7.0	5	133.9
二等地	第一回	15	95	4.0	3	21.0
	第二回	30	155	5.0	4	63.0
	第三回	45	260	6.0	5	187.2

597
23

差引 一、九二七圓五六

公地	同	同	同	同	同	同	同	同	手	補
課代									入	植
同	同	同	同	同	同	同	同	同	下	苗
切									刈	付木
同	每	十	九	七	六	五	四	三	同	同
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
七、 一五	四、 四五	五、 一〇	一〇、 〇〇	一〇、 〇〇	一〇、 〇〇	一〇、 〇〇	一〇、 〇〇	一〇、 〇〇	二〇、 〇〇	三〇、 〇〇
一、 五〇	一、 五〇	一、 五〇	一、 五〇	一、 五〇	一、 五〇	一、 五〇	一、 五〇	一、 五〇	一、 五〇	一、 五〇
七、 五〇	七、 五〇	一五、 〇〇	一五、 〇〇	一五、 〇〇	一五、 〇〇	一五、 〇〇	一五、 〇〇	一五、 〇〇	三〇、 〇〇	三〇、 〇〇
一、 二六八、 七三	二、 六八二	五、 九四	六、 八四	七、 四二	七、 二三	七、 二三	七、 二三	七、 二三	一、 七四、 九五	一、 七四、 九五
反別 割七圓 地租 〇圓 一五		同	同	同	同	同	同	同	年 二回 施行	一 割 枯 損

一四七

收支比較

イ、收 入

新	事	口、支	主	同	同	間		
植	業		計					
	費		伐			伐		
	費	出		第	第	第	回	
	目			三	二	一	數	
	年			回	回	回	林	
	年						齡	
	度						伐	
	數						採	
	量						本	
	單						數	
	價						材	
	金						積	
	額						利	
	後						用	
	後						材	
	十						積	
	年						尺	
	價						ノ	
							單	
							價	
							總	
							價	
							後	
							三	
							々	
							十	
							年	
							價	

一四六

三、雜木林收穫

製 棚 炭 量 數	上 等 林			普 通 林			下 等 林		
	十年生	十五年生	二十年生	十年生	十五年生	二十年生	十年生	十五年生	二十年生
一、三 二、六	二、六 三、九	三、三 四、六	四、〇 五、三	一、六 二、九	二、五 三、八	三、四 四、七	一、〇 二、三	二、四 三、七	三、三 四、六

製炭生産費（一貫匁當り）

原料代	製炭費	俵代	繩代	荷票料	運搬費	雜費	計	集散地	差引損
0.115 円	0.093 円	0.101 円	0.004 円	0.001 円	0.005 円	0.002 円	0.285 円	0.117 円	0.014 円

即ち原料代比較的高價なるに拘はらず、運搬費多額を要する爲にして此の缺損は、製炭費を遞減するか又は原木代を低下するより外止むを得ざる状況にあり。

第十六 天龍川材木商同業組合

一、總 說

天龍川流域に於ける木材業者は、何れも山林の仕入より伐採、造材、運材、製材及東西販路への輸

送に至る迄其の業態殆んど一定し、而かも利害關係亦共通しつゝ、あるを以て、對外、對内的とも夙に其の團結の緊要なることを認め、明治七年十月時の木材商人相集りて天龍川材木商會を組織せり、是實に本組合發祥の紀元たり、明治十五年二月具體的規約を定めて基礎を鞏固にし、超て明治二十二年農商務省令を以て同組業合準則の發布せらるゝや、同年四月直に之に基きて、天龍川材木商同業組合を創立し、五月設置認可を得、超えて明治三十三年四月組合事務所を磐田郡二俣町鹿島に新築し、次で翌三十四年重要物産同業組合法の制定と共に法人組織に變更し、同年六月認可を受くるに至れり、而して其の地區は

- 周智郡 水窪町、城西村、氣多村、熊切村、犬居町
- 磐田郡 浦川村、佐久間村、山香村、龍山村、龍川村、熊村、上阿多古村、下阿多古村、光明村、二俣町、野部村
- 敷地村、廣瀬村、富岡村、岩田村、池田村、大藤村、見付町、中泉町、梅原村、井通村、十束村、袖浦村、西貝村、天龍村、長野村、於保村、掛塚町
- 濱名郡 赤佐村、中瀬村、龍池村、笠井町、長上村、小野口村、積志村、北濱村、豐西村、中ノ町村、和田村、飯田村、芳川村、河輪村、五島村、白脇村、三方原村、曳馬村、蒲村、新津村、篠原村、舞坂町、雄踏町、入野村
- 神久呂村、富塚村、可美村
- 引佐郡 龜玉村
- 濱松市

の四郡一市六十一ヶ町村に及びたりしが、大正九年一月長野縣の内天龍川沿岸に於ける

下伊那郡 龍江村、千代村、泰阜村、平岡村、上村、木澤村、和田村、八重河内村、南和田村、龍丘村、川路村、下條村、大下條村、富草村、神原村

の十五ヶ村を合併して地區たらしめ、天正十一年中の町出張所を設置し越て昭和二年一月愛知縣北設樂郡豊根村大字古真立及富山村をも編入したるを以て其の地區益々發展し來り實に、三縣六郡一市七十八ヶ町村に亘り發祥以來五十六の星霜を閱するに至り、此の廣袤實に百三十一方里餘を占め、組合員約六百名を算しつゝあり。

本組合は、天龍本川並其の支川に於ける優越せる地の利と、創立以來理事者と多數組合員の一致和合とにより益々有意義なる歴史を以て飾り、着々發展の途上に向へり、而して本組合當初の事業は、主に水難材木の集木整理及海船運賃の協定に初まりたりしが、時世の進運と團結の齊整するに及び、逐次各種の事業を加へ來り、商弊の矯正は勿論生産方面に在りては林道水路の開鑿維持、貯木場其の他各所に水難防備の施設、製材機械の改良進歩、運賃々銀の統制を期し専ら集約的經營に努むるのみならず、公示報告事項及營業上有益と認むべき事項を、悉く蒐録せる組合月報を發行する外、更に販賣方面に於ては、製材規格を統一し商業道德の涵養普及を圖り、販路及對抗材の需給趨勢を考察して天龍材聲價の發揚啓發に全力を傾注し、進んで商權の擁護伸張に至る迄凡そ組合員の利益増進上、必



要缺く可からざるものと認むべき事項に關しては、擧て事情の許す限り殆んど間然無からんとする狀況に在り。

斯くして明治二十二年度以降、昭和二年度に至る三十九ヶ年間に於て、本組合が支拂ひたる經費は左表の通り一般會計に於て總額四十九萬三千三百四十一圓、特別會計に於て金九十九萬八千七百貳拾圓、合計金百四拾九萬貳千六拾壹圓に達するも、悉く本組合員の負擔に屬しつゝあり、組合員數は、明治二十二年準則組織當時四百六十八名、明治三十四年重要物産同業組合法により組織を見たる當時五百十七名、昭和二年度末現在五百七十四名を算しつゝあり。

年 度	一 般 會 計	特 別 會 計	組 合 員 數
明 治 二 二 年	六三〇 <small>円</small>	五、七四八 <small>円</small>	四六八名
同 三 年	六〇三	二、五三三	五一八
同 四 年	九二八	一、三二七	五二三
同 五 年	一、〇四九	二、七七七	五六〇
同 六 年	一、〇六三	四、六二四	五七三
同 七 年	一、〇〇四	一、三六八	五七〇
同 八 年	七七二	八九七	五八一
同 九 年	一、〇九九	一一、一〇〇	六〇七

597
23

所を設けて事務の連絡を圖り、又諮詢機關として、各部より一名宛即十五名の評議員を選出して、組長の諮詢に應じ且組合事務の施行に關し監査と講究を爲すものとし、決議機關としては、各部より四十一名の代議員を擧げ組合會に於て其の權限の議決を爲し、以て組合と各部との連絡事務の運行を進め、本組合の發展勇躍を期しつゝあり。

本組合は、營業上の弊害を矯正し、組合員の利益を増進し、且我天龍材の聲價を發揚するを以て目的と爲しつゝあり、其の執行する業務の概目左の通とす。

- 一、殖林の改良及運材通路の改善を獎勵すること
- 二、舟筏通路の安全なる施設を爲すこと
- 三、海陸運輸機關及通信機關の整備發達を圖ること
- 四、運賃及賃銀の統一並協商を爲すこと
- 五、商品の改良進歩を圖ること
- 六、商況調査及販路の擴張を圖ること
- 七、商弊の根底を調査し組合員を指導啓發すること
- 八、水難の防備及漂流材木の調査及取締を爲すこと
- 九、斯業上最有益と認むる事業の講究及保護獎勵を爲すこと
- 一〇、定款の規定其他目的遂行上必要なること

二、流材の採集整理

天龍川は、下流に於て河幅廣大なりと雖も、其の上流に至るに従ひ、地形河身に迫り、地勢急峻にして峽谷を形成し、河水愈々急流と化しつゝあるを以て、一朝急雨あれば、勿ち増水する爲め古來より屢々水難に罹り流失木材頗る多く損害額尠大なるものある爲古來倒産したるもの多數に及び、就中大正五年より同九年迄の五ヶ年間の統計に於て見れば、流失木材は、産額の千分の二十三乃至百三十一即ち平均千分の八十に及ぶの状況にして、一雨毎に材木業者を憂慮せしめたるものとす、而して是等水難材の集木整理を被害者各別に行ふ事は、徒らに費用増嵩し且つ弊害を伴ふものあるを以て、明治七年材木業者一致團結して天龍川材木商會を組織し、専ら漂流材木調査及海上運賃の協定を行ひ明治十五年一月沿岸町村に於て、水難漂着材拾得者代表と拾得物の授受及報酬等に關し契約を締結し、流材總代人を置き専ら流材調査事務を執行せしめたり。

越て明治二十二年準則組合の創立を見るや、直ちに調査方法を一定する爲全文十七條より成る天龍川流材調査手續を定め今日に至るが此間沿岸町村との契約は、拾得報酬關係或は引渡保管等の手續の上に於て數次の改正を行ひ、流材調査手續に於ても、本組合對組合員間の權義の確保及時代の進運により定款及漂流材木調査規程を定め其後逐次幾多の變革を加へたり。

つ、あり、而して明治三十八年に於ては僅かに補助金支出百圓に過ぎざりしが、此の奨励事實の知悉さるゝと共に各方面より、林道開鑿を行はんとするもの漸次續出し來れるを以て順次補助額を増加し來り、昭和元年度には、補助金千圓を支出し創始以來昭和二年度迄二十三年間に亘る補助金支出總額は金九千八百八十圓を算し、補助林道は、左記の通り百五十三線、此延長八十四里五十七間に達しつゝあり。

年	度	路線數	延	長	補助金
明治	三十八	三	二十二町三十八間		一〇〇〇
同	三十九	五	二里六町五十間		二〇〇〇
同	四〇	三	三里三町		三三〇〇
同	四一	〇	四里二十四町四間		三〇〇〇
同	四二	二	二里三町		一〇〇〇
同	四三	三	二里二十四町二十五間		三〇〇〇
同	四四	七	六里五町三十間		四〇〇〇
大正	元	二	一里二十八町五間		二〇〇〇
同	二	三	二里四町四十五間		二八〇〇
同	三	四	二里二十八町五十七間		一七〇〇
同	四	二	十五町十五間		九〇〇

年	度	路線數	延	長	補助金
同	五	五	一里二十五町四十三間		三〇〇〇
同	六	四	三里六間		四〇〇〇
同	七	〇	四里五町五十二間		四〇〇〇
同	八	八	八里二十町二十間		四〇〇〇
同	九	七	三里二十町五十三間		五五〇〇
同	〇	七	二里二十町一間		三〇〇〇
同	一	〇	六里二十一町五十二間		六五〇〇
同	二	〇	四里五町三十間		四〇〇〇
同	三	二	六里四町五間		六〇〇〇
同	四	一	五里二十四町五十七間		六六〇〇
昭和	元	一	五里二十七町二間		一〇〇〇
同	二	一	三里十八町六間		九〇〇〇
計		一五三	八十四里五十六間		九、一八〇〇

四、天龍川本川舟筏通路の浚渫並施設

木材の運出輸送を爲すに當り、相當水量ある河川に於ては、此の水運の便を利用することは、木材の損傷度を減少するのみならず運材經費の低廉を促し尤も經濟的作業たるは、蓋し自明の理たり、本

組合地區内山林は、天龍川の巨流を擁し南北三十有餘里に亘り、自然的に恵まれたる此の巨流を利用するに便なる優越なる地形を爲せるを以て、往古より其の伐出材の搬出は管流又は舟筏の便に依らざるは爲し、然しながら屢々繰り返さる、河水の増減に遭遇するが爲め河身の變異と河水の深淺とは、常ならざるものあり、昨の淵は變じて今日の瀬と化し、舟筏の運行を妨ぐること多きを以て、本組合は豫め官廳の許可を受け明治二十二年以降毎年相當の經費を計上し天龍川の浚渫改良を行ふのみならず、岩石其他の障碍物の除去を施し、専ら舟筏運行の安全を期し、以て生産費の輕減を圖りつゝあり、而して之に要する費額は、明治二十二年度以來昭和二年度迄三十九ヶ年間に於て實に四萬七千三百十二圓餘に達しつゝあり、其の年度別内譯左表の通りとす。

年 度	費 額	年 度	費 額	年 度	費 額
昭治 二二	100,205 <small>円</small>	明治 二九	95,790	明治 三六	602,854
同 二二	141,610	同 三〇	102,018	同 三七	548,009
同 二四	111,771	同 三一	101,138	同 三八	436,378
同 二五	57,829	同 三二	89,663	同 三九	1,118,371
同 二六	73,398	同 三三	104,236	同 四〇	1,307,840
同 二七	63,307	同 三四	90,811	同 四一	2,749,311
同 二八	33,819	同 三五	187,555	同 四二	1,850,845

同 四三	1,038,955	同 六	1,089,260	同 一三	1,633,950
同 四四	2,133,600	同 七	1,711,050	同 一四	1,567,540
大正 元	1,033,710	同 八	2,654,680	昭和 元	1,134,790
同 二	1,057,935	同 九	1,608,790	同 二	1,154,090
同 三	61,040	同 一〇	2,743,700	合 計	47,322,448
同 四	2,016,850	大正 一一	6,481,110		
同 五	1,336,340	大正 一二	5,978,160		

五、天龍支川の改良並施設

天龍川の支流たる大千瀬川、水窪川、氣田川、阿多古川、二俣川、遠山川及和地野川等は、本組合を距ること遠きを以て之が改良工事は、古くより各支部の事業として遂行されつゝありたるが、其の方法區々にして一の方針無かりしを以て、本組合は一定の方針を樹て之が施行獎勵の必要を認め大正八年一月水路改良規程を制定し、地籍關係の各部が所屬水路に對し浚渫、堀鑿、岩石破碎等舟筏の通航及川狩を便にし其の保安並生産費を輕減する爲適當なる施設工事を行ひたる場合は、其の支出したる工費に對し本組合より七割五分以内の補助を爲し、之を助成するの策を執れり、而して大正七年より昭和二年迄十ヶ年間に於ける總工費は壹萬參千八百六拾壹圓七拾六錢にして之に對する補助金は六

597
23

千參拾參圓五拾九錢に達しつゝ、あり。

年 度	總 工 費	補 助 金
大 正 七 年	八三九、三五	三〇〇、〇〇
同 八 年	六一六、〇三	三五〇、〇〇
同 九 年	九四八、三三	六〇〇、〇〇
同 一〇 年	七九四、一五	四五〇、〇〇
同 一 一 年	一、三七〇、三〇	六〇〇、〇〇
同 一 二 年	一、二八四、六五	六三三、五九
同 一 三 年	二、六三九、九〇	七〇〇、〇〇
同 一 四 年	一、三五五、五〇	七〇〇、〇〇
昭 和 元 年	二、〇四五、六四	七〇〇、〇〇
同 二 年	一、九六七、九一	一、〇〇〇、〇〇
合 計	一三、八六一、七六	六、〇三三、五九

尙前記支川に於ける運材作業の進捗を圖り木材の水難防止し、併せて生産費の軽減を期する爲、本組合は大正九年一月支川速成改修規程を定め、前記水路改良規程とは、別異の方法に則り一大改修を企て、大正九年度水窪川を最先に改修を行へり、而して處理岩石五萬一千才、此工費金四千九百九拾壹圓貳錢にして内千五百圓は皇室林野局より支出を受け、他は折半して地元支部と本組合とに於て負擔

支出を爲したるものにして、同川改修後の成績は、川狩日數及費用に於て三割乃至五割を減少し、同川特有の川狩中の困難と水難とを大に緩和することを得たり、其後本規程により左表の通り各支川共改修工事は、着々進捗し一之瀬川を最終として累計四十六里五町間の主要部分の改修を斷行し、此所要工事總額貳萬貳千九百九拾壹圓貳錢に達し、水窪川を除く外地元關係支部と本組合と半額宛の負擔を爲せり、各支川共工事施行後の効果は、豫期以上にして生産費は殆んど半減せられたるのみならず、治水産業兩全の事業として相當の成果を收めたり。

支 川 名	施 行 年 度	施 行 區 域 延 長	工 事	工 事 仕 様
水 窪 川	大 正 九	四里十八町	四、九九一、〇二	岩石破碎
大 千 瀬 川	同	五里十町	三、〇〇〇、〇〇	岩石破碎灌漑用堰堤に通路新設
氣 田 川	同	十七里十六町	三、五〇〇、〇〇	岩石破碎及洲止工事
二 俣 川	同	七里十五町	二、五〇〇、〇〇	岩石破碎
遠 山 川	同	三里三十町	五、〇〇〇、〇〇	岩石破碎
阿 多 古 川	同	六里十二町	二、五〇〇、〇〇	岩石破碎灌漑用堰堤に通路改設
一 之 瀬 川	昭 和 元	一里十二町	一、五〇〇、〇〇	岩石破碎陸上用堰堤の改設
合 計		四十六里五町	二二、九九一、〇二	

597
23

六、流材繫留装置並保安施設

天龍本川に合流する數多の支川亦大雨毎に水量激増し、瞬時にして激流滔々流下するを以て、川狩中流失の災厄を蒙ること尠ならず、水窪川の如きは棒桁川の異名ありて流材すれば倒産する事を諷刺されたるものなり、茲に於て本組合は危険防塞の實を完ふする目的を以て各支部と協力し、支川の改修を行ひて流送の敏活進行を圖る外水窪川には楯枠を築造し、大入川には網場を設置して、水害時の木材防止を完全たらしめ、天龍川本川中には、木材の流入漂着すべき彎形好適の場所を選び繫留の途を講ずる外、海洋への逸流防止と其の保安を備ふる爲、貯木場並保安場を設備し流送の保全に努力しつゝあり。

イ、水窪川流木防止楯枠

本組合第三部に於ては、水窪川木材水難防止の目的を以て前記(七十一頁参照)の通り大正七年度より其の川尻なる天龍川合點より約五町上流恰好の場所を選定し、高二間幅二間長二間半のもの二個を一組とせる堅牢なる楯枠四組を築造したるも東岸逸水に伴ふ木材防止の効果少なりしに鑑み大正八年並大正十三年の兩年度更に二組を増設したるを以て防止の目的遺憾無く達成完美さるゝに至れり、然れども不豫期の洪水毎に楯枠の破損或は築設材料の腐朽するものあるが爲、之が維持修繕に要する

同部の費用毎年多額に達しつつあるを以て、本組合亦豫算の許す限り相當の補助を加へ來れり。右楯枠に要したる經費左の如し。

年 度	經 費	年 度	經 費
大 正	六、四八八、九三	大 正	九九一、八二
同	四、六八〇、七一	同	二、五九二、六二
同	二、五〇七、四六	昭 和	三、三五〇、六二
同	三、五八九、九〇	同	一、二〇〇、〇〇
同	三、四五八、五三	同	一、二〇〇、〇〇
同	一、六九三、九七	合 計	三一、七七四、六二

ロ、大入川 網場

大入川は、天龍川の支川、大千瀬川の支流にして愛知縣北設樂郡の東部を流し、源を信三國境に發し、流距十餘里に及ぶ、流域兩岸地方は杉扁柏の生育に勝れ、一帶の優良林業地域を占めつつあり、伐出材は古來より水運によりて下流に出て天龍材とし市場に供給せられたるものとす、然る處約二十年前發電計劃により振草川合流點より約二里二十町上流なる豊根村字田鹿地先に於て堰堤築造され、全水量を隧道に取り入れて天龍川岸の同村字湯之島に發電放水するに至りたる結果、爾來木材の流送全

597
23

く不可能に歸し、陸路峻坂を越へ遠く豊橋方面に輸送するの外なきに至れる爲め、運材賃は、従前に倍増し收支相償はざる苦境に沈淪したるを以て、本組合は、本流域よりの伐出材を再び天龍のものたらしめ、地区内製材工場の資材難解決の一助に充當せしめんとなし、降雨増水による堰堤超溢の水量を以て流送せしむる計劃を樹てたるも、流送中の水難防止装置施設の必要を認め、大正十五年七月靜岡愛知兩縣の許可を受け、天龍川木材株式會社の盡力により工事費六千三百五十圓を以て、一萬尺メ以上の收容力を有する木材繋留用網場を築設し、翌昭和二年四月より一般組合員の利用に供したる處同年度尺メ一萬五十五本、昭和三年度は十月迄に尺メ三千四百八本を收容保持するの實績を收め得、同川流域伐出材の流送上多大の効顯を擧ぐるに至れり。

ハ、流水繋留装置

天龍川本川に於ける流出材の海洋に逸流防止せんが爲め、本組合は、之を上流に於て抑止繋留する方法として河岸は全く岩石に構成され天然の灣形を形り、洪水の際濁流渦巻き水難流下材は、自然に之に流入することを得、而かも之が繋留に最も好適なる左記八ヶ所を選定し、大正十四年中金千五百圓を以て直徑五分以上の「スチールワイヤロープ」千九百餘間を購入して、地元代表の區長に分付し、斯業の熟練者をして一旦流入の木材は再び流失せざる様堆積留保せしむること、せり。

一、磐田郡佐久間村間淵

一ヶ所

- 一、同 郡龍川村千草釜 一ヶ所
- 一、同 郡同 村月の輪 一ヶ所
- 一、同 郡二俣町川口 三ヶ所
- 一、同 郡同 町西鹿島水神 一ヶ所
- 一、同 郡下阿多古村十郎 一ヶ所

ニ、白鳥貯木場

本組合は、木材保安及流材整理場として大正九年度に於て白鳥貯木場を新設せり、同所は、濱名郡中ノ町村白鳥及豊西村常光地先の天龍川堤防内に在り、面積七千五百坪、收容力筏約五百双、此工費貳千九百八拾六圓參拾錢を要し、内半額は地元關係支部負擔し半額は本組合に於て負擔したり、同所は恰も濱名郡中瀬村龍池村等灌漑水路の吐口に當り天然に港灣の形を存しつゝ、ありしを以て、天然的地勢を利用し得たる關係上、比較的僅少の工費を以て、竣工を遂けたるものにして、洪水時の絶好避難所たり、又流材の整理場として頗る恰好の箇所たり、組合員には、無料にて隨時之が使用を爲さしめつゝ、あり。

水、掛塚港灣木材保安場

本組合は、大正十二年中流材保安場として、掛塚港灣に於て、水面五千六百八十八坪、陸地九千二百六十八坪、合計一万四千九百五十六坪を金四千八百圓を以て買收せり。

597
23

本地は、往時より掛塚港として名聲高く、海運による天龍材積出の唯一の定泊場に當り、明治二十三年東海道線開通迄は、非常なる發展と盛衰を極めたるものなりしが、明治二十五年(乙)運輸株式會社が和田村半場より今の天龍川驛迄専用軌道を布設し、明治三十五年天龍川驛の開設するに至り、安全且敏速なる輸送機關の完備すると共に、以後年次衰退振はず、日露開戦に伴ふ軍兵軍需品輸送の爲め一時鐵道輸送力を奪はるゝや又々活況を呈するに至りしも、戦後の輸送力の恢復と共に益々萎靡振はず、明治四十年以後全く廢港と化したるものとす、目下自然の儘放任しあるを以て貯木場としての利用なきも、現時工事中にある天龍川改修工事の完成の曉に於て相當設備を加ふる時は、更に昔日の如き活境に向ひ貯木場として活用し得べきは明かなり。

七、海運賃及鐵道運賃の調節並輕減

生産費の大部分を占むる木材海陸輸送運賃の調節抑制及輕減の方策を講究することは、組合員の利害得失に關する重大なる事實たるに鑑み、本組合は設置以來、傳統的に常に重要問題として慎重講究を續け且最善の手段と臨機の施設を盡し來れり。

明三十六年(乙)天龍運輸株式會社と掛塚港海船主との海陸輸送同盟提携して木材運賃規定を專擅せんとしたる爲め、之によつて當業者の蒙むる運賃負擔の苛重に苦しむべき事實を察知し、之が牽制策と

して、恰も天龍川驛に創設の(乙)便利運送合資會社を支持し、明治四十三年度迄繼續補助金を支給之に對抗せしめて運賃昂騰を抑制し、明治三十六年には、掛塚港船主石川傳六氏外數名の船主に大正二年度迄繼續補助金を給付して、獨占的地の利による運送業者の專横を抑制し、運賃の低減を圖り、又明治三十九年天龍川西岸唯一の獨占的鐵道運輸機關に對し、之が牽制調節をなす目的を以て、東岸中泉驛より木材輸出の途を講ずる必要を認めて、池田村(田)運送合資會社、中泉驛(中)中泉倉庫株式會社、同(泉)中泉運送株式會社と協商の上、本組合機關運送店として、新に木材輸送を開始せしめ、之に明治四十二年度迄補助金を支給して、運賃引下を協定し、或は中泉驛木材發送責任噸數の引受け、之に伴ふ鐵道賃率の引下を鐵道當局に出願して、明治三十九年十月指令を得たる後、毎年責任噸數引受を完全に果して、運賃業者をして競争による運賃引下を爲さしめ、更に積極的施設としては、右三社併合による中泉軌道株式會社に大正九年三月迄補助金を支給して、池田、中泉驛間に輕便鐵道の敷設を慫慂して遂に明治四十二年開通せしむるに至りたる等凡ゆる積極的活動によりて天龍川を中心とする東西兩岸發送木材輸送機關の整備を果し、運賃の均衡統一を圖るに至れり。

右施設の外、大正四年には中ノ町を起點として濱松に通ずる軌條に依り濱松市及同驛に連絡輸送の目的を以て、新設の天龍遞送株式會社を、本組合の機關運送店とし、大正九年迄補助金を支給して、天龍川驛の(乙)天龍運輸株式會社、中泉驛の(泉)中泉軌道株式會社と、三線鼎立對峙の出現を促して、其間

の競争により運賃低下を促さしめ、又天龍材の製材並市場として、最も主要なる中ノ町、國吉、半場方面より天龍川驛に通ずる幅二間半、延長十四町の新道幹線及其支線延長二町間の開鑿を、本組合第十一部有志者發起の下に起工せしめて、交通の利便と取引改善促進並輸送運賃低減を圖りたるのみならず、更に進んで、從來鐵道貨車は、木材積載に適應せざる規格にして、多大なる空積運賃負擔を爲さざるべからざる不利あるを痛感し、本組合は、長二十六尺八寸の超大型貨車即ち天龍材二間物二本繼ぎを積込み得べき型式を有する貨車の新造請願を獻策して、遂に天龍川驛占用車として「ト三五〇〇〇號型重量十五噸容積十七噸」の新造車配給の基因をなし、之が爲め著るしく輸送能率の増進と、空積運賃の全免に因る運賃の低減の實を完うし、延ては全國的に本貨車普及の結果我國木材界に裨益する所尠からず。

八、販路擴張並取引方法の改善

本組合員の取扱へる天龍材は、地區内消費の外は古來掛塚港より海船により、殆んど全部を東京市場の間屋業者に送り、委託販賣を爲しつゝ、ありしが、鐵道の開通に伴ひ本州全土は勿論臺灣及朝鮮方面に販路の擴張を計ると共に、各産地各市場の狀況視察の必要を認め、左記地方に視察員を派遣し、尙米國材輸入の事實あるに鑑み大正十年には、遠く北米合衆國オレゴン洲、英領加奈陀等の産地を親

しく視察せしめ以て、對策の考究に資したり、爾來大に得る處多く販路を益々擴張するに至りたり、尙各地に開催の博覽會、共進會及品評會には、其都度組合員に出品方を勸誘幹旋し以て販路の擴張に努力しつゝ、あり。

年 月	視 察 地	視察人数
明治四十五年五月	朝鮮及臺灣	三人
大正六年度	北 海 道	一
大正八年度	北 海 道	三
同 年七月	紀州及木曾方面	三
大正十年四月	滿 州 及 朝 鮮	六
同 年七月	石 川、富 山、福井縣	二
大正十一年八月	米國オレゴガ洲其他	二
昭和二年七月	北 海 道 及 樺 太	七
	岐阜、富山、奈良、和歌山縣	

然るに新販路先の取引は、時代順應の方法に依り簡易敏活に取引を爲し得ると雖も、獨り東京市場との取引は、依然海船時代の舊習を墨守し居る爲め、弊害起り圓滑を缺き悖德不信の舉に出づる嫌あるは、洵に相互の不利たるのみならず、甚だ痛歎に堪へざる。のあるを以て、本組合は是等惡因襲の打破、積弊の一掃打開を圖るべき必要を認め、大正九年度中時代適應の取引法に改善する目的を以て交渉員を設け、組合理事者と共に數度上京の上間屋業者の代表委員と會合篤と交渉を重ねる處あり

597
23